

嘉麻市地域防災計画

令和3年8月

令和7年6月改定

嘉麻市防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の策定方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の位置づけ	1
第3 基本方針	2
第4 計画の構成	3
第5 計画の修正	3
第2節 関係機関等の業務大綱	4
第1 実施責任	4
第2 市	5
第3 消防本部	6
第4 消防団	6
第5 自主防災組織	7
第6 県	7
第7 警察	8
第8 指定地方行政機関	9
第9 自衛隊	13
第10 指定公共機関	13
第11 指定地方公共機関	15
第12 広域連合・一部事務組合	17
第13 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	17
第14 市民・事業者	19
第3節 市の概況	21
第1 自然的条件	21
第2 社会的条件	23
第4節 災害危険性	26
第1 災害履歴	26
第2 災害危険性	28
第3 想定する災害	31
第5節 防災ビジョン	32
第1 防災ビジョン	32
第2 基本目標	33
第2章 災害予防計画	38
第1節 災害に強い組織・ひとづくり	38
第1 防災組織の整備	38
第2 自主防災組織における活動の推進	40
第3 災害ボランティア活動の育成・活動支援	42
第4 防災知識の普及	44
第5 訓練計画	48
第6 調査・連携	50
第7 市民一人ひとりが行う防災対策	51
第2節 災害に強いまちづくり	52
第1 都市防災化計画	52
第2 建築物災害予防計画	53
第3 文化財災害予防計画	55
第4 ライフライン施設等災害予防計画	55
第5 交通施設災害予防計画	57
第6 治水計画	58
第7 土砂災害防止計画	61
第8 液状化災害予防計画	65
第9 火災予防計画	65
第10 林野火災予防計画	68
第11 鉱山災害予防計画	68
第12 原子力災害への対応	68
第3節 災害に備えた防災体制づくり	71
第1 広域応援・受援体制等整備計画	71
第2 災害対策本部体制等整備計画	72
第3 災害救助法等運用体制整備計画	75
第4 情報通信施設等整備計画	75

第5	広報体制整備計画	78
第6	二次災害の防止体制整備計画	79
第7	避難体制等整備計画	80
第8	交通・輸送体制整備計画	85
第9	帰宅困難者支援体制の整備	86
第10	医療救護体制整備計画	88
第11	救出・救助体制の整備	88
第12	要配慮者安全確保体制整備計画	89
第13	災害ボランティアの活動環境等整備計画	94
第14	災害備蓄物資等整備・供給計画	95
第15	住宅の確保体制整備計画	98
第16	保健衛生・防疫体制整備計画	98
第17	災害廃棄物処理体制整備計画	99
第18	複合災害予防計画	100
第19	業務継続計画の策定	100

第3章 風水害応急対策計画 102

第1節	活動体制の確立	102
第1	職員の動員配備	102
第2	警戒活動	104
第3	災害警戒本部の設置	105
第4	災害対策本部の設置	105
第5	災害対策本部の運営	107
第2節	応援要請・受入れ計画	116
第1	受援体制	116
第2	自衛隊派遣要請、受入れ等	117
第3	県、他市町村等への応援要請	119
第4	要員の確保	122
第5	ボランティアの受入れ・支援	125
第6	海外からの支援の受入れ	127
第3節	災害救助法適用計画	128
第1	災害救助法の適用申請	128
第2	災害救助費関係資料の作成及び報告	129
第4節	防災気象情報等伝達計画	130
第1	通信体制の確保	130
第2	気象情報、河川情報等の監視	132
第3	防災気象情報等伝達計画	134
第4	洪水予報・水防警報等	135
第5	土砂災害警戒情報の伝達	140
第6	異常現象発見時における措置	141
第5節	被害情報等収集伝達計画	143
第1	風水害、土砂災害の警戒・巡視活動	143
第2	初期情報の収集	144
第3	被害調査	145
第4	災害情報の取りまとめ	147
第5	安否情報の収集・提供	147
第6	県、関係機関への被害報告、通知	148
第7	国への被害報告	150
第6節	広報・広聴計画	152
第1	災害広報	152
第2	報道機関への協力要請及び報道対応	153
第3	関係機関による広報	153
第4	広聴活動	154
第7節	避難計画	155
第1	避難の指示等	155
第2	警戒区域の設定	160
第3	避難誘導	162
第4	広域的避難者の受入れ	163
第5	指定避難所の開設	163
第6	指定避難所の運営	164
第8節	救急・救助・消防活動計画	170
第1	行方不明者名簿の作成及び搜索	170
第2	救助活動の実施	170
第3	救急活動の実施	171

第4	消防活動の実施	171
第9節	医療救護計画	174
第1	医療救護チームの編成	174
第2	医療救護所の設置	175
第3	医療救護活動	175
第4	後方医療機関の確保と搬送	176
第5	医薬品、医療資機材等の確保	177
第6	被災者の健康と衛生状態の管理	177
第7	心のケア対策	178
第10節	生活救援活動計画	179
第1	給水計画	179
第2	食料供給計画	180
第3	生活必需品等供給計画	182
第11節	交通対策・緊急輸送計画	185
第1	交通情報の収集、道路規制	185
第2	道路交通の確保	186
第3	車両等、燃料の確保、配車	188
第4	緊急通行車両の確認申請	188
第5	緊急輸送	189
第6	物資集積拠点の設置	189
第7	臨時ヘリポートの設置	190
第12節	保健衛生、防疫、環境対策計画	191
第1	食品の衛生対策	191
第2	防疫活動	191
第3	指定避難所等の保健衛生	192
第4	有害物質の漏洩等防止	193
第5	し尿の処理	193
第6	ごみの処理	194
第7	障害物の除去	195
第8	動物の保護、収容	196
第13節	要配慮者支援計画	199
第1	要配慮者の安全確保、安否確認	199
第2	避難行動要支援者の避難支援	200
第3	指定避難所の要配慮者に対する応急支援	200
第4	福祉避難所等の確保、要配慮者の移送	201
第5	要配慮者への各種支援	201
第6	福祉仮設住宅の供給	202
第7	福祉仮設住宅での支援	202
第8	災害により新たに発生した要配慮者に関する対策	202
第9	外国人、旅行者、帰宅困難者への支援	203
第10	災害対応に携わる者への支援	203
第14節	遺体捜索及び収容火葬計画	204
第1	遺体の捜索	204
第2	遺体の処理、検案	205
第3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	205
第4	遺体の火葬	206
第15節	文教対策計画	207
第1	幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	207
第2	応急教育	208
第3	保育所（園）児童の安全確保、安否確認	209
第4	応急保育	210
第5	文化財対策	210
第16節	応急仮設住宅提供等計画	211
第1	空家住宅への対応	211
第2	応急仮設住宅の建設等	211
第3	応急仮設住宅の入居者選定	212
第4	被災住宅の応急修理	213
第17節	災害警備計画	214
第1	防犯活動への協力	214
第18節	公共施設等応急対策計画	215
第1	上水道施設	215
第2	電力・ガス・通信・鉄道施設	215
第3	道路・橋梁施設	218

第4	河川、水路、ため池	218
第5	その他の公共施設	219
第19節	二次災害防止計画	220
第1	危険物の安全対策	220
第2	二次災害の防止	220
第3	広報及び避難対策	221

第4章 震災応急対策計画 222

第1節	活動体制の確立	222
第1	職員の動員配備	222
第2	警戒活動	223
第3	災害警戒本部の設置	224
第4	災害対策本部の設置	225
第5	災害対策本部の運営	225
第2節	応援要請・受入れ計画	226
第3節	災害救助法適用計画	226
第4節	防災気象情報等伝達計画	226
第1	通信体制の確保	226
第2	地震情報の収集伝達	226
第3	異常現象発見時における措置	228
第5節	被害情報等収集伝達計画	229
第1	地震災害の警戒・巡視活動	229
第2	初期情報の収集	229
第3	被害調査	229
第4	災害情報の取りまとめ	229
第5	安否情報の収集・提供	229
第6	県、関係機関への被害報告、通知	229
第7	国への被害報告	230
第6節	広報・広聴計画	231
第7節	避難計画	231
第1	避難の指示等	231
第2	警戒区域の設定	233
第3	避難誘導	233
第4	広域的避難者の受入れ	233
第5	指定避難所の開設	233
第6	指定避難所の運営	233
第8節	救急・救助・消防活動計画	234
第9節	医療救護計画	234
第10節	生活救援活動計画	234
第11節	交通対策・緊急輸送計画	234
第12節	保健衛生、防疫、環境対策計画	234
第13節	要配慮者支援計画	234
第14節	遺体捜索及び収容火葬計画	234
第15節	文教対策計画	235
第16節	応急仮設住宅提供等計画	235
第1	被災建築物の応急危険度判定	235
第2	被災宅地の危険度判定	237
第3	空家住宅への対応	238
第4	応急仮設住宅の建設等	238
第5	応急仮設住宅の入居者選定	238
第6	被災住宅の応急修理	238
第17節	災害警備計画	239
第18節	公共施設等応急対策計画	239
第19節	二次災害防止計画	239
第1	震災消防活動	239
第2	危険物の安全対策	239
第3	二次災害の防止	239
第4	広報及び避難対策	239

第5章 大規模事故等応急対策計画 240

第1節	大規模事故対策計画	240
-----	-----------	-----

第1	大規模事故の応急対策	240
第2節	危険物等災害対策計画	243
第1	危険物等災害の応急対策	243
第3節	林野火災対策計画	245
第1	林野火災の応急対策	245
第4節	放射線災害対策計画	247
第1	放射線災害の応急対策	247
第5節	原子力災害対策計画	252
第1	体制の整備	252
第2	情報の収集、提供	253
第4	原子力災害応急対策活動	256

第6章 災害復旧復興計画 259

第1節	災害復旧事業計画	259
第1	災害復旧事業の推進	259
第2	激甚法による災害復旧事業	260
第3	原子力災害復旧対策	262
第2節	被災者等の生活再建等の支援計画	264
第1	生活相談	264
第2	罹災証明の発行	265
第3	雇用機会の確保	268
第4	義援金品の受付及び配分	268
第5	災害弔慰金等の支給	269
第6	生活資金の確保	270
第7	郵便事業の支援措置	272
第8	租税の減免等	272
第9	住宅復興資金の融資	274
第10	災害公営住宅の建設等	274
第3節	地域復興の支援計画	275
第1	農林漁業者への支援	275
第2	中小企業者への支援	276
第3	風評被害等への対応	276
第4節	災害復興計画	277
第1	復興本部の設置	277
第2	復興事前準備	277
第3	復興に対する合意形成	277
第4	復興計画の推進	277

■用語の定義

No.	略称（本計画）	正式名称
1	市	嘉麻市
2	災害対策本部	嘉麻市災害対策本部
3	県	福岡県
4	県災害対策本部	福岡県災害対策本部
5	農林事務所	福岡県飯塚農林事務所
6	保健福祉環境事務所	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
7	県土整備事務所	福岡県飯塚県土整備事務所
8	県税事務所	福岡県飯塚・直方県税事務所
9	警察署	福岡県警嘉麻警察署
10	自衛隊	陸上自衛隊第4師団（飯塚駐屯地）
11	J R 九州(株)	九州旅客鉄道株式会社
12	N T T 西日本(株)	西日本電信電話株式会社（北九州支店）
13	九州電力	九州電力株式会社（飯塚営業所）
14	消防本部	飯塚地区消防本部
15	ふくおか県央	ふくおか県央環境広域施設組合
16	消防団	嘉麻市消防団
17	日赤県支部	日本赤十字社（福岡県支部）
18	医師会	飯塚医師会
19	歯科医師会	飯塚歯科医師会
20	薬剤師会	飯塚薬剤師会
21	農業協同組合	福岡嘉穂農業協同組合
22	商工会	嘉麻市商工会、嘉麻商工会議所
23	社会福祉協議会	嘉麻市社会福祉協議会
24	防犯協会	福岡県嘉麻防犯協会

第1章 総則

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

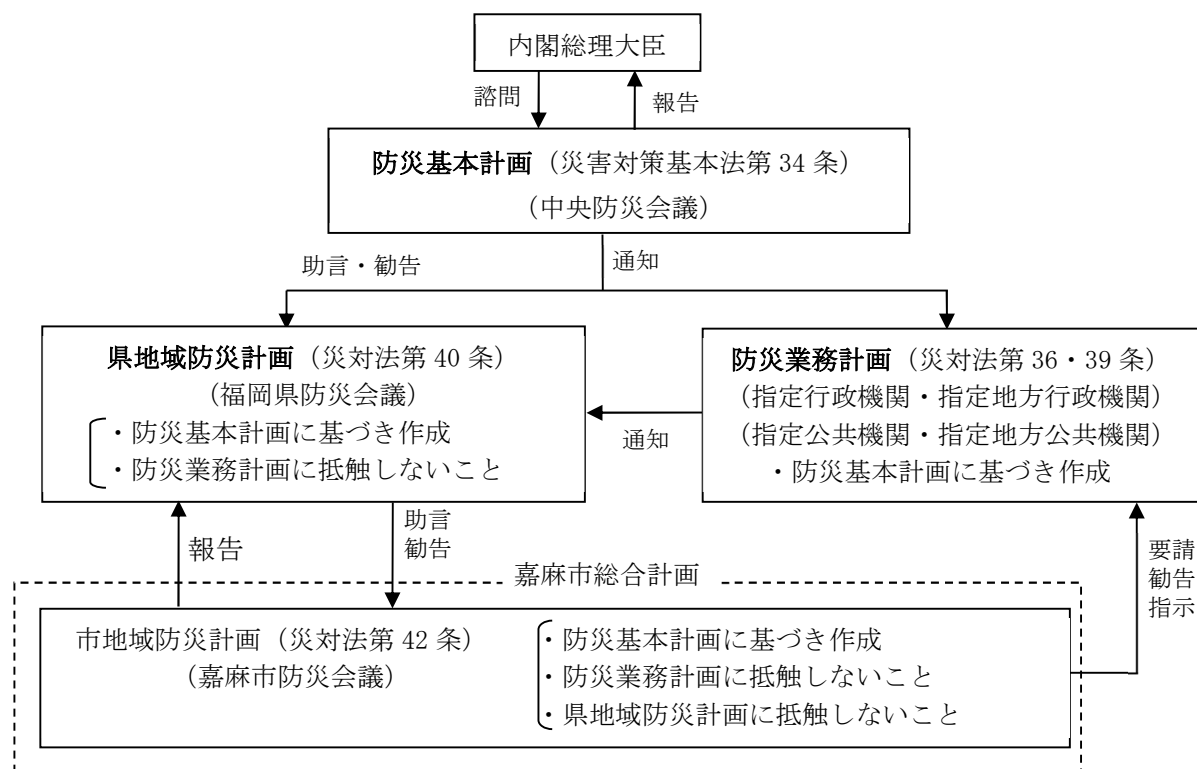
- 嘉麻市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び嘉麻市防災会議条例（平成18年条例第149号）第2条の規定に基づき、嘉麻市防災会議が作成する計画である。
- 市地域防災計画は、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。
- この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずる。
- 市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現により、市民福祉の確保に万全を期する。

第2 計画の位置づけ

- 市地域防災計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び市民が分担処理すべき事務・業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画であり、国の防災指針を定めた「防災基本計画」（中央防災会議）及び福岡県地域防災計画（令和2年3月修正版）（以下「県地域防災計画」という。）と密接な関連性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた本市独自の計画である。
- 嘉麻市総合計画は、本市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するもので、市の防災施策も同計画に基づき実施する。
- 嘉麻市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき策定するもので、地震等の被害から市民を安全に守るため、住宅・建築物の耐震化を計画的に進めることを目的とする。そのため市地域防災計画が総合的な計画であるのに対して、市耐震改修促進計画は専門的かつ限定的な計画である。

■市地域防災計画の役割

- 地方公共団体が計画的に防災行政を進めるうえでの指針としての役割
- 市民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うに当たっての尊重すべき指針としての役割



第3 基本方針

- 本計画の基本方針を、次のとおり定める。

1. 災害時の被害を最小化する「減災」の推進

- 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とする。人命を守ることを最優先としたうえで、経済的被害も少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組み合わせ、効果的な取組みを推進する。

2. 「自助・共助・公助」の組合せによる取組みの推進

- 市民の生命、身体、財産を守ることは行政の責務である。しかし、行政が取り組む「公助」にも限界があることから、市民一人ひとりが自分の命は自分が守るという意識を持って行動を取り、自分ができることを知り自らの命を守る「自助」、地域社会でできることを考え話し合いお互いを守る「共助」を適切に組み合わせた取組みを推進する。

3. 「男女共同参画」の視点に基づいた多様な視点からの取組みの推進

- 男女共同参画の視点に立ち、高齢者、障がい者、子ども、外国人等、様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組みを推進する。市民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取組みを推進する。

第4 計画の構成

- 本計画の構成は、次のとおりである。

■計画の構成

構成		内容
本編	第1章 総則	・市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害、防災の基本方針等について定めたもの。
	第2章 災害予防計画	・災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するために平時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたもの。
	第3章 風水害応急対策計画	・風水害における災害警戒時の応急対策、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第4章 震災応急対策計画	・地震発生直後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策等を定めたもの。
	第5章 大規模事故等 応急対策計画	・地震や風水害以外の災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第6章 災害復旧復興計画	・災害応急対策以降において、市民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取組み及び復興の基本方針等を定めたもの。
資料編		・上記に係わる各種資料を取りまとめたもの。

第5 計画の修正

- 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを嘉麻市防災会議において修正する。

第2節 関係機関等の業務大綱

- 防災関係機関等は、その業務が直接的なもの、あるいは間接的なものを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。本市を管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は、次のとおりである。

第1 実施責任

① 市

- ・ 市は、防災の第一次的責務を有するものとして、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

② 県

- ・ 県は、県域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

③ 指定地方行政機関

- ・ 指定地方行政機関は、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

④ 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

⑤ 広域連合・一部事務組合、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ・ 広域連合・一部事務組合、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 市

■風水害、地震災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	(災害予防) ・防災会議に係る事務に関すること ・災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ・防災施設の整備に関すること ・防災に係る教育、訓練に関すること ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ・給水体制の整備に関すること ・他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること ・管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること ・住民の自発的な防災活動の促進に関すること ・災害危険区域の把握に関すること ・各種災害予防事業の推進に関すること ・防災知識の普及啓発に関すること ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ・企業等の防災対策の促進に関すること ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ・災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること ・帰宅困難者対策の推進に関すること ・調査・研究に関すること ・防災まちづくりに関すること (災害応急対策) ・水防・消防等応急対策に関すること ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ・避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること ・災害時における文教、保健衛生に関すること ・災害広報及び被災者からの相談に関すること ・被災者の救難、救助その他の保護に関すること ・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ・復旧資機材の確保に関すること ・災害対策要員の確保・動員に関すること ・災害時における交通、輸送の確保に関すること ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ・被災宅地の応急危険度判定の実施に関すること ・災害ボランティアの活動支援に関すること ・市所管施設の被災状況調査に関すること ・し尿・がれき・ごみの処理に関すること ・罹災証明等に関すること (災害復旧) ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること ・義援金品の受領、配分に関すること ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること ・市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	(災害予防) ・原子力防災に関する知識の普及啓発に関すること ・教育及び訓練の実施に関すること (災害応急対策) ・災害状況の把握及び伝達に関すること ・緊急時環境放射線モニタリングの実施の協力に関すること ・糸島市の住民等の避難受入れに係る協力に関すること ・市民の緊急避難に関すること ・市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限に関すること ・市民等への汚染農水産物等の出荷制限等に関すること ・被ばく者の診断及び措置への協力に関すること (災害復旧) ・放射性物質による汚染の除去に関すること ・放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること ・各種制限措置の解除に関すること ・損害賠償の請求等に必要資料の整備に関すること ・情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減に関すること ・文教対策に関すること

第3 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
飯塚地区消防本部	(災害予防) ・風水害、火災等の予防に関すること ・消防力の維持向上に関すること ・市町村と共同での地域防災力の向上に関すること ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ・災害に関する情報収集、伝達に関すること ・風水害、火災等の警戒、防御に関すること ・消防活動に関すること ・救急・救助活動に関すること ・避難活動に関すること ・行方不明者の調査、搜索に関すること ・その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること

第4 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
市消防団	(災害予防) ・風水害、火災等の予防に関すること ・団員の能力の維持・向上に関すること ・市及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること (災害応急対策) ・風水害、火災等の警戒、防御に関すること ・消防活動に関すること ・救急・救助活動に関すること ・避難活動に関すること ・行方不明者の搜索に関すること ・市及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること

第5 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織	(災害予防・災害応急対策) ・地域住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること ・出火防止及び初期消火に関すること ・被災者の救出救護及び避難誘導の協力に関すること ・被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運營業務等に関すること ・その他応急対策全般についての協力に関すること

第6 県

■風水害、地震災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	(災害予防) ・防災会議に係る事務に関すること ・県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ・防災施設の整備に関すること ・防災に係る教育、訓練に関すること ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ・防災知識の普及に関すること ・要配慮者の安全確保に関すること ・消防応援活動調整本部に関すること ・企業等の防災対策の促進に関すること ・災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること ・帰宅困難者対策の推進に関すること (災害応急対策) ・災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ・被災児童・生徒に対する応急教育の実施に関すること ・災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること ・災害ボランティアの活動支援に関すること ・県所管施設の被災状況調査に関すること (災害復旧) ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること ・物価の安定に関すること ・義援金品の受領、配分に関すること ・災害復旧資機材の確保に関すること ・災害融資等に関すること

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	(災害予防) ・原子力防災体制の整備に関する事 ・通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事 ・環境放射線モニタリング施設及び体制の整備に関する事 ・環境条件の把握に関する事 ・原子力防災に関する知識の普及啓発に関する事 ・教育及び訓練の実施に関する事 ・事故発生時における国、市町村等との連絡調整に関する事 ・応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事 (災害応急対策) ・災害状況の把握及び伝達に関する事 ・緊急時の環境放射線モニタリングの実施に関する事 ・市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入り制限の指示、助言に関する事 ・保健医療調整本部の設置・運営に関する事 ・被ばく者の診断及び措置に関する事 ・市町村長に対する住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等に関する事 ・市町村長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等に関する事 (災害復旧) ・放射性物質による汚染の除去に関する事 ・放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事 ・市町村長に対する各種制限措置の解除の指示に関する事 ・情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減に関する事 ・文教対策に関する事 ・相談窓口の設置に関する事 ・その他災害対策に必要な措置に関する事

第7 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
県警察本部 (嘉麻警察署)	(災害予防) ・災害警備計画に関する事 ・警察通信確保に関する事 ・関係機関との連絡協調に関する事 ・災害装備資機材の整備に関する事 ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ・防災知識の普及に関する事 (災害応急対策) ・災害情報の収集及び伝達に関する事 ・被害実態の把握に関する事 ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 ・行方不明者の調査に関する事 ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事 ・不法事案等の予防及び取締りに関する事 ・被災地、指定緊急避難場所・指定避難所、重要施設等の警戒に関する事 ・避難路及び緊急交通路の確保に関する事 ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 ・広報活動に関する事 ・遺体の見分・検視に関する事

第8 指定地方行政機関

■風水害、地震災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(災害予防) ・警備計画等の指導に関すること (災害応急対策) ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ・広域的な交通規制の指導調整に関すること ・他の管区警察局との連携に関すること ・管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ・警察通信の運用に関すること ・津波警報等の伝達に関すること
福岡財務支局	(災害応急対策) ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ・国有財産の無償貸付等の措置に関すること (災害復旧) ・地方公共団体に対する災害融資に関すること ・災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	(災害応急対策) ・災害状況の情報収集、通報に関すること ・関係職員の現地派遣に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	(災害予防) ・米穀の備蓄に関すること ・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること (災害応急対策) ・応急用食料の調達・供給に関すること ・農業関係被害の調査・報告に関すること ・災害時における病虫害の防除及び家畜の管理に関すること ・種子及び飼料の調達・供給に関すること (災害復旧) ・被害農業者等に対する融資等に関すること ・農地・施設の復旧対策の指導に関すること ・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ・土地改良機械の緊急貸付に関すること ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ・技術者の応援派遣等に関すること
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(災害予防) ・国有保安林・治山施設の整備に関すること ・林野火災予防体制の整備に関すること (災害応急対策) ・林野火災対策の実施に関すること ・災害対策用材の供給に関すること (災害復旧) ・復旧対策用材の供給に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州経済産業局	(災害予防) ・各取扱い事業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 (災害応急対策) ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 ・罹災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 ・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 (災害復旧) ・生活必需品・復旧資機材等の供給の円滑な確保に関する事 ・被災中小企業の復旧資金の確保・あっせんに関する事
九州産業保安監督部	(災害予防) ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事 (災害応急対策) ・鉱山における応急対策の監督指導に関する事 ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事
九州運輸局 (福岡運輸支局)	(災害予防) ・交通施設及び設備の整備に関する事 ・宿泊施設等の防災設備に関する事 (災害応急対策) ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事 ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事 ・緊急輸送命令に関する事
大阪航空局 (福岡空港事務所、 北九州空港事務所)	(災害予防) ・指定地域上空の飛行規制等の周知徹底に関する事 ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事 (災害応急対策) ・災害時における航空機輸送の安全確保に関する事 ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事
福岡管区気象台	(災害予防)・(災害応急対策) ・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 ・地方公共団体の行う防災対策の技術的な支援・助言に関する事 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
九州総合通信局	(災害予防) ・非常通信体制の整備に関する事 ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事 (災害応急対策) ・災害時における電気通信の確保に関する事 ・非常通信の統制、管理に関する事 ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡労働局	(災害予防) ・事業所における災害防止のための指導監督に関すること ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること (災害応急対策) ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること (災害復旧) ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等に関すること
九州地方整備局 (遠賀川河川事務所、飯塚出張所、北九州国道事務所、筑豊維持出張所)	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 (災害予防) ・気象観測通報についての協力に関すること ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること ・災害危険区域の選定又は指導に関すること ・防災資機材の備蓄、整備に関すること ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ・水防警報等の発表及び伝達に関すること ・港湾施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ・洪水予警報の発表及び伝達に関すること ・水防活動の指導に関すること ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ・災害広報に関すること ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること ・海上の流出油等に対する防除措置に関すること ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること (災害復旧) ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(災害応急対策) ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ・広域的な交通規制の指導調整に関すること ・災害に関する情報収集及び連絡調整に関すること
福岡財務支局	(災害応急対策) ・災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関すること
九州厚生局	(災害応急対策) ・独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整に関すること ・独立行政法人国立病院機構への被災傷病者の収容、治療の要請に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州農政局	(災害応急対策) ・災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物等への影響に係る情報収集等及び安全性確認のための指導に関する事 ・災害時における応急用食料等の確保等に関する事 ・災害時の食料の供給指導、緊急引き渡しの措置に関する事 ・汚染米の移動規制及び処理に関する事 (災害復旧) ・農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導に関する事 ・被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解除に関する指導に関する事
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(災害応急対策) ・国有林野・国有林産物の状況の把握に関する事
九州経済産業局	(災害応急対策) ・原子力発電所の安全確保及び原子力防災に係る指導監督に関する事 (災害復旧) ・復旧資機材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
九州産業保安監督部	(災害応急対策) ・危険物等の保安確保に関する事
九州運輸局 (福岡運輸支局)	(災害応急対策) ・災害時における輸送用車両のあっせん、確保に関する事 ・災害時における船舶のあっせん、確保に関する事 ・自動車運送事業者に対する運送命令等に関する事 ・運送の安全確保に関する指導
大阪航空局 (福岡空港事務所、 北九州空港事務所)	(災害応急対策) ・航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関する事 ・指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
福岡管区气象台	(災害応急対策) ・災害時における気象情報の発表及び伝達に関する事 ・災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報・警報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
九州総合通信局	(災害応急対策) ・災害時における電気通信の確保に関する事 ・非常通信の統制、管理に関する事 ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
福岡労働局	(災害応急対策) ・労働者の被ばく管理の監督指導に関する事 ・労働災害調査及び労働者の労災補償に関する事
九州地方整備局 (遠賀川河川事務所、飯塚出張所、北九州国道事務所、筑豊維持出張所)	(災害予防) ・国管理の国道、一級河川の管理及び調整に関する事 (災害応急対策) ・交通規制及び輸送路の確保に関する事

第9 自衛隊

■風水害、地震災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第4師団 (飯塚駐屯地)	(災害予防) ・災害派遣計画の作成に関すること ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること (災害応急対策) ・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第4師団 (飯塚駐屯地)	(災害応急対策) ・緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること ・住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援に関すること ・その他災害応急対策の支援に関すること
航空自衛隊 西部航空方面隊	(災害応急対策) ・その他災害応急対策の支援に関すること

第10 指定公共機関

■風水害、地震災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
J R 九州(株)	(災害予防) ・鉄道施設の防火管理に関すること ・輸送施設の整備等安全輸送の確保・整備に関すること ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること (災害復旧) ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
N T T 西日本(株)、N T T コミュニケーションズ (株)、(株)N T T ドコモ (九州支社)、K D D I (株)、ソフトバン ク(株)、楽天モバイル (株)	(災害予防) ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること ・応急復旧通信施設の整備に関すること (災害応急対策) ・津波警報、気象予報・警報等の伝達に関すること ・災害時における重要通信に関すること ・災害関係電報、電話料金の減免・免除に関すること
日本銀行 (福岡支 店)	(災害予防・災害応急対策) ・銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節に関すること ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること ・金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること ・各種措置に関する広報に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) ・災害医療体制の整備に関する事 ・災害医療用薬品等の備蓄に関する事 (災害応急対策) ・災害時における医療助産等の実施に関する事 ・指定避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事
日本放送協会 (北九州放送局)	(災害予防) ・防災知識の普及に関する事 ・災害時における放送の確保対策に関する事 (災害応急対策) ・気象予報・警報等の放送周知に関する事 ・指定避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関する事 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 ・災害時における広報に関する事 (災害復旧) ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
西日本高速道路(株)	(災害予防) ・管理道路の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) ・管理道路の疎通の確保・整備に関する事 (災害復旧) ・被災道路の復旧事業の推進に関する事
日本通運(株)(福岡支店)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	(災害予防) ・緊急輸送体制の整備に関する事 (災害応急対策) ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事 (災害復旧) ・復旧資機材等の輸送協力に関する事
九州電力(株) 九州電力送配電(株)	(災害予防) ・電力施設の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) ・災害時における電力の供給確保に関する事 (災害復旧) ・被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
日本郵便(株) (碓井郵便局、嘉穂郵便局、稲築郵便局、上山田郵便局、飯塚郵便局)	(災害応急対策) ・災害時における郵便事業運営の確保に関する事 ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策及びその窓口業務の確保に関する事 ・「災害時における相互協力に関する覚書」に基づく協力に関する事

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
J R 九州(株)	(災害応急対策) ・災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関する事
NTT西日本(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ(九州支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	(災害応急対策) ・災害時における通信の確保に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行（福岡支店）	（災害応急対策） ・通貨の円滑な供給確保に関する事 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関する事
日本赤十字社 （福岡県支部）	（災害応急対策） ・災害時における医療救護等の実施に関する事
日本放送協会 （北九州放送局）	（災害予防） ・原子力防災知識の普及に関する事 （災害応急対策） ・災害情報の伝達に関する事
日本通運(株)福岡支店、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	（災害応急対策） ・災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関する事
日本郵便(株) （碓井郵便局、嘉穂郵便局、稲築郵便局、上山田郵便局、飯塚郵便局）	（災害応急対策） ・災害時における郵便事業運営の確保に関する事

第11 指定地方公共機関

■風水害、地震災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
(株)西日本新聞社、(株)朝日新聞西部本社、(株)毎日新聞西部本社、(株)読売新聞西部本社、(株)時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、(株)熊本日日新聞社福岡支社、(株)日刊工業新聞社西部支社	（災害予防） ・防災知識の普及に関する事 ・災害時における報道の確保対策に関する事 （災害応急対策） ・気象予報・警報等の報道周知に関する事 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 ・災害時における広報に関する事 （災害復旧） ・被災報道施設の復旧事業の推進に関する事
RKB毎日放送(株)、(株)テレビ西日本、九州朝日放送(株)、(株)福岡放送、(株)TVQ九州放送、(株)エフエム福岡、(株)CROSS FM、ラブエフエム国際放送(株)	（災害予防） ・防災知識の普及に関する事 ・災害時における放送の確保対策に関する事 （災害応急対策） ・気象予警・警報等の放送周知に関する事 ・指定避難所等への受信機の貸与に関する事 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 ・災害時における広報に関する事 （災害復旧） ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
公益社団法人福岡県医師会	（災害予防・災害応急対策） ・災害時における医療救護の活動に関する事 ・負傷者に対する医療活動に関する事 ・防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 福岡県歯科医師会	(災害予防) ・ 歯科医療救護活動体制の整備に関する事 (災害応急対策) ・ 災害時の歯科医療救護活動に関する事
公益社団法人 福岡県看護協会	(災害予防) ・ 災害看護についての研修や訓練に関する事 (災害応急対策) ・ 要配慮者への支援に関する事 ・ 指定避難所等における看護活動に関する事 ・ 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関する事
公益社団法人 福岡県薬剤師会	(災害予防) ・ 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関する事 (災害応急対策) ・ 災害医療救護活動に関する事 ・ 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する事 ・ 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関する事 ・ 指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関する事 ・ その他公衆衛生活動に関する事
公益社団法人 福岡県トラック協会	(災害予防) ・ 緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事 (災害応急対策) ・ 緊急・救援物資の輸送に関する事
一般社団法人 福岡県LPガス協会	(災害予防) ・ LPガス施設の整備と防災管理に関する事 ・ LPガス供給設備の耐震化の確保に関する事 (災害応急対策) ・ 災害時におけるLPガスの供給確保に関する事 (災害復旧) ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	(災害予防) ・ 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関する事 ・ 職員や住民の災害に対する意識の向上に関する事 (災害応急対策) ・ 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実にに関する事 ・ 災害ボランティアの活動体制強化に関する事 ・ 県共同募金会等との協働による募金活動への取組みに関する事

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
(株)西日本新聞社、(株)朝日新聞西部本社、(株)毎日新聞西部本社、(株)読売新聞西部本社、(株)時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、(株)熊本日日新聞社福岡支社、(株)日刊工業新聞社西部支社	(災害予防) ・ 原子力防災知識の普及に関する事 (災害応急対策) ・ 災害情報の伝達に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
R K B 毎日放送(株)、 (株)テレビ西日本、九州朝日放送(株)、(株)福岡放送、(株)TVQ九州放送、(株)エフエム福岡、(株)CROSS FM、ラブエフエム国際放送(株)	(災害予防) ・原子力防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ・災害情報の伝達に関すること
公益社団法人 福岡県医師会	(災害応急対策) ・災害時における医療救護等の実施に関すること
一般社団法人 福岡県歯科医師会	(災害応急対策) ・災害時における歯科医療救護等の実施に関すること
公益社団法人 福岡県トラック協会	(災害応急対策) ・災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
一般社団法人 福岡県L Pガス協会	(災害応急対策) ・災害時におけるL Pガスの供給確保に関すること

第12 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
ふくおか県央環境広域施設組合	(災害予防・災害応急対策) ・所掌事務についての防災対策に関すること

第13 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

■風水害、地震災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
飯塚医師会	(災害応急対策) ・医療救護及び助産活動に関すること ・遺体の検案に関すること ・県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること
飯塚薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) ・医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること ・医薬品の調達、供給に関すること ・県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整に関すること
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策) ・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ・災害時における負傷者の医療、助産、救助に関すること
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) ・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ・災害時における入所者の保護に関すること
危険物施設等管理者	(災害予防) ・安全管理の徹底及び防災施設の整備に関すること
福岡県広域森林組合 嘉飯山支店	(災害応急対策) ・市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・林産物の災害応急対策の指導に関すること ・被災林家に対する融資及びあっせんに関すること ・林業生産資機材及び林家生活資機材の確保、あっせんに関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡嘉穂農業協同組合	(災害応急対策) ・市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・農作物の災害応急対策の指導に関すること ・被災農家に対する融資及びあっせんに関すること ・農業生産資機材及び農家生活資機材の確保、あっせんに関すること
商工会（嘉麻市商工会、嘉麻商工会議所）	(災害応急対策) ・市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・災害時における物価安定の協力に関すること ・救助物資、復旧資機材の確保の協力、あっせんに関すること
建設事業者団体	(災害応急対策) ・道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること ・倒壊住宅等の撤去の協力に関すること ・応急仮設住宅の建設の協力に関すること ・その他災害時における復旧活動の協力に関すること ・各事業者との連絡調整に関すること
嘉麻防犯協会	(災害応急対策) ・災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること ・災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること ・その他災害応急対策の業務の協力に関すること
金融機関	(災害応急対策) ・被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置に関すること

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡嘉穂農業協同組合	(災害応急対策) ・農産物の出荷制限等応急対策の指導に関すること ・食料供給支援に関すること
福岡県広域森林組合 嘉飯山支店	(災害応急対策) ・林産物に関する対策の指導に関すること
漁業協同組合連合会・漁業協同組合	(災害応急対策) ・水産物の出荷制限等応急対策の指導に関すること
商工会（嘉麻市商工会、嘉麻商工会議所）	(災害応急対策) ・救助用物資及び復旧資機材の確保、協力並びにあっせんに関すること
学校法人	(災害予防) ・原子力防災に関する知識の普及及び指導に関すること ・原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施に関すること (災害応急対策) ・避難施設としての協力に関すること

■原子力事業者

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州電力㈱	(災害予防) ・原子力発電所の防災体制の整備に関する事 ・原子力発電所の災害予防に関する事 ・災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供に関する事 ・防災教育及び訓練の実施に関する事 ・原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事 ・環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関する事 ・応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事 ・原子力防災に関する知識の普及啓発に関する事 (災害応急対策) ・協定による緊急時における通報及び報告に関する事 ・緊急時における災害応急対策活動体制の整備に関する事 ・原子力発電所の施設内の応急対策に関する事 ・緊急時医療措置の実施のための協力に関する事 ・環境放射線モニタリングの実施に関する事 ・県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関する事 ・相談窓口の設置に関する事 (災害復旧) ・原子力発電所の災害復旧に関する事

第14 市民・事業者

1 市民の責務

- 市民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、日ごろから自主的に災害に備える。
- 平時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認する。
 - ・食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずる
 - ・地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど
- 災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力する。内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努める。

2 事業者の責務

- 事業者等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーン^(注)の確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の整備等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力する。
- 特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講ずるとともに、国、県、市との物資・役務の供給協定

の締結に努める。

(注) サプライチェーン：原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資機材調達、生産、物流、販売などのビジネス機能（事業者）が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。

第3節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積

- 本市は、面積 135.11k m²で県のほぼ中央に位置し、北は飯塚市、東は田川市、川崎町、添田町、西は飯塚市、桂川町、筑前町、南は朝倉市、東峰村にそれぞれ接している。



2 地勢

- 本市の南部には古処・屏・馬見連峰、南東部には戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林を有し、そこを源流とする遠賀川をはじめとする河川が南北に流れ、市の北部及び北西部に流域平野を形成している。
- 市全体の約 80%が森林と耕作地であり、多様な生態系を保護する山林や河川流域に広がる生産緑地等、水と緑が豊富な地域である。

■本市の主な河川

級別	水系	河川名
一級河川	遠賀川	遠賀川
一級河川	遠賀川	泉河内川
一級河川	遠賀川	山田川
一級河川	遠賀川	千手川
一級河川	遠賀川	芥田川

3 気象

- 九州北部に位置する本市は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区に区分される。この気候区では、年平均気温は 15～16℃、1 月の平均気温は 6℃以下で九州のほかの地域に比べて低い。年降水量は、1,700mm 前後で、県南部の山沿いに比べて降水量は少ない。この気候区の最大の特徴は、冬季に北西の季節風を受けて風の強い日が多いことである。
- 飯塚測候所による気象観測結果（30 年間）では、年降水量の平均値は 1766.9mm、年平均気温は 15.7℃である。月ごとの降水量の変化では、梅雨と台風の影響で、6 月、7 月に降水量が多い。

■嘉麻市の気象(平年値)

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
1 月	5.0	9.3	1.0	2.2	103.7	71.6
2 月	5.9	10.6	1.6	2.3	118.7	80.5
3 月	9.0	14.0	4.2	2.3	146.4	126.8
4 月	14.1	19.7	8.9	2.3	177.6	129.3
5 月	18.6	24.2	13.7	2.2	192.0	163.2
6 月	22.4	27.2	18.5	2.2	145.9	295.5
7 月	26.4	30.8	23.1	2.4	165.3	331.3
8 月	27.1	31.9	23.5	2.2	196.3	168.9
9 月	23.2	28.1	19.5	1.9	156.4	182.0
10 月	17.4	23.0	12.8	1.7	173.9	74.8
11 月	12.0	17.3	7.3	1.8	135.3	82.9
12 月	7.2	12.0	2.7	2.0	120.5	60.3
全年	15.7	20.7	11.4	2.1	1831.0	1766.9

(資料：気象庁「気象統計情報」飯塚地域気象観測所 (アメダス))

(注) 統計期間は 1981～2010 の 30 年

■台風の平年値

項目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
発生数	0.3	0.1	0.3	0.6	1.1	1.7	3.6	5.9	4.8	3.6	2.3	1.2	25.6
接近数				0.2	0.6	0.8	2.1	3.4	2.9	1.5	0.6	0.1	11.4
上陸数						0.2	0.5	0.9	0.8	0.2	0.0		2.7

(資料：気象庁「気象統計情報」)

(注) 平年値は、1981 年～2010 年の 30 年平均

(注) 日本への接近は 2 ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

4 地形

- 本市の南端は古処・馬見山山地、東端は戸谷・朝日岳山地が境し、市の南東部から北西部に向かって延びる遠賀川谷底平野、山田川谷底平野に沿って、北西方向に向かって次第に標高が低下する。
- 古処山の北西麓からは千手川谷底平野が北に向かって広がり、遠賀川谷底平野に交わる。

5 地質

- 古処・馬見山山地は、主に中生代の花崗岩類からなり北麓にはわずかに古生代の変成岩が分布する。戸谷・朝日岳山地には、主に古生代の変成岩類が分布するが、多くは中生代の

花崗岩類により貫入され、変成岩類の分布は少ない。

- これら先第三紀基盤岩に挟まれた構造的な盆地には、石炭を産する第三紀の堆積岩が広く分布し筑豊炭田の一部を形成している。
- 遠賀川や山田川沿いには、段丘地形を形成する段丘堆積物や河川沿いの谷底平野を形成する沖積層の未固結堆積物が分布している（以上、土地分類基本調査「後藤寺」「大宰府」「甘木」より抜粋）。
- 本市周辺では、遠賀川最上流部から小石原に北西-南東方向に分布する嘉麻峠-小石原断層が西山断層（嘉麻峠区間）の一部として活断層に認定されている（「九州地域の活断層の長期評価（第一版）表3」地震調査研究推進本部地震調査委員会より）。

第2 社会的条件

1 人口

- 本市の人口は 34,549 人、世帯数は 18,014 世帯である。
- 人口は、昭和 56 年の 54,510 人より急激に下降傾向を示している。
- 世帯数は、核家族化の進行及び一人暮らし高齢者の増加に伴い、継続的に増加している。
- 65 歳以上の高齢者人口は、全体の 41.4% を占め、少子高齢化が進行している。

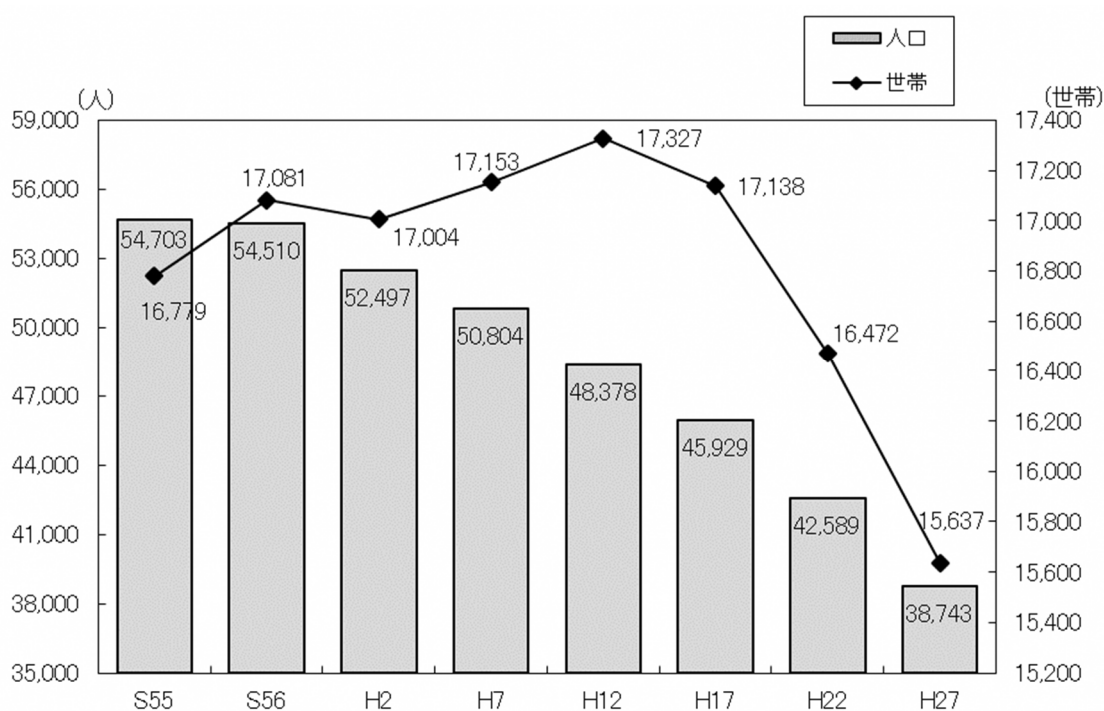
■本市の人口

令和 6 年 4 月現在

人口	34,549 人（男 16,184 人 女 18,365 人） （年少人口割合 10.4%、生産年齢人口割合 48.2%、高齢者人口割合 41.4%）
世帯数	18,014 世帯

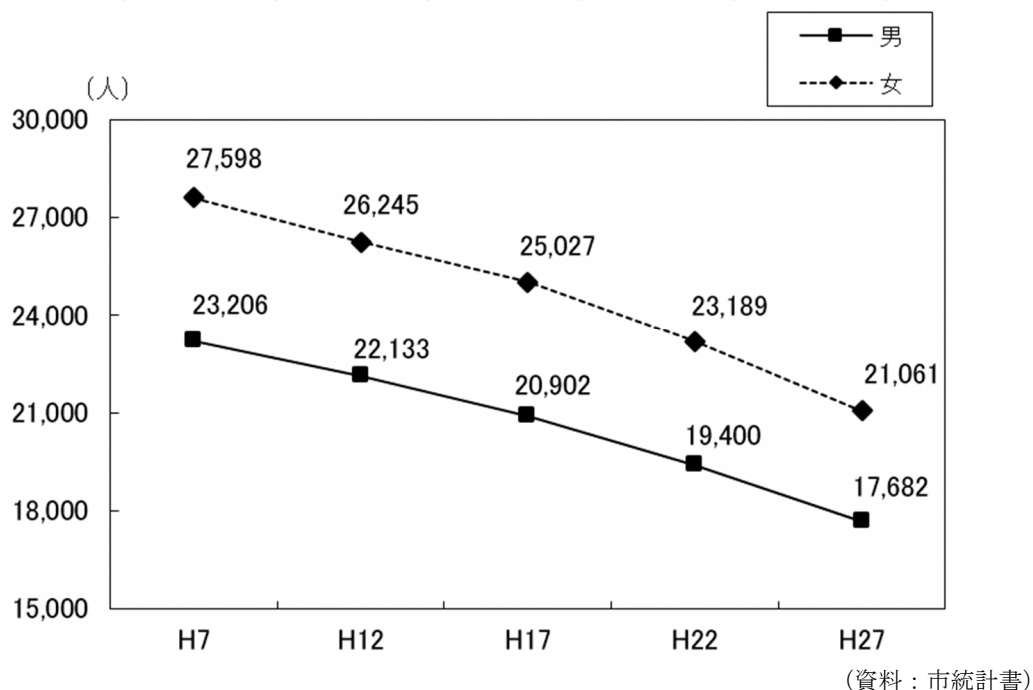
（資料：市統計書）

■本市の人口推移

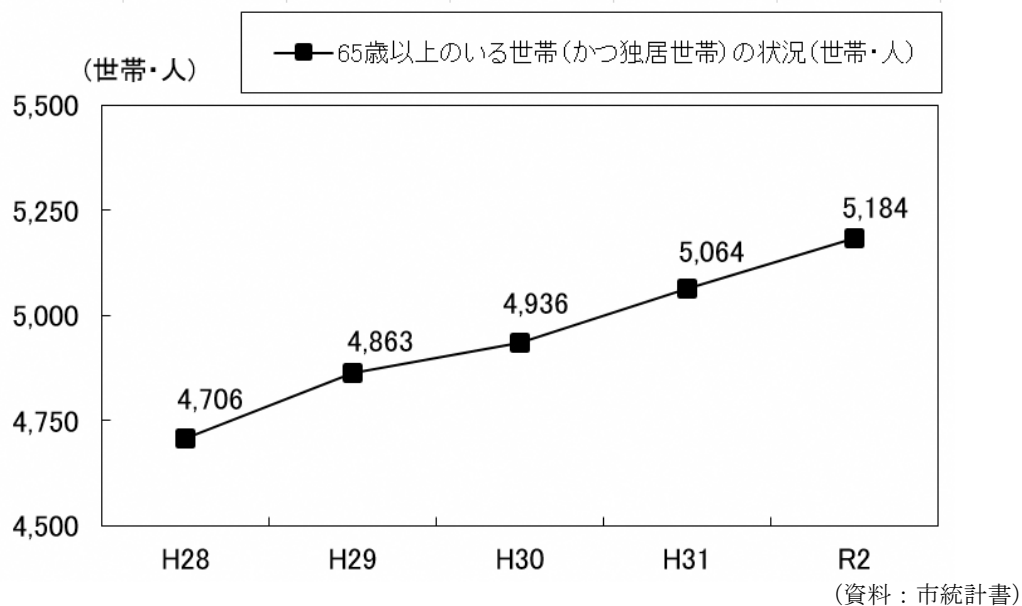


（資料：国勢調査）

■本市の男女別人口の推移



■本市の65歳以上のいる世帯(かつ独居世帯)の状況



2 土地利用の状況、変遷

- 土地の利用状況を地目別に見ると、宅地が7.8%、田や畑などの耕地が16.7%、山林・原野が35.6%、雑種地・その他が40.1%となっている。
- 昭和40年代の高度経済成長期から近年にかけて徐々に宅地化され、土地利用の変遷を見ると、昭和40年代から現在の約30年間で宅地面積が約2.0倍、山林・原野が約1.4倍増加し、田、畑及び雑種地・その他が減少していることから、従来の水田や畑地として利用されていた土地が、徐々に宅地や都市基盤施設に変化していくと同時に、雑種地・その他が山林・原野の形態に変化していく傾向にあることが特徴として示されている。

■土地利用変遷の状況

(単位：％)

土地利用区分	昭和 40 年代	昭和 60 年代	現在
田	15.9	15.0	14.1
畑	3.8	3.6	2.6
宅地	3.9	5.2	7.8
山林・原野	26.3	30.7	35.6
雑種地・その他	50.2	45.4	40.1

(資料：県「土地に関する概要調書」)

(注 1) その他は非課税地を含む。

(注 2) 合計値は四捨五入の関係上必ずしも 100 とはならない。

(注 3) 現在の欄は平成 30 年 1 月 1 日現在のデータ (税務課)

第4節 災害危険性

- 本市における風水害及び地震の災害危険性等について、「嘉麻市防災アセスメント調査報告書」（平成19年度）（以下「市防災アセスメント」という。）、県地域防災計画、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月、県）（以下「県防災アセスメント」という。）等に基づき、次の概要のとおり検討を行った。

第1 災害履歴

1 風水害

- 本市における昭和時代以降の風水害としては、昭和28年の豪雨災害が最も被災規模の大きい風水害である。
- 近年の住家被害を見ると、平成21年7月24日～8月6日（床上浸水48世帯、床下浸水175世帯）、平成24年7月13日～8月6日（床上浸水78世帯、床下浸水357世帯、一部損壊7世帯）に、さらに近年では平成30年7月豪雨（平成30年6月28日～7月8日）では、全壊2世帯、半壊8世帯、一部損壊9世帯、床上浸水29世帯、床下浸水19世帯と豪雨災害が発生している状況にある。
- 風水害の種別としては、がけ崩れなどの土砂災害が多数発生している。
- 本市の近年の土砂災害発生状況を見ると、28年間（昭和52年～平成16年）で73件発生している。災害種別の内訳は、土石流1件、がけ崩れ69件、クラック・はらみだし1件、不明2件であるが、平成30年7月豪雨では土砂災害（がけ崩れ）が99件と多数発生している。発生した土砂災害は、大部分ががけ崩れによるものであり、土石流災害は、平成9年以降発生していない。

2 地震災害

- 福岡県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、2005年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、福岡市（震度6弱）で甚大な被害を経験した。本市の被害は、震度5強（最大）で、負傷者4人、家屋の一部損壊15棟等であった。
- 福岡県では福岡管区气象台での有感地震記録によれば、1904年の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震及びその余震の2度であり、また、震度4（1941年、1996年日向灘、1968年の愛媛県西方沖、1991年周防灘）は4回観測している。
- 本市に最も大きい揺れをもたらした地震は、史実上、西暦679年の「筑紫地震」である。これは、福岡県西方沖地震の震度と同程度と推定されている。
- 「筑紫地震」は、日本書紀に記述されており、マグニチュード7クラスの地震が筑紫の国を襲ったことが読みとれる。この地震は、県が行った活断層調査（1996年「福岡県活断層調査報告書」）により、うきは市から久留米市北部を東西にのびる「水縄（みのう）断層系（長さ約26km）」で発生したことが確認された。
- 本市に影響をもたらしたその他の地震としては、1707年「宝永南海地震」、1723年「九州北部地震」、1854年「伊予西部地震」などがある。

※資料編 1-2 国内の地震災害状況

■嘉麻市上山田における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	合計
1926～1995 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1996 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1997 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1998 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1999 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2000 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2001 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2002 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2003 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2004 年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2005 年	19	2	1	2	0	0	0	0	0	24
2006 年	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
2007 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2008 年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
2009 年	4	2	1	0	0	0	0	0	0	7
2010 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2011 年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2012 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2013 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2014 年	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
2015 年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
2016 年	46	12	4	1	0	0	0	0	0	63
2017 年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2018 年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2019 年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(資料：気象庁震度データベース（1926 年～2019 年）)

(注) 1996 年 9 月以前の 5、6 は 5 弱、6 弱としている

■福岡県西方沖地震による福岡県の被害状況

市町村名	人的被害				住家（住居）			避難 勧告 （対象 世帯）		自主 避難		その他
					全壊	半壊	一部 損壊					
	死者	負傷			棟	棟	棟	世帯	人	世帯	人	
		重傷	軽傷									
北九州市	0	3	0	3	0	0	5	0	0	0	0	非住家 9、がけ崩れ 1、ガス漏れ 2、ブロック塀 3 件
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756	0	0	0	0	道路被害 172 箇所 港湾被害 96 漁港 11 ガス漏れ 153（全て応急処理済） 水道被害 1,691 福岡地区水道事業団導水管被害 5
東区	0	118	25	93	6	56	1,315	0	0	0	0	
博多区	1	163	13	150	9	43	334	0	0	0	0	
中央区	0	368	53	315	9	67	494	0	0	0	0	
南区	0	80	12	68	1	5	69	0	0	0	0	
城南区	0	56	12	44	0	0	176	0	0	0	0	
早良区	0	94	8	86	2	27	462	0	0	0	0	
西区（除く玄界島）	0	140	30	110	7	79	1,845	0	0	0	0	
※玄界島	0	19	10	9	107	46	61	0	0	0	0	
嘉麻市	0	4	1	3	0	0	15	0	0	0	0	
その他	0	141	33	108	2	29	4,395	0	0	0	0	
計	1	1,186	197	989	143	352	9,171	0	0	0	0	

(資料：県資料（平成 18 年 1 月 31 日）)

3 林野火災

- 近年の火災状況を見ると、通常の出火で集落が全焼するといった大規模な火災は発生していないが、年に数件程度の建物火災が発生している。
- 林野火災については平成 14 年に 1 件発生しており、乾燥時期には大規模な延焼による林野火災が発生しないように注意が必要である。

※資料編 1-3 嘉麻市の火災発生状況

第2 災害危険性

1 風水害

- 本市において風水害を受ける可能性がある箇所は、県地域防災計画（災害危険箇所編）等によれば、次のとおりである。

■市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・面積
水害	重要水防箇所【県知事管理区間】(河川)	5 箇所
	〃 【国土交通大臣管理区間】(A：堤防)	5 箇所
	〃 【〃】(B：堤防)	34 箇所
	〃 【〃】(重点区間：堤防)	1 箇所
	重要水防構造物【国土交通大臣管理区間】(A)	2 箇所
	〃 【〃】(B)	12 箇所
	〃 【〃】(要注意)	7 箇所
	災害危険河川区域【県知事管理区間】	31 箇所
	防災上重要な農業水利施設	111 箇所
土砂災害	砂防指定地	29 箇所
	土石流危険渓流	113 箇所
	地すべり防止区域	1 箇所
	地すべり危険箇所	3 箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	33 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）	137 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）	138 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）	26 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）	11 箇所
	土砂災害（特別）警戒区域 土石流	131 箇所
	土砂災害（特別）警戒区域 急傾斜地の崩壊	402 箇所
	土砂災害（特別）警戒区域 地すべり	3 箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	2 箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	157 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（国有林）	10 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	53 箇所
	地すべり危険地区（民有林）	3 箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	115 箇所
	トンネルの震災による危険箇所	0 箇所

（資料：県地域防災計画（災害危険箇所編）、県水防計画（令和2年度））

2 地震災害

- 本市では、市防災アセスメントにおいて市地域防災計画を策定するための長期的目標として、市に最も接近している西山断層南部を震源としてマグニチュード 7.0（2005 年 3 月 20

日福岡県西方沖地震相当)の地震規模で被害想定を行った。この結果、本市においては、建物被害(全壊大破計 約 520 棟)、ライフライン被害(上水道 約 360 箇所)、人的被害(死者 約 30 人、負傷者 約 5,000 人、避難者 約 3,210 人)等、甚大な被害が想定される。

- 県防災アセスメントでは、県の代表的活断層(水縄断層、小倉東断層、西山断層、警固断層の4つの断層)が存在する地域でマグニチュード6～7.3クラスの地震を想定したケースと、市町村内での地震動等の分布状況を把握するために、M6.9、深さ10kmの地震動を基盤一定に与えた被害想定が行われている。

■市域の最大地震想定の設定

諸元		設定値
想定断層		西山断層
活断層の長さ (km)		29
マグニチュード (M)		7 (3/20 同規模=既往最大)
震源断層の位置		断層南部
震源断層の長さ L (km)		10
震源断層の幅 W (km)		5
震源断層の深さ d (km)	上端	5
	下端	15
北端の座標		130° 28' 44"
		33° 50' 0"
南端の座標		130° 36' 12"
		33° 41' 11"

(資料：市防災アセスメント)

■嘉麻市の地震被害想定結果

区分		警固断層 南東部※1	西山断層 北西下部※1	基盤一定 (参考) ※1	西山断層 南部※2
地震の規模 (M:マグニチュード)		7.2	7.3	6.9	7.0
震源の深さ		2～17km	2～17km	10km	5～10km
最大震度		6 弱	6 強	6 弱	6 強
液状化危険度 (最大)		高い	高い	高い	かなり高い
崩壊 斜面	危険度A斜面数	2	10	5	—
	被災棟数	0	2	0	—
被害数 地震火災	全出火件数	1	2	1	2
	炎上出火件数	1	1	1	—
	消火不能件数	1	1	1	—
	焼失棟数	0	0	0	11
建物被害棟数	全壊・木造棟数	204	366	254	520
	大破・非木造棟数	6	12	8	2
	全壊・大破 棟数計	210	378	262	522
	半壊・木造棟数	61	386	154	—
	中破・非木造棟数	3	17	7	—
	半壊・中破棟数計	64	403	161	—
	全・半壊、大・中破 棟数計	274	781	423	—
被害箇所数 ライフライン	上水道管 (箇所数)	9	48	24	363
	下水道管 (箇所数)	0	0	0	—
	都市ガス管 (箇所数)	0	0	0	—
	電力 (電柱) (本数)	1	2	1	—
	電話 (電話柱) (本数)	0	1	1	—
人的被害人数	死者数	12	23	15	32
	負傷者数	495	704	565	5,001
	要救出現場数	84	151	105	—
	要救出者数	54	98	68	—
	要後方医療搬送者数	50	70	57	—
	避難者数	322	579	401	3,208
生活支障数	住居制約世帯数	1,156	5,547	2,843	—
	食料・飲料水制約世帯数	1,000	5,333	2,666	—
	電気制約世帯数	0	0	0	—
	情報通信制約回線数	0	0	0	—
	教育制約施設数	0	0	0	—
	エレベーター閉じ込め者数	11	28	17	—
	帰宅困難者数	4,343	4,343	4,343	—

(資料：※1 県防災アセスメント)

(資料：※2 市防災アセスメント)

第3 想定する災害

- 市地域防災計画は、本市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本市で発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎として作成を行った。
- 市地域防災計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

■想定災害

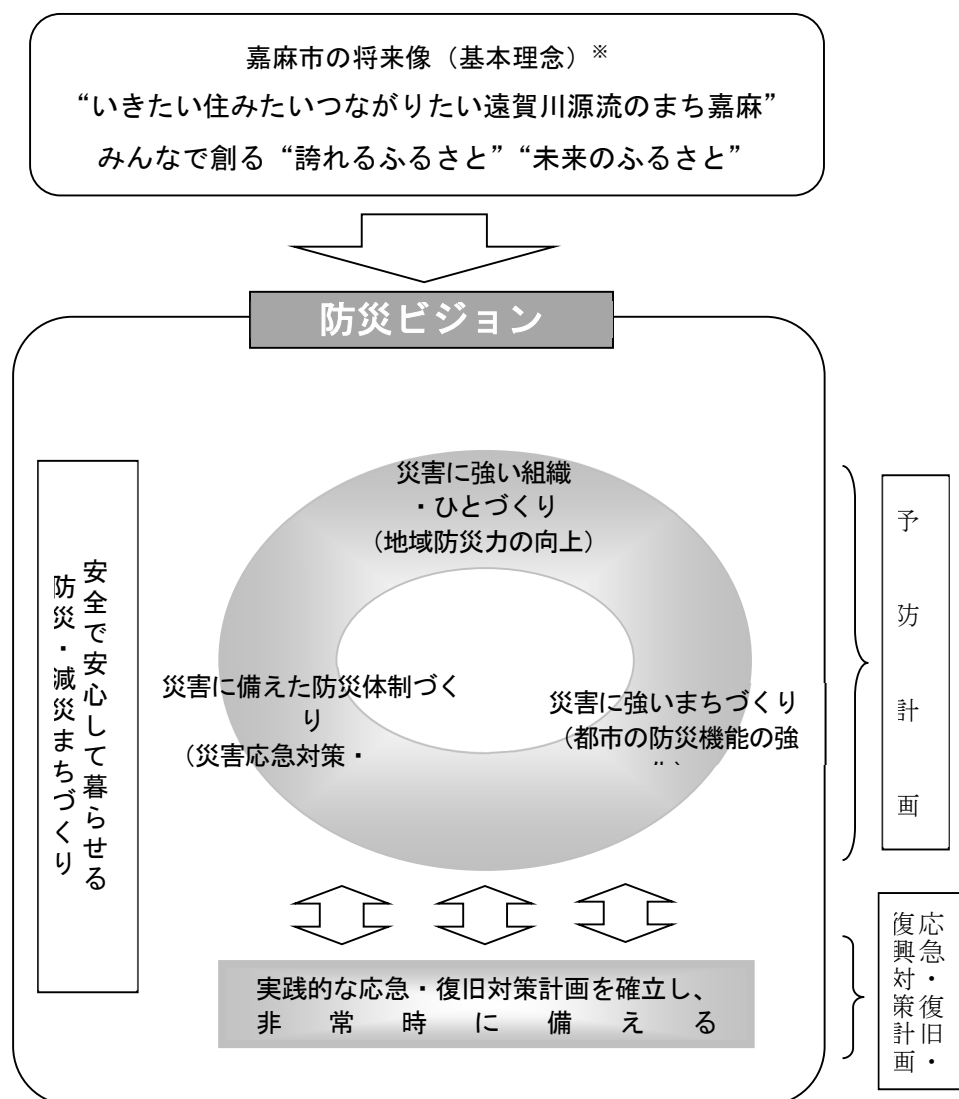
1. 風水害
 - 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
 - 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
 - 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
 - 低湿地域などの排水不良による浸水等の災害
 - 豪雨、台風に伴う大雨による土砂災害
2. 地震災害
 - 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害
 - 液状化による災害
3. 大規模事故
 - 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
 - 航空機事故
 - 大規模な火災
 - 土木工事等における事故
 - その他
4. 危険物等災害
 - 消防法で規定する「危険物」による災害
 - 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
 - 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
 - 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害
5. 林野火災
 - 火災による広範囲にわたる林野の焼失等
6. 放射線・原子力災害
 - 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生
7. 鉱山災害
 - 地表の変動（沈下、傾斜など）、地下水の変化
 - ぼた山の崩壊、地すべり、流出、自然発火、有毒ガスや酸性不良水の発生

第5節 防災ビジョン

第1 防災ビジョン

- 本市の地域特性や今後の開発動向を踏まえた市地域防災計画の策定及び運用の指針として、過去の災害の教訓を踏まえ、「安全で安心して暮らせる防災・減災まちづくり」を理念とし、男女共同参画の視点に基づき市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として、力を結集して災害に強い嘉麻市を創り上げるため、次の4つのテーマを防災ビジョンとして掲げる。

■防災ビジョン



※嘉麻市総合計画（平成29年3月）

第2 基本目標

- 市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のように定める。

■基本目標(第2章 災害予防計画)

方針	災害予防計画	基本目標
地域 防災 力の 向上	第1節 災害に強い組織・ ひとづくり	○市民一人ひとりが、自らの安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、市及び関係機関の職員が、防災の知識と技術を身につけ、臨機応変に任務を遂行できるよう体制を構築する。 ○市民一人ひとりに家庭、職場、運転時における心得るべき措置の啓発を行う。 ○大規模災害に備え、男女共同参画の視点にたち、全市民が積極的に防災に対処しながら、避難所生活等における2次的苦痛を防止するための組織づくりを行う等、ひとづくり活動を推進する。 ○混乱期における被害の軽減及び要配慮者・避難行動要支援者等の救援を、地域の助け合いによりカバーできるように、平時からの防災意識を高めるとともに、自主防災組織、事業者や団体を育成・支援する。 ○市、関係機関、事業者、団体、市民等が、臨機応変に対処できるよう、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。 ○学校における児童・生徒に対する防災教育を実施する。 ○災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、男女共同参画の視点にたったボランティア活動の普及啓発、ボランティアリーダー等の育成、災害ボランティアの受入れ体制の整備等を図る。 ○男女共同参画の推進が防災、復興の基盤となることに基づき、「主体的な担い手」として嘉麻市防災会議委員をはじめ、女性の登用を推進する。 ○市民は、自分のできることを知り「自分の命は自分が守る」という防災の基本原則のもと、平時の生活に防災を関連付け、平時から災害への備えを行う。
都市の 防災 機能の 強化	第2節 災害に強いまちづくり	○大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、まちの延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。 ○災害発生時に危険性のあるブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ○道路、橋梁、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。 ○河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちづくりを推進する。 ○土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止策をハード・ソフトの両面から実施する。 ○がけ崩れや液状化が発生する危険のある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。 ○適切な指定緊急避難場所・指定避難所等を選定、確保し、その安全性の強化を図る。 ○原子力災害関連情報の収集や適切な情報伝達手段の整備、放射能等に関する正しい知識の普及啓発、広域的避難者の受入れ体制の整備など、未経験の原子力災害に備える。

方針	災害予防計画	基本目標
災害応急対策・復旧・復興対策への備え	第3節 災害に備えた防災体制づくり	○情報収集伝達ルートを確認する観点から、多重・多様な情報収集伝達ルートの充実、災害情報データベースシステム整備、情報の分析・整理・活用を図る。 ○すみやかな協力体制を得るように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を結ぶ。 ○各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制の強化を図る。 ○社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業者防災組織等を指導・支援し、要配慮者・避難行動要支援者等の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。なお、促進に当たっては、男女共同参画の視点をもって実施する。 ○平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。 ○食料、生活必需品、資機材等の備蓄基本計画を作成する。

■基本目標(第3・4章 風水害・震災応急対策計画)

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧・復興対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 活動体制の確立	○災害発生直後の混乱期や勤務時間外においても指揮命令系統を迅速に立ち上げる。 ○大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動体制により対応する。
	第2節 応援要請・受入れ計画	○市職員だけでは対応できない事態と判断される場合は、県・自衛隊・民間団体・事業者等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受入れ体制を確保する。 ○災害ボランティア等の受入れ体制の整備や活動支援を行う。
	第3節 災害救助法適用計画	○法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会の秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の確立を図る。
	第4節 防災気象情報等伝達計画	○災害対策に係る気象情報、河川情報等を的確に監視し、警報等の迅速な伝達に備える。 ○市民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係機関への伝達を行う。 ○多重・多様な情報伝達手段を確保する。
	第5節 被害情報等収集伝達計画	○被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ○市域の全地区について、被害の全体像を把握する。 ○被害状況、被害予測から適切な対応を行い、必要に応じて関係機関、市民等への伝達を行う。 ○多重・多様な情報伝達手段を確保する。 ○迅速な市民の安否確認や支援情報の提供に向けた体制を整える。
	第6節 広報・広聴計画	○正確な情報を伝え、二次的被害や混乱、風評被害等を防止する。 ○情報の空白地域・時間を解消する。 ○被災者からの相談受付広報サービスを行う。

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧・復興対策計画を確立し、非常時に備える	第7節 避難計画	○消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し、市民及び外来者等を安全に避難させる。 ○災害発生直後から指定緊急避難場所・指定避難所を開設し、指定避難所の運営は自主防災組織等の自主運営に移行させる。また、必要に応じて広域的避難者の受入れを行う。 ○要配慮者や女性等の多様なニーズに配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。 ○指定避難所等における女性や子育て家庭等、生活者の多様なニーズ、保健衛生への配慮を行う。 ○指定避難所等における性暴力、DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー行為、児童虐待等が起こらないよう安全確保に努める。
	第8節 救急・救助・消防活動計画	○延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を行う。 ○クラッシュ症候群*等に対処するため、市、消防本部・消防団・関係機関・団体、市民等が協力し、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。 ○行方不明となった市民の迅速な把握及び捜索を行う。 ※クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。
	第9節 医療救護計画	○災害発生直後から医療救護サービスが実施できるよう、医療救護チーム、医療救護所（以下「救護所」という。）、医療資機材等を迅速に確保する。 ○高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。 ○指定避難所及び在宅の被災者への継続的な医療救護サービスやメンタルヘルスケアを供給する。
	第10節 生活救援活動計画	○医療機関等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。 ○ライフラインの復旧や住宅再建により被災者が自活できるようになるまでの間、飲料水・食品・生活必需品等の供給を行う。
	第11節 交通対策・緊急輸送計画	○予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携して、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ○輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、事業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。
	第12節 保健衛生、防疫、環境対策計画	○災害発生後の感染症・食中毒・その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。 ○ごみ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、指定避難所等における集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。 ○適切な死亡畜獣の処理、愛護動物（以下「ペット」という。）等の保護、収容を行う。
	第13節 要配慮者支援計画	○高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者や帰宅困難者等に対し、自主防災組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安全確認・避難誘導等の支援を行う。 ○指定避難所、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。また、相談の受付や適切な広報活動等により、指定避難所における要配慮者等の不安の解消を図る。 ○旅行者・帰宅困難者に対し、交通その他必要な情報提供を行うとともに、一時的な休息・宿泊場所を提供するなどの支援を行う。

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧・復興対策計画を確立し、非常時に備える	第14節 遺体捜索及び収容 火葬計画	○遺体の腐乱を防止するため、捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資機材、遺体安置所等を適正に確保する。
	第15節 文教対策計画	○学校の指定避難所の早期閉鎖を促し、学校教育の早期再開を行う。 ○児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。 ○文化財の所有者・管理者に対し、災害により文化財に被害が発生した場合の対応を周知し、文化財の保護を図る。
	第16節 応急仮設住宅提供 等計画	○迅速な建物応急危険度判定等を実施し、余震等による建物の危険を防止するとともに、仮設住宅の建設等、住宅供給体制を早期に確保する。 ○仮設住宅供給（建設）体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。
	第17節 災害警備計画	○警察と協力し、市・事業者・団体・市民等が連携して、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。
	第18節 公共施設等応急対策計画	○生活関連施設（ライフライン）の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ○公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止や低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を図る。 ○ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。
	第19節 二次災害防止計画	○災害に伴う二次災害を防止するため、危険箇所の調査及び安全対策を進めるとともに、二次災害の危険箇所について、市民への広報活動を行う。

■基本目標(第5章 大規模事故等応急対策計画)

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧・復興対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 大規模事故対策計画	○大規模事故への災害対策について、関係機関等と連携しつつ、発生の防止と発生した場合の被害の軽減を図る。
	第2節 危険物等災害対策計画	○危険物等への災害対策について、関係機関等と連携しつつ、発生の防止と発生した場合の被害の軽減を図る。

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧・復興対策計画を確立し、非常時に備える	第3節 林野火災対策計画	○林野火災への災害対策について、関係機関等と連携しつつ、発生の防止と発生した場合の被害の軽減を図る。
	第4節 放射線災害対策計画	○放射線災害への災害対策について、関係機関等と連携しつつ、発生の防止と発生した場合の被害の軽減を図る。
	第5節 原子力災害対策計画	○原子力災害に対する対応体制の構築、情報の収集・伝達活動や市民からの問い合わせへの対応、並びに広域的避難者の受入れ体制の整備など原子力災害に備える。

■基本目標(第6章 災害復旧復興計画)

方針	災害復旧復興計画	基本目標
実践的な応急・復旧・復興対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 災害復旧事業計画	○被災施設の復旧に当たっては、被害の再発防止と将来の災害に備えた事業計画を樹立する。 ○災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。 ○汚染物質の適切な除染や市民からの放射線被ばくへの不安等に関する相談への対応など、原子力災害からの復旧に備える。
	第2節 被災者等の生活再建等の支援計画	○災害時の人心の安定と社会の秩序の維持を図ることを目的として、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。
	第3節 地域復興の支援計画	○独力での再建が困難な市民・中小企業・農家等に対して、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。
	第4節 災害復興計画	○被災前の地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改変する。 ○行政、市民、企業、団体等多様な行動主体と協働して復興を進めていくための復興計画づくりの体制や仕組みを整える。なお、復興計画の作成に際しては、男女共同参画の視点を反映し、政策方針決定過程への女性の参画を推進する。 ○関係する機関等との調整及び市民との合意形成を行い、すみやかに復興計画を策定する。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項目	担当
第1 防災組織の整備	防災対策課、関係各課、消防本部、消防団
第2 自主防災組織における活動の推進	防災対策課、消防本部
第3 災害ボランティア活動の育成・活動支援	市民課、市民地域振興課、防災対策課、市社会福祉協議会
第4 防災知識の普及	防災対策課、学校教育課、消防本部
第5 訓練計画	防災対策課、消防本部、消防団
第6 調査・連携	防災対策課、関係各課、消防本部
第7 市民一人ひとりが行う防災対策	防災対策課

第1 防災組織の整備

1 嘉麻市防災会議

- 市は、災害対策基本法第16条及び嘉麻市防災会議条例第2条の規定に基づき、嘉麻市防災会議を設置し、市及び関係機関相互の調整を行い、市域の特性に応じた市地域防災計画の作成、見直し等を行うとともに計画の実施を推進する。
- なお、嘉麻市防災会議の委員は、市男女共同参画推進条例及び市附属機関等の委員の委嘱基準に関する規程に基づき、女性委員登用を推進する。

■嘉麻市防災会議で協議する事項

- | |
|------------------|
| ① 市地域防災計画の作成、見直し |
| ② 市の防災に関する重要事項 |

※資料編 4-1 嘉麻市防災会議条例

※資料編 4-2 嘉麻市防災会議条例施行規則

※資料編 4-3 嘉麻市防災会議委員名簿

2 市災害対策本部

- 市は、市地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動を迅速かつ的確に行えるよう、職員災害応急マニュアル等を作成・更新し、職員への周知を図る。
- 関係各課等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動を迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や各種マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

※資料編 4-4 嘉麻市災害対策本部条例

※資料編 4-5 嘉麻市災害対策本部設置規程

3 消防団

- 消防団は、消防本部、災害対策本部等と連携し、適切な消火・水防・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

- 男性のみならず女性消防団の組織づくりを推進し、男女共同参画の視点に基づいた防災指導及び後方支援活動などを強化するとともに、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を果たすことを目指す。

※資料編 4-6 嘉麻市消防団の組織等に関する規則

4 関係機関

- 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ平時から防災に係る必要な組織体制の整備・改善・充実を図る。

5 自主防災組織

- 市は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、住民が的確に行動し被害を防止・軽減することができるよう、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防本部と連携しながら、男女共同参画の視点にたち、自主防災組織を組織化・育成する。
- 市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。

■自主防災に係る主な組織

- 地域の住民や団体が自主的に組織し、設置するもの。
- 多数の人が利用する施設及び危険物等を取り扱う事業者において管理者が自主的に組織し、設置するもの。
- 民間の防火組織、市民団体等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

6 事業者

- 市内事業者は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）の策定を行うよう努める。
- 自主防災体制を整備・充実させ、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。
- 事業継続計画の策定の際は、「事業継続ガイドライン」（内閣府防災担当）等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

■災害時の企業等の事業継続の必要性

- 災害の多いわが国では、県や市町村はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い地域づくりを行うことは、被害の軽減につながり、社会の秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。
- 特に、経済の国際化が進み、企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等においても、災害時にも事業が継続でき、かつ重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。
- 被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

第2 自主防災組織における活動の推進

- 市は、自主防災組織を育成し、その活動を促進するため行政区等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、企画の段階から多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、男女共同参画や女性リーダーの育成を促進する。
- 災害が発生した際、住民が的確に行動し、被害を最小限にとどめるよう、地区防災計画の作成を支援し、平時から地域内の安全点検や市民への防災知識の普及啓発、防災訓練を実施するなど、災害に対する備えを推進する。
- 災害時には、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導について必要な措置を講ずる。

1 自主防災組織の育成・支援

- 市民、自治組織、事業者及び各種団体は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、市民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所・避難路等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、市民の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。
- 自主防災組織を対象に、研修会等を実施し、リーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援等を行う。その際、固定的役割分担意識に捉われることなく、男女共同参画の視点をもってあたる。特に、リーダーには複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成に努める。

■自主防災組織の活動内容

【平時】

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 自主防災組織の防災計画書（地区防災計画）の作成
- 地区別防災マップの作成（危険箇所、避難所・避難路、消防水利、医療救護施設等）
- 危険箇所の点検
- 昼間人口を構築する人々、地域コミュニティ、防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連携
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 地域における情報収集・伝達体制の確認
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護、炊き出し、災害図上訓練等の防災訓練の実施
- 事業者など地域内の他組織との連携

【警戒・災害時】

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ○初期消火の実施 | ○集団避難の誘導、避難生活の指導 |
| ○情報の収集・伝達 | ○炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 |
| ○住民の安否確認 | ○要配慮者・避難行動要支援者の安否確認・避難誘導等 |
| ○救出・救護の実施及び協力 | ○自らの避難 |

2 育成強化対策

- 市は、市域における自主防災組織の育成を促進し、併せて自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。
- 住民の自発的な防災活動の促進を図る。

■育成強化の活動内容

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 情報の提供
- 各コミュニティへの個別指導・助言
- コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- 地域防災リーダー（男女）の育成
- 県知事表彰制度の活用
- 活動拠点となる施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）
- 消防団との連携による訓練その他の活動の充実

【重点地域】

- 人口が密集している地域
- 要配慮者・避難行動要支援者の比率が高い地域
- 木造家屋が集中している地域
- 消防水利が不足している地域
- 過去の災害で被害が甚大であった地域

3 地区防災計画

- 自主防災組織等は、防災訓練、物資及び資材の備蓄、その他地区の防災活動に関する計画（地区防災計画）の素案の作成に努めるものとし、これを市地域防災計画に定めることを嘉麻市防災会議に提案できる。
- 嘉麻市防災会議は、この提案があった場合、その必要性があると認めるときは市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 市は、自主防災組織等からの地区防災計画の策定について必要な支援を行う。

4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

- 市は、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

5 事業者、団体等の地域防災活動への参画促進

- 市内の事業者は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネ

ジメントの実施に努める。具体的には事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努め、従業員・利用者等の安全を確保するとともに、的確な防災活動により地域における災害を拡大させないよう、自主防災体制を整備・充実させる。

- 地域の住民、自主防災組織等と連携を図り、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるなど、地域の安全の確保に積極的に努める。
- 事業者は、防災体制の整備や事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、取引先とのサプライチェーンの確保など事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努める。
- 物資や資材、役務等を提供する事業者は、国や県、市が実施する防災に関する施策への協力を努める。
- 消防団協力事業所表示制度^{*}等を活用し、消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、事業者との消防団活動協力体制の構築を図る。
- 各企業の防災に係る取組みについては、優良企業表彰等を行うことにより、企業の防災力向上に努める。

※消防団協力事業所表示制度：消防団に対して、事業者が市町村等の定める協力を行っている場合に、事業者の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

■対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、旅館、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- 多数の従業員がいる事業者等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業者が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

■事業者等における主な防災対策及び防災活動

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| ○防災訓練 | ○応急救護 |
| ○従業員等の防災教育 | ○飲料水、食料、生活必需品等物資の備蓄（従業員の3日分以上） |
| ○情報の収集・伝達体制の確立 | ○システムの多重化・高度化など情報システムの保全、施設耐震化の推進 |
| ○火災その他災害予防対策 | ○施設の地域における避難所としての提供 |
| ○事業継続計画（BCP）の策定 | ○消防団、自主防災組織との連携・協力 |
| ○帰宅困難者対策 | |
| ○避難対策の確立 | |

第3 災害ボランティア活動の育成・活動支援

- 被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、市は、市社会福祉協議会及び関係各課と連携し、ボランティアや関係団体と平時から連携を密にするとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、その自主性を尊重しつつ、受入れ体制の整備等、ボランティアの活動環境への各種対策を推進する。

1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

■災害ボランティア活動体制の整備

生活支援に関するボランティア	専門的な知識を要するボランティア
○被災者家屋等の清掃活動 ○市災害ボランティアセンター運営の補助 ○避難所運営の補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資等の仕分け、輸送 ○高齢者、障がい者等の介護補助 ○被災者の話し相手、励まし ○その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）	○救護所等での医療、看護 ○被災宅地の応急危険度判定 ○外国人のための通訳 ○被災者へのメンタルヘルスケア ○高齢者、障がい者等への介護・支援 ○アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○公共土木施設の調査等 ○その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

- 市は、ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、男女共同参画の視点にたった研修会や講習会を通じて、地域におけるボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援を推進する。

■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

県	○災害ボランティアに関する知識の普及啓発 ○災害時における県民の積極的な参加・協力の呼びかけ ○福岡県災害ボランティアリーダー等の連絡会との連携による育成・支援活動 ▽講習会、防災訓練等の実施によるボランティア意識の醸成、災害ボランティアに関する知識の普及啓発 ▽防災士等との連携体制の構築 ○専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアの把握 ○ボランティア保険の普及啓発
市	○市社会福祉協議会との連携による育成・支援活動 ▽講習会、防災訓練等の実施による「地区災害ボランティアリーダー」等の育成・支援
市社会福祉協議会	○災害ボランティアリーダー等の育成 ○災害ボランティア活動マニュアルの作成 ○ボランティア保険の普及啓発
日本赤十字社（福岡県支部）	○講習会の開催 ○講師の派遣 ○災害時ボランティア活動マニュアルの作成

3 災害ボランティアの受入れ体制及び活動環境の整備

- 市は、市社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアの活動拠点や資機材等の活動環境の整備等に必要な支援を行う。
- 市社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアの担当窓口（嘉麻市災害ボランティアセンター（以下「市災害ボランティアセンター」という。））を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備を図る。
- 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランテ

ィアの受入れ体制の整備等を定めるとともに、必要に応じてマニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに取り組む。

- 市は、県及び日本赤十字社（福岡県支部）その他のボランティア団体と連携を図りながら、活動拠点・資機材・災害に係るボランティアやコーディネーターの養成・ボランティアのネットワーク化・ボランティア団体や企業及び行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

■災害ボランティアの環境整備

福岡県社会福祉協議会 福岡県災害ボランティア連絡会	○ボランティア受入れ拠点の整備 ▽福岡県災害ボランティア本部の設置場所の決定 ▽責任者の決定や担当者の役割分担 ▽地域住民との連携 ▽通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討 ▽資機材のリストアップと調達方法の確認 ▽災害ボランティアの受入れ手順確認・書式の作成 ▽活動資金の確保 ○災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備 ○災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討
県	○福岡県災害ボランティア連絡会及び福岡県社会福祉協議会等との連携による活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援
福岡県NPO・ ボランティアセンター	○災害時におけるボランティアに関する情報の受発信
市 市社会福祉協議会	○活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○災害ボランティアの受入れに関する実施計画の策定 ○災害ボランティアの受入れ体制の整備等（市災害ボランティアセンター）
日本赤十字社（福岡県支部）	○活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援

第4 防災知識の普及

- 災害に強いまちづくりを推進するため、市は、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び防災関係機関等と連携し、相互に密接な連携を保ち、単独又は共同して地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

1 市民に対する防災知識の普及

- 市は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性を市民に周知し、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、ビデオ・映画の上映等を利用して、市民に対し、正しい知識の普及啓発を図る。
- その際には防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。
- 災害知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、要配慮者への対応や災害時の男女のニーズの違い等にも留意したわかりやすい広報資料を作成する。

■防災知識の普及啓発の方法及び内容

方法	○各種メディア（テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、広報紙、パンフレット、ポスター、映画、ビデオ等） ○各種相談窓口の設置 ○消防団、防災士※を通じた啓発 ○講演会、講習会、展示会等の実施 ○防災訓練の実施 ○各種ハザードマップ等の利用 ○広報車の巡回による普及 ○市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）等 ○防災週間での実施
内容	○災害に関する基礎知識、5段階の警戒レベル、災害発生時（避難指示等）に具体的にとるべき行動に関する知識 ○過去に発生した災害の被害、教訓に関する知識 ○市地域防災計画の概要 ○災害に備えた3日以上、推奨1週間分の食料、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備 ○住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項 ○出火の防止及び初期消火の心得 ○ハザードマップ等による災害危険箇所（土砂災害（特別）警戒区域、洪水浸水想定区域等）の周知 ○災害情報（防災気象情報、避難指示等）の正確な入手方法 ○大地震の発生後に自動車運転者の取るべき措置に関する知識 ○ペットとの同行避難指定や避難所での飼養に対する準備 ○指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の避難対策及び避難生活等に関する知識 ○応急手当方法等に関する知識 ○早期自主避難の重要性に関する知識 ○コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識 ○屋内、屋外における防災対策及び災害発生時の心得、災害発生時の家族間の連絡体制 ○要配慮者への配慮 ○男女共同参画の視点からの災害対応 ○災害時における風評による人権侵害を防止するための知識 ○防災訓練、自主防災活動の実施等 ○被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）

※防災士：防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者。

2 園児・児童・生徒等に対する防災教育及び防災体制の充実

- 市は、関係機関と連携して、園児・児童・生徒等に対して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する適切な防災教育を推進し、水害・土砂災害のリスクがある学校においては避難訓練と合せた防災教育を実施するなど、学校等における防災体制の充実を推進する。
- 特に、避難、災害時の危険性及び行動については、園児・児童・生徒の発達段階に応じた指導に留意する。

■学校等における防災教育の内容

機会となる 教育行事等	○防災専門家、災害体験者の講演 ○消防署等の見学会 ○防災訓練 ○学習指導要領に基づく各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動
指導内容	○自然災害発生のしくみ、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実 ○先進事例や地域の特性、男女共同参画の視点を踏まえた防災学習指導の充実 ○日頃から、身の回りに潜む危険性（災害危険箇所等）を認識し、回避する能力の育成 ○災害時に、想定にとらわれず自らの命を守り抜く正しい行動をとるための体験的な活動（避難訓練等）の実施 ○ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

■学校等における防災体制の充実

○校長を中心とした防災検討会の設置 ○男女共同参画の視点等に基づく教職員研修の充実（応急手当、初期消火、災害時のとるべき措置、防災学習指導） ○自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実 ○家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

3 市職員に対する防災教育

- 市は、市職員に対し、男女共同参画の視点等を取り入れた防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各班の所掌事務に留意し、初動活動について重点をおくようにする。
- 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の活用、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築する。

■防災教育の方法及び内容

方法	○新任研修、研修会、講習会、講演会等の実施 ○見学、現地調査等の実施 ○手引書等の資料作成・配布 ○防災週間での実施
内容	○災害に関する基礎知識 ▽災害種別ごとの特性・発生原因 ▽気象情報 ▽過去の主要な被害事例 ▽本市の災害特性・地域別危険度等 ○市地域防災計画の概要 ○防災関係法令に関する知識 ○職員として果たすべき役割（任務分担） ○男女共同参画の視点からの災害対応 ○災害時の活動要領 ▽職員の動員体制 ▽情報収集伝達要領 ▽無線取扱要領等 ○応急手当

4 社会教育における防災知識の普及

- 市は、社会教育において、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、市民団体等の会合及び各種研修会、集会を通じて男女共同参画の視点に基づいた防災に関する知識の普及啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高めていく。

5 防災上重要な施設の職員等の教育

- 災害予防責任者*は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。特に、浸水経路や浸水形態の把握を行い、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。
- 災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入り検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。
- 消防本部は、災害予防責任者等への教育として、防火管理者への講習や防災指導書・パンフレットを配布して、出火防止、初期消火等の初期活動や、通常の管理保安方法等を周知する。

※災害予防責任者：指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者である（災害対策基本法第47条）。

※災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない（災害対策基本法第48条）。

6 防災知識の普及に際しての留意点

- 市は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。
- 夜間等様々な条件を考慮した定期的な防災訓練を、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等に配慮し、多様な市民

が自主的に考え、参画・体験できる機会を設ける等、十分配慮するよう努める。

7 防災意識調査

- 市は、市民の防災意識を把握するため、男女別にアンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第5 訓練計画

- 市は、市地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関や団体、要配慮者を含む地域住民等と連携した各種災害に関する訓練を実施する。

1 総合防災訓練

- 市は、災害時の防災体制に万全を期するため、様々な訓練での課題等を整理し、より広域的な総合防災訓練として、消防団、消防本部、近隣市町村、国、県、警察署、自衛隊、水防協力団体、非常通信協議会等の防災関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、さらには自主防災組織、NPO・ボランティア組織等の団体、一般市民・企業等の参加による総合防災訓練（会場型訓練、広域連携訓練、地域総ぐるみ訓練等）を実施する。
- 実施に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に十分配慮するとともに、広域合同訓練や市町村相互の応援協定に基づく広域合同訓練の実施についても考慮する。

■総合防災訓練の種目

○災害対策本部の設置、運営	○各種火災消火
○交通規制及び交通整理	○道路復旧、障害物排除
○避難準備及び避難誘導、指定避難所の開設・運営	○緊急物資輸送
○救出・救助、救護、・応急医療救護	○無線等による情報の収集伝達
○ライフライン復旧	○給水・給食
○被災地偵察	○情報の収集・伝達その他

2 個別訓練

市は、下記に示す個別の訓練を実施する。

(1)水防訓練

- 河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、市職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。機器等の不備により、迅速な遂行が困難になることが判明した場合は、点検・整備を行う。

(2)消防訓練

- 消防団は、消防本部と連携し、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(3)職員の訓練

- 市は、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練、本部運営訓練、避難所運営訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

(4) 図上訓練

- 市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

3 自主防災組織等の訓練

- 市は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、可能な限り資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。
- 要配慮者等を含む住民参加による訓練等を積極的に行う。

■防災訓練の種類

○出火防止訓練	○応急救護訓練
○初期消火訓練	○災害図上訓練
○避難訓練	○その他の地域の特性に応じた必要な訓練
○情報の収集及び伝達の訓練	○炊き出し訓練

4 施設管理者・事業者等の訓練

- 保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。
- 各事業者も消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施する。

5 防災訓練に際しての留意点

- 市は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。
- 定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。
- 訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。
- 避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理（災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多い）も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

6 訓練の検証

- 防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第6 調査・連携

- 市は、防災対策を有効なものとするために、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、消防本部、国、県、近隣市町村及び関係機関との情報交換など広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

- 市の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し、必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。
- 防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 男女別統計の整備

- 男女共同参画の視点を反映した防災施策を推進するため、男女が置かれている状況を客観的に把握できる男女別統計の整備に努める。

3 地区別防災カルテの活用

- 防災アセスメント調査、被害想定、現地調査の結果を基に学校区等の単位で防災に関連する各種情報をよりわかりやすく整理した地区別防災カルテを作成し、住民の自主的な防災活動に活用できるよう検討する。

4 近隣市町村との情報交換、連携

- 近隣市町村と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

5 関係機関等との情報交換

- 国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

6 災害記録の蓄積と公開（災害教訓の伝承）

- 消防本部、防災関係機関と協力し、過去に起こった大災害等の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、市内の災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧、情報発信、共有できるよう災害に関する各種情報の公開を行う。
- 住民、自主防災組織は、自ら災害教訓の伝承に努めるとともに、台風、大雨時の災害対応及び最大浸水位の記録に努める。

第7 市民一人ひとりが行う防災対策

- 市民は、「自分の命は自分が守る」という防災の基本原則のもと、平時の生活に防災に関連付け、平時から災害への備えを行う。

1 災害危険度について

- 想定外の災害が起こり得ることについて理解する。
- 防災マップ等で自分の住む地域やその近所、通勤・通学路等で起こり得る災害と危険度を確認する。
- 氾濫の危険のある水路や中小河川、急傾斜地やブロック塀など、災害発生時に危険となり得る箇所がないか確認する。

2 家庭内備蓄について

- 家族で3日以上（1週間程度が望ましい）の食料と1人1日3リットル分の飲料水を備蓄するよう努める。
- 家庭で備えた食材をふだんの食事で使いながらなくなったものを買い足すローリングストックを進める。
- 災害時に活用可能な資機材等整理するとともに非常時持ち出し品を検討・準備する。
- 高齢者や障がい者、乳幼児のいる家庭やペットを飼っている家庭は備蓄品について特に検討を行う。

3 避難行動について

- 災害時に早期の避難を原則とし、マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）を作成するなど、自らの判断で適切な避難行動をとるために必要な防災情報の収集方法について確認するとともに避難のタイミング等を検討する。
- 避難場所、避難経路、家族の集合場所等を決めておく。
- 指定避難所・指定緊急避難場所を確認する。
- 災害時伝言ダイヤルや災害掲示板の利用方法を確認しておく。
- 避難先について、指定緊急避難場所が開設されていない場合等を考慮し、自宅より安全な親類や知人宅等を利用できるような関係づくりに努める。
- 避難に時間のかかる高齢者や障がい者、乳幼児のいる家庭やペットのいる家庭は特に避難のタイミングや避難先について検討を行う。

4 地域におけるコミュニティづくり

- 日頃から隣近所とあいさつを交わし顔見知りになっておく。
- 地域の行事に積極的に参加する。
- 男女共同参画の視点に立ったコミュニティづくりに努める。

第2節 災害に強いまちづくり

項目	担当
第1 都市防災化計画	土木課、住宅課
第2 建築物災害予防計画	防災対策課、住宅課
第3 文化財災害予防計画	生涯学習課、消防本部
第4 ライフライン施設等災害予防計画	水道局、関係機関
第5 交通施設災害予防計画	道路管理者
第6 治水計画	土木課、農林振興課、防災対策課、消防本部、消防団、関係機関
第7 土砂災害防止計画	防災対策課、土木課
第8 液状化災害予防計画	土木課、関係機関
第9 火災予防計画	防災対策課、消防本部、消防団
第10 林野火災予防計画	農林振興課、防災対策課、消防本部、消防団
第11 鉱山災害予防計画	土木課、消防本部、消防団
第12 原子力災害への対応	防災対策課、関係機関

第1 都市防災化計画

- 市は、快適で安全な市民生活を確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備などにより風水害、火災、震災等の災害に強いまちづくりを推進する。また、広域避難地、避難路等の整備などについて、まちづくりの諸計画の防災に関する事項に関して、市地域防災計画との整合を図る。

1 建築物不燃化の推進

(1) 防火、準防火地域の指定

- 火災による大きな被害が発生するおそれがある木造住宅や飲食店等が密集している地区では、建築基準法第22条、第23条に準じ、屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行い、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

- 既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅については、不燃化の推進を図る。
- 新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出を図る。

2 安全な市街地の形成

- 市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる基幹道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造密集市街地の解消など防災に配慮した事業を推進する。
- 地震時の建物倒壊の危険性、避難困難性、延焼危険性、住宅の密集度等の市街地の危険性を示す地震危険度マップ等の作成を図り、実現可能な施策を総合的に展開する。

3 防災空間の確保、整備、拡大

- 公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、

災害時における指定緊急避難場所あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時離発着場（以下「臨時ヘリポート」という。）、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等様々な機能を有するオープンスペースとしての役割を有している。

- 市は、これらの機能について配慮しながら、特色ある公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園など、公園・緑地の積極的な確保とその適正な配置に努める。

4 造成地の災害予防対策

- 県は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）などに基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努める。
- 市は、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、適正な土地利用のあり方を検討するとともに、県の災害防止に協力する。

5 無電柱化の推進

- 道路構造の弱体化や交通障害・道路陥没などの事故を防止し、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼすところについて無電柱化を推進し、ライフラインの安全性・信頼性の向上を図ると共に、都市災害の防止及び防災活動の空間を確保する。

第2 建築物災害予防計画

- 市は、被害の発生が予想される箇所に対する点検・整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つように配慮する。特に公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進める。
- 民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

1 建築物等の災害予防対策

- 建築物の耐震化や宅地の液状化対策を総合的かつ計画的に推進するため、建築物等の耐震化及び宅地の液状化の診断・改修の充実を図るとともに、建物非構造部材の安全対策等についても推進する。
- 住宅等の耐震化を効果的に推進するために、地震ハザードマップ（震度予測図、液状化予測図）を活用し、住宅所有者等の防災意識の高揚に努める。
- 老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。
- がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第 39 条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

(1) 公共建築物の堅牢化

- 大地震時の安全性を確保するため、防災上重要な公共施設を指定し、指定した施設について耐震及び液状化の点検を実施するとともに、その結果に基づき、耐震耐火構造への改築、補強等の耐震改修及び液状化対策事業を推進する。
- 新たに建築する施設についても、建築物の用途に応じた耐震性の強化を図る。

- 防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。

■重要施設の耐震性強化対策項目

○耐震性に考慮した機器類の取付け	○自己水源の確保
○バックアップ機能の充実	○消火・避難経路の確保
○早期復旧ができる設備の構築	○排水処理（汚物処理を含む。）備品の確保
○自己電源の確保	○情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保

(2) 一般建築物等

- 県及び建築士団体等との連携により、建築物の所有者等に対し、耐震及び液状化の診断・改修について、知識の普及啓発を行う。
- 危険な建築物の所有者に対し、建築物の補修（窓ガラス・外壁材等の落下防止等）、安全確保のための各種措置を支援する。

(3) 建築物等のその他の安全対策

- 建築物・工作物やそれらに附帯する設備等の安全対策については、次に示す対策を講ずる。

■建築物等のその他の安全対策

エレベーター 閉じ込め防止対策	○保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。
窓ガラス等の 落下防止対策	○地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、所有者や管理者に対し、啓発や改善指導等を行う。
ブロック塀等の 倒壊防止対策	○ブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、安全点検や補強方法等の普及啓発や巡回、指導等を行う。
工事中の建築物	○落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。
建物内の 安全対策	○学校校舎 校長は、パソコンをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全性と避難通路が確保できるように十分配慮する。 ○社会福祉施設、病院、保育所（園）等 施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。 ○庁舎 施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、パソコン等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。 ○民間建築物 民間建築物の所有者及び管理者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒落下や棚上の物の落下防止やガラスの飛散防止を行う。
公共施設及び 危険物施設の 点検整備等	○道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の点検を行うとともに、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。
その他の対策	○自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

第3 文化財災害予防計画

- 市は、消防本部及び防災関係機関と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、予防対策の強化を図る。

1 文化財保護思想の普及啓発

- 県と連携し、文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を推進する。

2 火災予防体制の強化

- 文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。
- 市は、所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

3 防火施設等の整備推進及び環境保全

- 消火施設、警報設備等、防火施設の整備推進及び環境保全、それらへの助成措置を行う。

4 文化財の破損防止及び点検設備

- 古墳・遺跡を含む文化財の破損防止対策、点検整備を実施する。

第4 ライフライン施設等災害予防計画

- 災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

1 電話通信施設

- 電話通信事業者は、平時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図り、また発生した被害を早期に復旧するため、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。
- 市は、その他電話通信事業者に対し、上記に準じた施設整備を要請する。

■災害予防対策

○電気通信設備等の高信頼化	○災害対策用機器及び車両の配備
○電気通信システムの高信頼化	○災害対策用資機材の確保と整備
○災害時措置計画	○防災訓練の実施
○通信の利用制限	○防災に関する防災機関との協調

2 電力施設

- 電気事業者は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備を図る。

■電力設備の災害予防措置

電力設備の災害予防措置	○風害・水害対策、雷害対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策
電力の安定供給	○通信設備の確保、電気施設予防点検、気象台等との連携
広報活動	○電気事故防止PR、停電関連、二次災害の防止
電気工作物の巡視、点検、調査等	○定期的に電気工作物の巡視点検、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等、感電事故の防止、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修
資機材の整備・点検	○資機材の確保、輸送、広域運営
防災訓練、防災教育	○防災訓練等の実施又は参加、従業員の防災教育

3 ガス施設

- ガス事業者は、災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。
- 市は、被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに被害を早期に復旧できるガス施設の整備とそれに関連する防災対策の強化について、ガス事業者に働きかける。

4 水道施設

- 市は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、すみやかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。
- 日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を推進する。

(1) 水道施設の機能保持

- 重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良・耐震計画に合わせて計画的に整備を進める。
- 特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築に当たって、十分な防災対策を講ずる。
- 電力停止時の機能確保のために、非常用電力の確保について、自動化設備等のバックアップ等の対策を図る。

(2) 水道施設の保守点検

- 平時においても、貯水、浄水、導水、送水、配水等の施設巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。
- 水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 断水対策

- 基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

(4) 系統間の相互連絡

- 導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相

互連絡を検討する。

第5 交通施設災害予防計画

- 道路管理者は、災害時の緊急輸送道路・重要物流道路ネットワークの確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、災害に強い施設整備及び安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。
- 整備・安全化の検討に当たっては、緊急輸送道路・重要物流道路等の防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 地震や豪雨による浸水などで道路が寸断され、孤立集落になる可能性が高い集落について留意する。

1 道路施設

(1) 幹線道路の整備

- 幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送道路や、火災の延焼防止機能としても有効である。そのため、道路が被災し不通になったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

■市域の主な幹線道路

一般国道	211号、322号
主要地方道	桂川下秋月線、田川桑野線、穂波嘉穂線
一般県道	飯塚山田線、千手稲築線、口の原稲築線、才田筑前内野停車場線、宮小路中益線、熊ヶ畑上山田線、原田上山田線、下山田碓井線、豆田稲築線、千手馬見線

※資料編 1-12 道路危険箇所

(2) 生活道路の整備

- 生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ整備する。
- 既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、適切な維持、管理に努める。

(3) 緊急輸送道路・重要物流道路ネットワークの整備

- 緊急輸送道路・重要物流道路ネットワーク（幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路網又は防災拠点を相互に連絡する道路網）に位置づけられた国県道については、その耐震性、安全性の強化を道路管理者に要請し、市道については、その強化に努める。

(4) 拠点の整備検討

- 市は、大規模災害時における道路の早期啓開の拠点となり得る拠点を選定し、必要な機能の整備を検討する。

2 橋梁の整備

- 災害時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、緊急度の高い橋梁から順次耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強及び架換を行う。

3 道路啓開用資機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、あらかじめ建設事業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておく。

4 交通安全施設の防災機能強化

- 県公安委員会は、緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

5 道路冠水対策

- 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

6 除雪体制の整備

- 道路管理者は、積雪のため道路交通に支障をきたすおそれがある場合に、交通の確保を図るため除雪作業等の出動体制を整備する。

第6 治水計画

- 市は、県及び関係機関と協力し、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、計画的な災害防止事業を実施する。
- 計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

1 河川・ため池施設等の安全対策

- 市は、関係機関、施設管理者と協力し、河川施設及びため池施設について、次のとおり、水害予防対策を推進する。
- 災害防止事業の実施時には、周辺の環境や景観への影響の低減・回避にも配慮する。

※資料編 1-4 重要水防箇所（河川）

※資料編 1-5 災害危険河川区域

(1) 河川施設

- 国・県等施設管理者に、地震の発生に際しての河川施設の被害の想定、耐震点検の実施を要請するとともに、堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を要請し、その推進に協力する。

(2) ため池施設

- 災害時においても常に健全な状態が維持できるよう、堤体、余水吐、樋管等諸施設を定期的に点検し、必要に応じ整備を行う。
- ため池に関するハザードマップ等を作成し、住民へ周知する。

※資料編 1-17 ため池

(3) 防災重点農業用ため池※

- 令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、本市において、防災重点農業用ため池の再選定を行った。今後、この防災重点農業用ため池について、ため池の決壊等による被害を未然に防止することを目的として、安全性に係る確認のための調査を行い、調査結果に基づき、防災工事を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で整備を行う。
- ※ 防災重点農業用ため池：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。
- 今後、廃止等により防災重点農業用ため池数の変更が生じた場合は、適宜見直しを行う。

2 水防体制の強化

- 市及び消防団は、水防計画に基づき、消防本部及び関係機関と連携し、浸水等による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。
- 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、行政区等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

■水防体制の強化事項

- 河川情報の観測施設の整備、管理
- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防に係る研修、訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

※資料編 2-2 水防倉庫

3 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知**(1) 洪水浸水想定区域等における避難確保措置**

- 市は、水防法第14条の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項、避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設の名称・所在地、当該施設の所有者又は管理者又は自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について本市地域防災計画に定める。
- 洪水浸水想定区域内の住民及び該当施設を利用する周辺地域住民に対して、上記内容について必要な事項を市広報誌、洪水ハザードマップ及び洪水関連標識等により周知する。
- 河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲

料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

■洪水浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
洪水浸水想定区域の指定	国土交通大臣 (九州地方整備局長) 県	○河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域 ▽水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位情報 (周知) 河川が対象
洪水浸水想定区域ごとに定める事項	市 (防災対策課)	○洪水予報等の伝達方法 ○指定緊急避難場所、指定避難所 ○洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○要配慮者利用施設の指定(名称及び所在地) ○要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法
洪水予報等の伝達方法	市 (防災対策課)	○洪水浸水想定区域内及びその周辺地域住民、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、防災情報を電子メール「防災メール・まもるくん※」による配信確立する等、有効な通信伝達手段の整備拡充を図る。 ※ 防災メール・まもるくん：県が運用する防災用登録メールサービス
住民への周知	市 (防災対策課)	○市広報誌 ○洪水ハザードマップ等 ○洪水関連標識等の表示

※資料編 2-7 福祉施設

※資料編 2-8 病院・内科診療所

※資料編 2-9 歯科診療所

※資料編 2-10 学校、学童、保育園、保育所、幼稚園

(2) 避難確保計画の作成指示等

- 市は、水防法第15条の規定に基づき、災害の危険性のある要配慮者利用施設に対して、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。
- 対象となる要配慮者利用施設は、洪水浸水想定区域内にあって、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを対象とする。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法施行規則第16条の規定に基づく避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、又は変更したときは遅滞なく市長に報告しなければならない。
- 市は、対象施設の所有者又は管理者に、計画の作成や計画に定めた訓練の実施について必要な措置を行う。

4 平時の巡視

- 市、消防本部及び消防団は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等を把握するとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関等に適切な対応を求める。

※別途 水防計画書参照

第7 土砂災害防止計画

- 市、県及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。
- 市は、土砂災害警戒区域等の指定に対し、警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。
- 市及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

1 警戒避難体制等の整備

- 市及び関係機関は、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

(1) 土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所等の周知

- 市は、土砂災害（特別）警戒区域等、土砂災害の危険性がある区域、土砂災害に関する情報の収集伝達方法、避難所及び避難場所、土砂災害の特徴及び前兆現象、災害時の心得等警戒避難に必要な情報等を記載したハザードマップを作成し配布するとともにHPに掲載し周知する。

(2) 情報の収集伝達

- 市及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。
- 市及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。
- 市は、関係住民に対する気象予報・警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備する。

(3) 自主防災組織の育成

- 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の自治会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

(4) 防災知識の普及

- 市及び関係機関は、関係住民に対し、平時から継続的に防災知識の普及を図るとともに、特に土砂災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

2 土砂災害（特別）警戒区域

(1) 土砂災害（特別）警戒区域の定義

- 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域をいい、土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。
- 土砂災害（特別）警戒区域の指定は県が行う。

(2) 対策

- ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定
 - 土砂災害（特別）警戒区域の指定は、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象）の発生原因ごとに行う。
 - 市は、県により土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定があったときは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第8条に基づき、当該警戒区域ごとに情報伝達、予報・警報等の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を市地域防災計画に定める。
 - 市は、指定を受けた区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- イ 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知
 - 土砂災害警戒区域が指定された区域の住民へは、土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難確保のため必要な事項を市広報誌、ハザードマップ等により住民へ周知する。
 - 基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定後、上記と同様の措置を講ずる。

■土砂災害(特別)警戒区域への措置

項目	担当	内容
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	県	○土砂災害防止法及び国土交通省が定める「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づく基礎調査の実施及び市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を指定 ※土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域 ※土砂災害特別警戒区域：警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域

項目	担当	内容
警戒区域ごとに定める事項	市 (防災対策課)	○土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ○避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ○災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ○警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ○救助に関する事項 ○前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
住民への周知	市 (防災対策課)	○市広報誌 ○ハザードマップ等

ウ 避難確保計画の作成指示等

- 市は、土砂災害防止法第8条第2項の規定に基づき、災害の危険性のある要配慮者利用施設に対して、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。
- 対象となる要配慮者利用施設は、警戒区域内にあって、その利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを対象とする。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法施行規則第5条の2の規定に基づく避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、又は変更したときは遅滞なく市長に報告しなければならない。
- 市は、対象施設の所有者又は管理者に、計画の作成や計画に定めた訓練の実施について必要な措置を行う。

※資料編 1-18 土砂災害（特別）警戒区域

※資料編 2-7 福祉施設

※資料編 2-8 病院・内科診療所

※資料編 2-9 歯科診療所

※資料編 2-10 学校、学童、保育園、保育所、幼稚園

3 砂防三法

(1) 砂防指定地

- 砂防指定地は、砂防法に基づき、土石流などから下流部に存在する人家や公共施設を守るため、また流域における荒廃地域を保全するために、土石流の発生が予想される溪流や荒廃地域を国土交通大臣が指定する区域である。
- 砂防指定地では、砂防事業（砂防堰堤などの工事）を実施するとともに、土地の掘削・工作物の設置・立木竹の伐採などの一定の行為が制限される。

※資料編 1-6 砂防指定地

(2) 地すべり防止区域

- 地すべり防止区域は、地すべり等防止法に基づき、地すべりによる被害を除去または軽減するために、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大

きい区域)、およびこれに隣接する地域(地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発しないように、一定の行為を制限する必要がある区域)を、国土交通大臣が指定する区域である。

- 地すべり防止区域においては、地すべり対策事業(地すべりを防止するための工事)を実施するとともに、土地の掘削・工作物の設置・地すべりを誘発する行為などの一定の行為が制限される。

※資料編 1-8 地すべり防止区域

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

- 急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地崩壊防止法に基づき、台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)による災害から住民の生命を保護することを目的として、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により危害が生ずるおそれのあるもの、およびこれに隣接する土地を、都道府県知事が指定する区域である。
- 急傾斜地の崩壊危険区域の指定基準は、急傾斜地(傾斜度が30度以上)の高さが5メートル以上の土地であり、急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある、または5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域である。
- 急傾斜地崩壊危険区域においては、急傾斜地崩壊対策事業(がけ崩れを防止するための工事)を実施するとともに、土地の掘削・工作物の設置・立木竹の伐採・急傾斜地の崩壊を誘発する行為などの一定の行為が制限される。

※資料編 1-10 急傾斜地崩壊危険区域

4 土砂災害危険箇所

- 土砂災害による被害のおそれのある箇所について、危険箇所の周知や警戒避難体制の整備を目的として県が調査した結果である。
- 土砂災害危険箇所には法的制限はない。
- 土砂災害危険箇所は発生原因ごとに以下の3種類に区分される。

(1) 土石流危険渓流

- 土石流による被害の発生するおそれのある渓流

(2) 地すべり危険箇所

- 地すべりによる被害の発生するおそれのある箇所

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

- 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)による被害の発生するおそれのある箇所

※資料編 1-7 土石流危険渓流

※資料編 1-9 地すべり危険箇所

※資料編 1-11 急傾斜地崩壊危険箇所

5 山地災害対策

(1) 山地災害危険地区の定義

- 山地災害危険地区とは、山地災害危険地区調査要領(平成18年7月3日付け18林野治第

520 号林野庁長官通知) に基づく調査により、山腹の崩壊、崩壊土砂流出、地すべりの危険性があり、人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがある地区をいう。

- 山地災害危険地区は発生原因ごとに、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区の3種類に区分される。

(2) 対策

ア 防災意識の普及

- 県は、山地災害が多くなる梅雨期の前に山地災害防止キャンペーン期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び市町村と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、周辺地域住民の防災意識の普及に努める。

イ 治山事業の実施

- 県は、集中豪雨等により山地災害が発生又は発生するおそれが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施していく。特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

※資料編 1-13 山腹崩壊危険地区

※資料編 1-14 崩壊土砂流出危険地区

※資料編 1-15 地すべり危険地区

6 宅地防災対策

- 市は、宅地需要に伴う丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性がある場合、県と協力し、都市計画法の開発許可制度等に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導、助言を行い、災害の未然防止を図る。

第8 液状化災害予防計画

- 市及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限にとどめるため、公共事業などの実施に当たって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、次のような液状化対策を実施する。

■液状化対策

- 液状化発生の防止（地盤改良）
- 液状化による被害の防止（構造的対応）
- 代替機能の確保（施設のネットワーク化）
- 液状化対策の普及啓発（調査・研究と知識の普及啓発）

第9 火災予防計画

1 予防対策の強化

- 消防長は、消防本部に対し、火災予防のため、次の各号のとおり事業者等に対する予防対策の推進を要請する。

(1) 火災予防査察の強化

- 消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入り検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

(2) 防火管理者制度の推進

- 消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物にかかる消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 建築同意制度の効果的運用

- 建築物の新築、増改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する建築同意制度の効果的運用を図る。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

- 対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セーフティマークの取得）の取組みを推進する。

(5) 危険物施設の指導

- 消防法第3章「危険物」の規制を受ける危険物施設の所有者及び管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱い従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。
- 消防法第3章「危険物」の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。
- 飯塚地区消防組合火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者及び管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

※資料編 1-16 危険物施設

(6) 自衛消防隊等の育成

- 事業者、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(7) 市民に対する啓発

- 市は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱い、消火器の使用方法等についての啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器の設置・普及促進に努める。
- 市民に対し、火災予防運動をはじめ、講習会・講演会、報道機関等による防火意識の高揚を推進する。
- 住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

(8) 火災予防運動の推進

- 市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○春秋火災予防運動の普及啓発○講習会、講演会等による一般啓発○報道機関等による防火思想の普及 |
|--|

2 消防力の強化

- 市、消防団、消防本部は、火災防止のため、次の各号のとおり消防力の強化を推進する。

(1) 資機材等の整備及び点検

- 国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

(2) 消防水利の整備

- 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置を図る。
- 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防団の強化

- 消防団の強化を図るため、組織の整備及び活動資機材の充実を図るとともに、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実、幅広い層への働きかけによる団員の確保に努める。
- 消防団は、自主防災組織等と平時から連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備を推進する。
- 消防団協力事業所表示制度等を活用し、事業者との連携体制を整備する。

(4) 総合的な消防計画の策定

- 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について定める消防計画を策定するとともに、毎年検討を加え、必要に応じて修正する。

(5) 市町村相互の応援体制の強化

- 市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し、消防体制の確立を図る。

第10 林野火災予防計画

- 市は、消防本部、消防団及び関係機関と連携し、次の各号のとおり林野火災の予防対策を推進する。

1 監視体制の強化

- 林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

(1) 火災警報

- 気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、周辺地域住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。
- 周辺地域住民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、防災行政無線等を通じ周知徹底を図る。

(2) 火入れの制限

- 火入れによる出火を防止するため、嘉麻市火入れに関する条例に基づき、時期、許可条件等について事前に消防本部と十分調整する。
- 火入れの場所が隣接市町村に近接するときは、関係市町村に通知する。

※資料編 4-7 嘉麻市火入れに関する条例

(3) たき火等の制限

- 気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。
- 必要に応じて火災予防条例等に基づき、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

2 予防施設、資機材等の整備

- 防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

3 防火思想の普及

- 林野火災の発生期を中心に、林道、樹木等へのポスター、防火標識等の設置並びに広報紙等の配布を通じて、予防広報を積極的に推進する。

第11 鉱山災害予防計画

- 市は、九州産業保安監督部及び県と連携し、鉱山保安法に基づき、現存しているばた山災害防止については、鉱山の自主保安体制を確認する保安検査により状況の把握に努める。また、管理者の存在しないばた山、放置坑口、管理者はいても無資力で対策の実施が期待できない場合については、鉱山が有するリスクに応じて、九州産業保安監督部、県と緊密な連絡をとり、災害防止を推進する。

第12 原子力災害への対応

- 市及び防災関係機関は、広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、放射能等の観測体制を確立するとともに、広域避難の受入れ体制を整

備する。

1 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

- 市は、放射線災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集及び連絡体制を構築する。

■原子力災害時の情報収集伝達体制の構築

- 原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築（情報の収集・連絡要員の指定、長期化に備えた動員体制の整備等）
- 被災地への通信が輻輳した場合における災害用伝言サービスの活用促進
- 自主防災組織や市ホームページ（以下「HP」という。）等を活用した市民への情報連絡体制の構築
- 市民相談窓口の設置

2 放射能等モニタリング情報の収集体制の整備

- 市は、平時から、国、県、その他モニタリング関係機関と緊密な連携を図り、放射能発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を構築する。

3 放射能等に関する知識等の普及啓発

- 市は、放射性物質や放射線に関する知識、避難時の留意事項、汚染の除去等に関する知識の普及啓発を継続的に行う。
- 関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させる。

■放射線等に関する知識等の普及啓発に関する事項

- 放射性物質、放射線の特性
- 原子力施設の概要、原子力災害、その特性
- 放射線による健康への影響、放射線防護
- 緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難
- 放射性物質による汚染とその除去、処理

■防災業務関係者の研修

- 原子力防災体制に関すること
- 原子力施設の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること
- 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること
- 原子力災害時の被災者に対する心のケアに関すること
- リスクコミュニケーションに関すること
- その他緊急時対応に関すること

4 広域避難者の受入れ体制の整備

- 原子力災害時に発生する広域避難者の受入れに向けて、避難計画や避難誘導等の体制を構築する。

■広域避難者の受け入れ体制

- 管理者の同意に基づく広域的な受入れ避難所としての学校や公民館等の指定
- 上記の避難所を対象とした市民への周知徹底
- 県と連携し、原子力災害発生時に必要とされる備蓄・調達・輸送体制の整備

第3節 災害に備えた防災体制づくり

項目	担当
第1 広域応援・受援体制等整備計画	総合政策課、産業振興課、人事秘書課、防災対策課、交通政策課、消防本部
第2 災害対策本部体制等整備計画	防災対策課
第3 災害救助法等運用体制整備計画	財政課、会計課、防災対策課
第4 情報通信施設等整備計画	総合政策課、総務課、デジタル戦略課、人事秘書課、管財課、防災対策課、消防本部、交通政策課、消防団
第5 広報体制整備計画	総合政策課、総務課、デジタル戦略課、人事秘書課、管財課、防災対策課、消防本部、交通政策課、消防団
第6 二次災害の防止体制整備計画	住宅課、土木課、防災対策課
第7 避難体制等整備計画	防災対策課、土木課、関係各課
第8 交通・輸送体制整備計画	防災対策課、土木課
第9 帰宅困難者支援体制の整備	防災対策課
第10 医療救護体制整備計画	健康課、消防本部
第11 救出・救助体制の整備	防災対策課、消防本部、消防団
第12 要配慮者安全確保体制整備計画	社会福祉課、子育て支援課、こども育成課、防災対策課、高齢者介護課、生活支援課、健康課
第13 災害ボランティアの活動環境等整備計画	市民課、市民サービス課、防災対策課
第14 災害備蓄物資等整備・供給計画	産業振興課、防災対策課、水道局
第15 住宅の確保体制整備計画	住宅課
第16 保健衛生・防疫体制整備計画	健康課、環境課、農林振興課
第17 災害廃棄物処理体制整備計画	環境課
第18 複合災害予防計画	防災対策課
第19 業務継続計画の策定	防災対策課

第1 広域応援・受援体制等整備計画

- 市は、防災全般に関する協力体制の強化のため、相互応援体制を検討するとともに関係団体等との協定の締結について推進する。
- 県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

1 他市町村との相互協力体制の整備

- 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援や災害時における県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく相互応援の体制整備に努めるとともに、近隣市町村との大規模災害に備えた相互応援協定の締結、後方支援基地としての位置づけと準備など協力体制の推進を図る。

※資料編 6-1 応援協定等一覧

2 自衛隊との連携体制の整備

- 福岡県大規模災害対策連絡協議会における協議や防災訓練の実施等を通じ、平時から連携

体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 その他防災関係機関の連携強化

- 警察署及び消防本部との連携を強化し、災害時の支援体制の整備に努める。
- 警察署は、広域的な派遣態勢を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の運用に関し、平時から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。
- 消防本部は、消防相互応援体制の充実に努めるとともに、緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

4 受援計画

- 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定する。
- 受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要請の参集・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を記載する。

5 広域応援拠点等の整備

- 県や関係機関等と協議し、全県的な見地から広域応援活動を実施するうえで、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定・整備し、関係機関と情報を共有する。

6 民間団体等との協定締結の促進

- 災害時に市内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

7 広域避難の協議等

- 市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を避難場所とすることが困難であり、かつ、住民等の生命又は身体を災害から保護するため住民等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、住民等の受入れについて、県内の他の市町村長に協議することができる。

第2 災害対策本部体制等整備計画

1 災害対策本部体制の整備

(1) 初動体制の整備

- 市は、職員の非常参集体制の整備を図り、効果的に災害に対応するため、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。
- 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

- それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 登庁までの協議体制の整備

- 市は、勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要があるため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に防災行政無線（携帯無線）、あるいは携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進する。

(3) 災害対策本部室等の整備

- 市は、次の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

■災害対策本部室等の整備

- 本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保するものとし、建物の耐震化等の安全性や、災害対策本部の代替施設の耐震化、通信機能や非常用電源施設等の整備
- 自家発電機（エンジン発電式のみならずその他の代替エネルギーシステムの活用についても検討）
- 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線
- 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- 応急対策用地図
- 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

(4) 関係機関等の参画

- 市は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(5) 人材の確保

- 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 防災中枢機能等の整備・充実

- 市は、消防本部等と連携し、災害時における災害対策活動の中枢機能を果たす施設としての市庁舎の施設・設備について、施設の耐震・耐火対策や、災害時に必要となる物資等の備蓄に関して配慮しながら、その整備・充実化を図る。
- 自ら管理する情報システムの多様化・高度化等所要の対策に配慮する。

■防災中枢機能等の充実化に関する配慮事項

- 施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保
- 総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進
- 代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備等の整備
- 想定復旧期間が明らかでない場合は、概ね1週間の発電が可能となるような燃料の備蓄
- 停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備
- 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保

3 防災拠点施設の整備・充実

- 市は、大規模災害時における地域の災害対策活動・機能（救援・救護、復旧活動、災害ボランティア活動、がれき等の仮置き場等）の拠点となる防災拠点施設の整備・充実化を図っていく。
- これらの施設の整備・充実化に当たっては、上記の防災中枢機能等の充実化に関する配慮事項に準じていくとともに、平時、自主防災組織等の防災教育・訓練等にも活用できる、防災教育機能を具備させることも検討していく。
- 防災拠点の一つとして道の駅を活用するものとし、その機能の維持・強化に努める。

■各種防災拠点

役割	○他地域や広域防災拠点から搬送される資機材等の緊急物資備蓄・保管拠点、情報通信拠点 ○地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点
機能	○搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース ○地域の防災活動のための駐屯スペース ○物資、復旧資機材等の備蓄施設 ○臨時ヘリポート ○要配慮者等の指定避難所 ○ボランティア等の活動拠点 ○がれき処理のための仮置場

4 災害用臨時ヘリポートの整備

(1) 災害用臨時ヘリポートの選定、整備

- 市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

(2) 県への報告

- 市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に、臨時ヘリポート番号、所在地及び名称、施設等の管理者及び電話番号、発着場面積、付近の障害物等の状況、離着陸可能な機種を報告（略図添付）する。
- 報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 臨時ヘリポートの管理

- 市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平時から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

※資料編 2-11 災害時における臨時ヘリポート

5 装備資機材等の点検・整備の充実

- 市及び消防本部は、応急対策の実施のため、備蓄（保有）する災害用装備資機材等（消防用資機材及び施設、救急車等の救助用資機材等）を、随時点検・整備するとともに、必要に応じてそれらを充実させていく。
- 災害時に必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

6 備蓄物資の整備

- 市は、備蓄体制に関する県の指導・助言に従い、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、備蓄計画を策定し、備蓄体制

(関係事業者との供給協力協定の締結を含む。)を整備する。

7 被害情報等の収集体制の整備

- 市は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備しておく。

8 復興の円滑化のための各種データの整備保全

- 市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておく。

第3 災害救助法等運用体制整備計画

1 災害救助法等の習熟

- 大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、関係各課は、日頃から災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領等に習熟し、それに対応した体制を整備する。

2 必要資料の整備

- 市は、県細則等、災害救助法の運用に際して必要となる資料を整備しておく。

3 運用マニュアルの整備

- 市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導・支援を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルの整備に努める。

第4 情報通信施設等整備計画

- 市は、災害時における情報伝達を確保するため、次のとおり通信施設、連絡体制、被害情報等の収集管理体制の整備を推進する。

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

- 災害現場からの情報収集及び災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため消防本部と連携し、防災行政無線の夜間運用体制の確立を図る。
- 必要な機器の維持・整備に努めるとともに、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等及び市職員に対して警報等が確実に伝わるよう、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

※資料編 2-1 嘉麻市防災行政無線

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所との通信手段の整備

- 市庁舎から学校等の指定緊急避難場所・指定避難所への情報伝達のため、通信施設等の整備強化を図る。

(3) 各種防災情報システムの整備

- 防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、ケーブルテレビの活用を含めた防災情報システムの整備及び充実を図る。
- また、福岡県防災情報システム（福岡県防災・行政情報通信ネットワーク）を災害時等において効果的に運用できるよう、必要なデータを整備する。

(4) 孤立集落対策

- 道路が寸断・遮断されるような災害において、電話回線の寸断や停電などの発生によって、外部との連絡ができなく孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報などの通信手段を整備する。

(5) 通信機能確保のための措置

- 災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の耐震固定等の措置を図る。
- 市は必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受ける。

2 通信連絡体制の整備

- 市及び消防団は、災害時に多重・多様な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

- 災害時に市が所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になったときに対応するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、九州地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う非常通信体制の整備充実に協力する。
- 災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため衛星携帯電話等の導入を検討する。

■非常通信体制の強化項目

非常通信訓練の実施	○災害時等における非常通信を確保するため、関係機関相互の協力体制を確立するとともに、平時から非常通信訓練等を行い、通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	○無線局の管理運用の強化充実を図るため、市職員の無線従事者の増員を図る。

(2) 非常時通信の運用方法の確立

- 災害が発生したとき又はそのおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

3 被害情報等の収集管理体制の整備

- 市、消防団は、自然災害による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡を相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報の収集伝達方法の多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立を推進する。
- その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

■現地情報収集体制

市	防災連絡員の委嘱	○災害時に区長以外からも信頼できる地域情報を得るため、市職員OB、消防団OB等を対象に、区長等の推薦のもと、一定区域の情報収集を担当する防災連絡員を委嘱
	ライブカメラの増設	○重要水防箇所や浸水常襲地区等に、ライブカメラの増設を検討するとともに、夜間にも視認可能な超高感度カメラを導入
	浸水モニター制度の創設	○災害発生時に避難困難となるおそれがある地区において、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局等が浸水情報を収集し、住民に提供する制度を創設
消防団	災害時情報収集専門団員の指定	○各分団において、無線等の技術に習熟した団員で災害時に情報収集にあたる団員をあらかじめ情報収集専門団員として指定 ※災害時の緊急事態で分団長から指示を受けるいとまがない場合も直ちに業務に就くことが可能となる。
	携帯型消防無線送受令機の配備	○消防団への携帯型消防無線送受令機の配備を充実させるとともに、混線しないよう無線使用ルールを設定
	機器の整備	○災害の状況を正確に記録することのできるデジタルカメラ等の機器の整備

4 情報の共有・伝達体制の強化

- 市は、防災関係機関と協力し、特に初動期における人命の安全確保を目的として、各種の意思決定に反映させるため、要救出現場数、出火件数、被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）、二次災害危険箇所の情報を収集する。
- これらの情報を効果的に収集管理するため、参集職員からの被害情報の集約体制、市民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制、関係職員・関係機関間における情報の共有化のための体制等の整備を図る。

■情報の共有・伝達体制

職員間の共有と伝達	○災害対策本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに閲覧できるシステムの導入を検討する。
市と関係機関の共有と伝達	○市、河川管理者、道路管理者、警察署等の間で交換すべき情報の項目、内容、タイミング、手段、ルール等を災害情報連絡協議会等と連携して決定する。
市から住民への伝達	○職員による放送例文の作成及び情報の共有を図り、伝達体制の整備を図る。 ○住民（特に聴覚障がい者）、区長、自主防災組織員等に、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報など、防災情報を携帯電話等に一斉メール配信する防災メール・まもるくんへの登録を促進する。 ○嘉麻警察署の協力のもと、住民等の自主的防犯体制の強化と防犯意識の高揚を図り、各種地域安全活動の健全な育成強化を促進する。 ○地域の安心・安全に関する情報を配信する県警察メール・ふっけい安心メールへの登録を促進する。

	○通信事業者等が行う被災者の安否情報を始めとした、防災・防犯、安心・安全に関する情報の収集及び伝達を効率的に活用が図られるように普及啓発に努める。
放送マニュアル等の充実	○放送内容から事態の進展、地理的なイメージを住民が共通認識できるよう、広報演習・訓練等の結果を踏まえて、広報マニュアルや放送例文を毎年検証し、更新する。
電光掲示板の利用	○道路や街角に（移動）電光掲示板の導入を推進し、防災情報を周知するため、電光掲示板の管理者と災害時の利用について、運用体制を確立する。

第5 広報体制整備計画

- 市は、災害時における的確な広報活動を実施するため、被災者、要配慮者等への情報提供及び関係機関との連絡体制の整備を推進する。

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 関係機関の広報計画との連携

- 各関係機関が定めた災害時の広報計画との密接な連携を図り、円滑な広報にあたる。

(2) 運用体制の整備

- 下記により広報運用体制の整備を図る。

■広報運用体制の整備

- 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- 住民（要配慮者・避難行動要支援者）の把握
- 広報・広聴担当者の熟練
- 広報文案の作成
- 広報優先順位の検討
- 伝達ルートの多ルート化（広報車、防災行政無線、J-ALERT、テレビ・ラジオ、携帯電話、電子メール、ソーシャルメディア、ワンセグ等）

(3) 情報伝達手段の整備

- 被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線の充実強化を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様かつ多重な手段の整備を図る。

(4) 情報提供・伝達体制の整備

- 避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）と連携している福岡県防災情報システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備を図る。
- 市は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

2 関係機関の連絡体制の整備

- 広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、報道機関に対する情報提供の方法など他の関係機関との連携を図りながら実施する。

3 要配慮者等への情報提供体制の整備

- 要配慮者等への適切な情報提供を行うため、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者や外国人を考慮した広報体制の整備に努める。情報提供の在り方については、多様なニーズを把握したうえで実施する。
- 聴覚障がい者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど体制の整備に努める。
- 災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

第6 二次災害の防止体制整備計画

1 震災消防体制の整備

市は、消防本部と連携し、二次災害を最小限に抑えるため、消防体制及び相互応援体制の強化を推進する。

また、震災消防体制の整備について、県地域防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」第4節「火災予防計画」に基づき、総合的な消防計画の策定、消防団の体制整備、避難道路周辺等の防護など、震災消防体制の整備を推進する。

2 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

(1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

- 余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町村職員OB等）の登録等を推進する。
- 被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、市職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を促進し、被災時の判定連絡網の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

- 被災した宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、市職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の連絡体制の確保、関係機関との連絡体制の整備を図る。

3 危険物施設等の予防対策

- 危険物施設等の事業者、施設管理者は、平時から自然災害、大規模事故等に起因する安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

■危険物施設等の予防対策

消防法上の 危険物	○施設の堅牢性の向上 ○災害発生時の安全確保についての必要な安全対策の周知、再点検 ○自主保安体制、事業者相互の協力体制の確立
----------------------	---

火薬類	○施設の堅牢性の向上 ○災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保 ○福岡県火薬類保安協会及び（公社）日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化 ○自主保安体制の確立
高圧ガス	○高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強 ○防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化 ○感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化 ○ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取り扱う施設） ○高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、消防署及び警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化 ○自主保安体制の確立
毒物・劇物	○消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底 ○自主保安体制の確立
放射性物質	○消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備 ○自主保安体制の確立

第7 避難体制等整備計画

- 市は、消防団及び関係機関と連携し、災害発生時に円滑な避難が行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、整備、避難路の整備、避難体制の整備、指定緊急避難場所・避難路の周知等を推進する。

1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定、整備

- 市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。
- 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 被災者の生活環境を整備するため、あらかじめ必要な措置を講ずる。

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所の区分

- 市は、災害から住民等が緊急的に避難する指定緊急避難場所、被災者が一定期間滞在する指定避難所を区分し、一定の基準を満たす施設をあらかじめ指定する。
- 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

■指定緊急避難場所・指定避難所の区分

指定緊急避難場所	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために緊急に避難する場所
指定避難所	○災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により居住の場所を確保することが困難になった住民等を一時的に滞在させるための施設 ○災害が長期化した時の仮設住宅等への移転までの生活場所

(注) 指定緊急避難場所、指定避難所は、相互に兼ねることができる。

※資料編 2-5 指定緊急避難場所

※資料編 2-6 指定避難所

(2) 指定緊急避難場所の指定

- 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、公示するとともに、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平時から住民への周知徹底を図る。
- 指定緊急避難場所の管理者は、当該緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該緊急避難場所の現状に被災者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、当該変更の内容を記載した届出書を市に提出、届け出る。

■指定緊急避難場所の指定基準

管理条件	○災害が切迫した状況において、すみやかに居住者等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること
立地条件	○異常な現象が発生した場合に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない区域（安全区域）内に立地していること
構造条件	○上記の安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること ○洪水等については想定水位よりも上に避難上有効なスペースがあること
耐震条件	○地震を対象とする場合は、上記の管理条件に加えて、次の条件を満たすこと ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること イ 当該場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと

(3) 指定避難所の指定

- 市は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を当該施設の管理者の同意を得て、指定避難所として指定し、公示する。
- 要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- 学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であり、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

■指定避難所の指定基準

- 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
- すみやかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
- 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
- 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的安易な場所にあること

(4)福祉避難所の指定

- 市は、市社会福祉協議会と連携し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するとともに、資機材の確保を推進する。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1)連絡手段の整備

- 市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星携帯電話等の通信機器等の整備に努める。

(2)指定緊急避難場所の設備等の整備

- 指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3)指定避難所の設備等の整備

- 市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他指定避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するほか、施設等の耐震性等の安全性を確保する。
- 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

■指定避難所の設備等

- 貯水槽、仮設トイレ
- マット、簡易ベッド
- 非常用照明施設、非常用電源、ガス設備
- 衛星携帯電話等の通信機器
- テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- 空調、洋式トイレ等、高齢者等の要配慮者、女性や子育て家庭等の多様なニーズに配慮した施設
- 換気、照明等

3 避難路の整備

- 市は、住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

■避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導標識を設置する。
- 避難路上の障害物件の除去に努める。

4 避難体制の整備

- 市は、関係団体、関係機関及び施設管理者等と協力し、避難誘導マニュアルを作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、自主防災組織及び事業者等との連携を図る。

(1) 避難指示等の判断・伝達方法の整備

- 市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階に分けて避難情報を発令する。
- 発令についての判断は、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）等を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等を踏まえ、災害の種類や対象地区ごとに行うものとする。
- 高齢者等の要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示等のほか、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めることができるような高齢者等避難の伝達体制整備に努める。
- 市は住民等に対し、避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保」という。）を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 市長は、避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、避難を要する地区の住民に対し、緊急安全確保の指示を行う。
- 避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する。

(2) 安全な避難誘導体制の確立

- 消防団、関係機関及び自主防災組織等の協力を得ながら、安全な避難誘導体制を整える。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導体制の整備に努める。
- 避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。

■避難誘導体制の検討事項

- 市民や観光客等への避難情報の連絡体制の整備
- 高齢者等の要配慮者避難支援マニュアルの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係各課、関係機関等との応援協力体制の整備
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じた住民の理解

(3) 指定緊急避難場所管理体制の整備

- 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

(4) 指定避難所の管理・運営体制の整備

- 災害時に避難所運営組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ施設管理者、区長、自主防災組織等と協力して男女共同参画の視点等への共通認識を深め、災害時における指定避難所の開設・運営を円滑に行うための体制について検討するとともに、その訓練を実施する。
- 避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行い、各指定避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努め、指定避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。運営マニュアルの作成に当たっては、男女共同参画の視点に基づく指針を明示する。
- 行政区、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営の支援体制についての協力関係を構築する。
- 市及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

■指定避難所の開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設管理者、市、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整備する。

5 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の周知

- 災害時に的確な避難が行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際は公示するとともに、住民に対し、広報紙への掲載、ハザードマップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練、自主防災組織等を通じて、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路等の周知を図る。

6 多様な避難状況の把握

(1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

- 市は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう、指定避難所以外の避難実態を把握し、指定避難所以外の避難者についても支援する。

(2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

- 市は、自主防災組織、自治会等の住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

7 学校、病院等における避難計画

- 学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法第8条に基づき作成する消防計画等に、避難に関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図る。
- 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、適切な避難対策を図る。

第8 交通・輸送体制整備計画

1 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等に関する手続

- 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、災害発生後又は災害発生前において、災害対策基本法施行令第33条第1項又は第2項の規定に基づく確認を実施するものとする。
- 市は、市有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の確認届出書を県公安委員会に提出する。
- 標章及び証明書を適正に保管するとともに標章及び証明書の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、すみやかに標章及び証明書の返還、変更の申請を行う。

※資料編 2-12 市有車両

※資料編 12-1 緊急通行車両事前届出書

※資料編 12-2 緊急車両以外の車両通行止め標示

※資料編 12-3 緊急通行車両通行標章

※資料編 12-4 緊急通行車両確認証明書

※資料編 12-6 通行止情報一覧

2 輸送車両等の確保

- 市は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送事業者や燃料事業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。
- 避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 物資集積拠点の整備

- 物資集積拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法についてあらかじめ検討する。
- 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結し、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。
- 市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び広域物資輸送拠点（県）・地域内輸送拠点（市）について指定・点検し、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送拠点の耐震性の確保に配慮する。

4 緊急輸送道路の確保・啓開体制の整備

- 市は、災害時の緊急輸送道路をすみやかに確保できるように、あらかじめ関係機関等と必要な体制の整備を推進する。その際には、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。
- 応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう取り組むとともに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制を整備する。

(1) 緊急輸送道路の設定

- 県が指定する緊急輸送道路を踏まえ、地域防災拠点等を集められた物資を、市内の地区防災拠点等に送るための緊急輸送道路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送道路ネットワークを形成する。

■緊急輸送道路の指定目安

県が指定した緊急輸送道路及び市庁舎と、次の施設を結ぶ道路	
○市庁舎	○自衛隊駐屯地
○救護所設置予定場所	○臨時ヘリポート
○搬送先病院	○その他地域拠点施設

(2) 緊急輸送道路の確保

- 緊急輸送を効果的に実施するために、平時から警察署及び関係機関と災害時緊急輸送道路の確保について連携体制を整備しておく。
- あらかじめ建設事業者団体との間で協定等を締結して、緊急輸送道路の啓開作業に必要な人員、資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(3) 緊急輸送道路の周知

- 市民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図るとともに、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送道路及びその沿道の建築物等の耐震性の確保に配慮する。

第9 帰宅困難者支援体制の整備

- 市は、災害時における帰宅困難者※を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な滞在場所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討する。
- ※ 帰宅困難者：通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者をいう。

1 想定される事態

(1) 帰宅行動に伴う混乱

- 地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の人間が帰宅行動をとることによる交通の支障、沿道での食料、飲料水、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

(2) 安否確認の集中

- 災害発生直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、被災市町村には、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。また、家族等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

(3) 食料、飲料水、毛布などの需要の増大

- 自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において食料、飲料水、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

2 災害時の情報収集伝達体制の構築

- 公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、庁舎や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制の整備に努める。

3 一時滞在所の提供

- 市が所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

4 徒歩帰宅者に対する支援

- 企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及

- 発災直後は、市や県の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点をおくため、帰宅困難者を行政機関が直接誘導することは極めて困難である。帰宅困難者が無統制な群衆になると、パニック発生の大きな要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。このため、市は下記の心得の普及を図る。

■自宅外にいる者の心得

○むやみに移動を開始しない	○正確な情報により冷静に行動する
○まず安否確認をする	○帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う

6 企業、学校等における対策の推進

- 企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めたうえでの従業員、学生、顧客等の扱いを検討することを支援する。
- 帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる飲料水、食料、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

第10 医療救護体制整備計画

- 市は、消防本部、保健福祉環境事務所及び医療機関等と連携し、災害時の医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ的確に実施されるよう、必要な体制の整備を推進する。
- 災害時に医薬品等が大量に必要なことから、医薬品等の確保・供給体制の整備を検討する。

1 医療体制の整備**(1) 保健福祉環境事務所等との連携強化**

- 災害時に、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのため、発災時における情報の収集・連絡・分析等の重要性を踏まえ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保と多様化に関し保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

(2) 医療機関等との連携強化

- 災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。そのため、医療機関等と、災害時の医療救護チームの編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。また、情報連絡、災害対応調整等のルール化や災害時の通信手段等の確保を図る。

(3) 救急救命士の養成

- 消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進する。
- 保健福祉環境事務所、医師会及び医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を推進する。

(4) 長期的医療体制の整備

- 市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。
- 指定避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

2 医薬品・医療資機材の準備

- 応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

第11 救出・救助体制の整備

- 救出・救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。
- 市は、消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出・救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

- 自主防災組織等に対し、救出用資機材等を備えた倉庫の設置を推進するとともに、訓練等

を通じて、救出・救助方法の習熟や体制整備の支援を行う。

- ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業事業者団体等と協定を締結するなど連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

- 消防団への教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、教育訓練を推進する。

3 要配慮者に対する救出救護体制の整備

- 市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

4 医療機関との連携体制の整備

- 市及び消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出・救助を行うため、連携体制の整備を図る。

第12 要配慮者安全確保体制整備計画

- 市は、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等）の安全を確保するため、平時から、消防団、自主防災組織等の防災関係機関や、平時から避難行動要支援者と接している市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図る。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 要配慮者の所在の把握と避難行動要支援者名簿の作成

- 市は、災害時にすみやかに要配慮者の安否を確認し、避難誘導するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、個人情報の取扱いに十分配慮しながら、要配慮者の中でも特に避難支援を要する者を対象として、所在の把握や情報の共有化に資する避難行動要支援者名簿を作成する。
- 避難行動要支援者名簿について定めるべき事項については、嘉麻市災害時要援護者支援プランにおいて名簿記載の対象者、対象者の個人情報の収集・共有方法等の必要な事項を定める。
- 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることを踏まえ、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- 市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

■避難行動要支援者名簿に記載する対象者

○介護保険の要介護者（要介護認定3以上）	○視覚障がい者
○身体障がい者（身体障がい者手帳2級以上）	○聴覚障がい者
○知的障がい者（療育手帳A1）	○その他生活の実態等から支援が必要と認めら
○精神障がい者（精神保健福祉手帳1級）	れる人

■避難行動要支援者名簿に記載する事項

○氏名	○指定緊急避難場所・指定避難所
○住所	○情報伝達方法
○年齢・生年月日	○支援時の留意事項
○性別	○緊急連絡先（氏名、電話番号）
○電話番号	○避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）
○避難支援等を必要とする事由	○その他市長が必要と認める事項
○その他の連絡先情報提供同意の有無	

■避難行動要支援者名簿の利用・提供等

情報の収集	○市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 ○市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
名簿情報の利用	○市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
名簿情報の提供	○市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、民生委員・児童委員、自主防災組織（行政区）、市消防団、市社会福祉協議会、嘉麻警察署、飯塚消防署（嘉麻分署）その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○上記により提供する名簿情報に記載する事項は、氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、その他市長が必要と認める事項とする。 ○市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
名簿情報を提供する場合における配慮	○市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
秘密保持義務	○名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 個別避難計画の作成

- 市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成に努める。
- 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

■個別避難計画に記載する事項

○氏名	○指定緊急避難場所・指定避難所
○年齢・生年月日	○避難経路
○性別	○避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）
○住所	○その他市長が必要と認める事項
○電話番号	
○避難支援等を必要とする事由	
○その他の連絡先情報提供同意の有無	

■個別避難計画の利用・提供等

情報の収集	○市は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 ○市は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。
個別避難計画情報の利用	○市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
個別避難計画情報の提供	○市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、個別避難計画情報を提供することについて本人（当該個別避難計画情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○上記により提供する個別避難計画情報に記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）、避難場所、避難経路、その他市長が必要と認める事項とする。 ○市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
個別避難計画情報を提供する場合における配慮	○市は、個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
秘密保持義務	○個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 要配慮者支援体制の整備

- 市は、要配慮者の分布を把握し、住民や自主防災組織、事業者の組織等の育成・指導を通じて、平時における防災知識の普及啓発、災害時における避難指示等の情報伝達、安否確認、救助活動、避難誘導を行うなど、行政と地域社会が連携して、要配慮者の避難を支援する体制づくりを推進する。

- 災害時における避難指示等の情報伝達手段の検討や、介護福祉士、社会福祉士、児童相談員、カウンセラー等の確保など、要配慮者の支援体制を確保する。
- なお、災害の発生時間は事前に特定できないため、夜間等考え得る最悪の場合にも対応できるよう、特に避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

(4) 防災設備等の整備

- 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、要配慮者に対する緊急通報システムの充実、強化を図る。
- 一般住宅防火指導の中で、障がい者等に対して防火機器の設置を促進する。

(5) 防災基盤の整備

- 要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設等の立地を考慮し、指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

2 社会福祉施設、病院等の対策

(1) 施設の整備

- 市は、災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進するとともに、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設等の立地を考慮し、指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。
- 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等を整備する。
- 災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

- 市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者に対して、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業者の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。
- 施設相互間、自主防災組織等及び住民等との連携を密にし、災害時の要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(3) 防災教育、防災訓練の実施

- 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育を実施する。
- 施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努める。
- 市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等に対し、防火指導や防災訓練等について指導するなど支援を行う。

(4) 危険区域内の要配慮者利用施設の指定

- 市は、水防法第14条の規定に基づく洪水浸水想定区域内又は土砂災害防止法第8条の規定に基づく土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設で、洪水又は土砂災害が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設については、施設の名称、所在地を本計画に記載する。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法施行規則第16条の規定に基づく避難確保計画、又は土砂災害防止法施行規則第5条の2の規定に基づく避難確保計画を作成し、それに定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、又は変更したときは遅滞なく市長に報告しなければならない。
- 市は、対象施設の所有者又は管理者に、計画の作成や計画に定めた訓練の実施について必要な措置を行う。

※資料編 2-7 福祉施設

※資料編 2-8 病院・医科診療所

※資料編 2-9 歯科診療所

※資料編 2-10 学校、学童、保育園、保育所、幼稚園

3 幼稚園・保育所（園）等対策

- 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。
- 幼稚園・保育所（園）・学校等が保護者との間で、災害発生時における幼児・児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

※資料編 2-10 学校、学童、保育園、保育所、幼稚園

4 避難行動要支援者の移送

- 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

5 外国人等への支援対策**(1) 外国人に対する防災知識の普及対策**

- 地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の指定緊急避難場所等の情報提供体制の整備を図る。
- 指定緊急避難場所・指定避難所の標識や案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された避難標識に関する調査検討委員会により提言されたマーク、国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

- 県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

- 県、国際交流センター、国際交流協会及びFM放送局等と協力して、地域内で生活する外国人に対する災害時の情報提供体制の整備を推進する。

(3) 旅行者への支援対策

- 市は、災害発生時における旅行者への迅速な被害状況の把握と、その状況に応じた適切な指定緊急避難場所や経路等の情報伝達を確実に行うことができるよう、ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者や関係団体と連携し、あらかじめ情報連絡体制を整備する。

6 要配慮者への防災教育・訓練の実施

- 要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的な知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう取り組む。
- 避難が必要な際に要配慮者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、住民が参加して要配慮者を福祉避難所まで誘導する訓練を実施するなど、要配慮者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築を図る。

7 広域避難体制の整備

- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

8 女性、子育て家庭等に対する対策

(1) 組織体制の整備

- 市は、男女のニーズの違いや女性・子育て家庭等に配慮するため、男女共同参画推進課と連携し、住民や自主防災組織の育成・指導を通じて、女性・子育て家庭等を支援する体制づくりを推進する。

(2) DV等被害者に対する情報管理

- 市は、DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー行為、児童虐待を受け、危害を受けるおそれがある者が含まれる場合、当該者の個人情報の管理を徹底する。

第13 災害ボランティアの活動環境等整備計画

- 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

■災害ボランティアの主な役割

生活支援に関する業務	○被災者家屋等の清掃活動 ○市災害ボランティアセンター運営の補助 ○避難所運営の補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資等の仕分け、輸送 ○高齢者、障がいのある人等の介護補助 ○被災者の話し相手・励まし ○被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去 ○その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	○救護所等での医療、看護 ○被災宅地の応急危険度判定 ○外国人のための通訳 ○被災者へのメンタルヘルスケア ○高齢者、障がいのある人等への介護・支援 ○アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○公共土木施設の調査等 ○その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 災害ボランティアの受入れ体制の整備

- 市は、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入れ体制の整備等（市災害ボランティアセンター（受入れ窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。
- 市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第14 災害備蓄物資等整備・供給計画

- 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄計画を定めておく。
- 食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄については、備蓄計画を策定し、適正な備蓄に努める。
- 市は県と協力し、被災地への物資の輸送時に物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努める。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

1 給水体制の整備

- 震災時は広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により、水道水の

汚染や断水が予想されるため、平時から水道施設の耐震性強化や緊急遮断弁等の整備による被災時の給水の確保や復旧のための体制づくりを進める。

(1) 給水用資機材の確保

- 市は、必要な給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

(2) 危機管理体制及び水道施設の応急復旧体制の整備

- 市は、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備を図る。
- 水道施設をすみやかに復旧して飲料水の確保を図るため、復旧に要する事業者等との間において災害時における協定を締結するなど応急復旧体制の整備を図る。

(3) 災害時への備えに関する啓発・広報

- 市は、地震への対策や震災時対策の諸活動について、市民、事業者等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、周知・広報しておくとともに、平時から3日分以上（1週間分程度が望ましい）（3ℓ／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

2 食料供給体制の整備

- 市は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出し、その他による食料の供給体制を整備する。
- この場合、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平時からの備蓄及び事業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 給食用施設・資機材の耐震化と整備

- 指定緊急避難場所・指定避難所となる小・中学校等の給食用施設を有効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図るとともに、野外炊飯に備えて炊飯器具を備蓄・確保することを検討する。

(2) 食料の備蓄

- 食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。この場合、高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。
- 大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、市民に対し、3日分以上（1週間分程度が望ましい）の食料の備蓄を行うよう啓発を図る。また、事業所内においても最低3日間（1週間分程度が望ましい）の飲料水や食料などを出来るだけ企業備蓄することを要請する。
- 市職員は、平時から生活物資の家庭内備蓄に努める。

(3) 災害時民間協力体制の整備

- 食料関係事業者（弁当等）及び農業団体との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。
- 指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設等について、（一社）福岡県LPガス協会やガス事業者との間で協力体制を整備する。

3 生活必需品等の供給体制の整備

- 生活上必要な被服、寝具その他の日常用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付又は貸与するため、市は、市場流通がある程度回復するまでの間の物資を、平時からの備蓄及び事業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 生活物資の備蓄

- 生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。なお、この場合、生活物資の不足による影響が懸念される高齢者や女性、乳幼児等の要配慮者に特に配慮する。
- 大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、市民に対し、3日以上（1週間分程度が望ましい）の生活必需品等の備蓄を行うよう啓発する。また、事業所内においても最低3日間（1週間分程度が望ましい）は従業員が待機できるように、その分の飲料水や食料などを出来るだけ企業備蓄することを要請する。
- 市職員は、平時から生活物資の家庭内備蓄に努める。

(2) 災害時民間協力体制の整備

- 生活物資等関係事業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。
- 協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

4 医薬品等の供給体制の確保

- 市は、県と連携し、災害等の大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制を確保する。

5 血液製剤確保体制の確立

- 市は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図る。

6 資機材供給体制の整備

- 災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所・指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他の機材が必要となるため、市は迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、事業者の保有量を把握したうえで、備蓄個別計画に基づき平時から

の備蓄及び事業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 機材の備蓄

- 機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がい者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。

(2) 災害時民間協力体制の整備

- レンタル機材事業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、機材等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。
- 協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

7 義援物資の受入れ体制の整備

- 市は、小口・混載の義援物資は県及び被災した市町村の負担となることから、受け入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及に努める。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入れ体制の整備、例外的に個人等からの義援物資を受け入れる場合の受入れ方法及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。
- 大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速かつ的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。
- 特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握が困難となったことに鑑み、県は、大規模災害発生時に本市との連絡が取れなくなった場合は、本市からの要請を待たずに職員を派遣するなどの情報収集を図り、迅速かつ的確な義援物資の供給に取り組む。

第15 住宅の確保体制整備計画

1 空家住宅の確保体制の整備

- 市は、公営住宅の空家状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供を図る。
- 民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その取扱い等についてあらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

- 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ選定した住宅建設に適する建設用地の建設候補地台帳を作成・更新する等、供給体制の整備を図る。

第16 保健衛生・防疫体制整備計画

1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備

- 被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、市は、県地域防災計画の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策計画」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示された活動要領・内容に習熟するとともに、感染症等の疾病の発生を防止するために必要な体制を整備する。
- 保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のための研修等を行う。

2 防疫用薬剤及び資機材等の確保

- 市は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保に取り組む。

3 学校における環境衛生の確保

- 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を実施する。また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指導する。

4 家畜防疫への習熟

- 市及び関係機関は、県地域防災計画の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策計画」に示された活動要領・内容を習熟する。

第17 災害廃棄物処理体制整備計画

1 ごみ処理体制の整備

- 市は、県地域防災計画の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容を習熟するとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理するために必要な体制を整備する。

2 し尿処理体制の整備

(1) し尿処理要領への習熟と処理体制の整備

- 市は、県地域防災計画の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害により発生したし尿を適正に処理するために必要な体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

- 市は、災害時に指定避難所、住宅地内で浄化槽や下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう、仮設トイレを保有する建設業、レンタル事業者、下水道指定店等との協力関係を整備する。
- 市は、災害時に避難所のトイレが使用不能となることで発生する衛生状況の悪化や健康被害防止を目的としたマンホールトイレの整備に努める。

3 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物の処理要領への習熟と処理体制の整備

- 市は、災害廃棄物の処理要領・内容に習熟するとともに、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理するために必要な体制を整備する。
- 市は、短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業所等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。選定の基準は次のとおりとする。

■災害廃棄物の仮置場選定の基準

- 他の応急対策活動に支障がない場所
- 環境衛生に支障がない場所
- 搬入に便利な場所
- 分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

(2) 応援協力体制の整備

- し尿・ごみ・災害廃棄物の収集処理を委託する事業者や、応援を求める事業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。
- し尿・災害廃棄物の処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

第18 複合災害予防計画

- 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1 職員・資機材の投入判断

- 市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行う。
- 複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

2 訓練の実施

- 市は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19 業務継続計画の策定

- 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続性の確保を図らなければならない。

- 災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、優先業務を特定し、業務遂行のための体制を検討する。

■業務継続計画の6要素

- 市長が不在時の明確な代行順位
- 職員の参集体制
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 電気・飲料水・食料等の確保
- 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理

第3章 風水害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 職員の動員配備	●			本部班、受援班
第2 警戒活動	●			本部班
第3 災害警戒本部の設置	●			本部班
第4 災害対策本部の設置	●			本部班
第5 災害対策本部の運営	●			本部班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

- 災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準により行う。

■配備基準【風水害】

配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
注意配備	○市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき ○市内が台風の進路にあり、強風域に入ることが予想されるとき ○その他防災対策課長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動	・防災対策課
災害警戒本部 警戒配備	○市内に被害の発生が予想されるとき ○市内が台風の進路にあり、暴風域に入ることが予想されるとき ○その他災害警戒本部長（副市長）が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動	・災害警戒本部会議委員 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
災害対策本部 第1配備	○市内に被害発生の可能性が高くなったとき、あるいは、市内の一部に被害が発生したとき ○高齢者等避難を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・避難者の受入れ ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動	・災害対策本部会議委員 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員

配備		配備基準	主な活動内容	配備要員
災害対策本部	第2 配備	○市内に相当規模の被害が発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○避難指示を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達 ・ 避難者の受入れ ・ 広報活動 ・ 被害調査 ・ 応急対策活動	・ 災害対策本部会議委員 ・ 全課長 ・ 防災対策課 ・ 消防団 ・ 各対策部長にあらかじめ指定された職員
	第3 配備	○市内に相当規模の被害が複数発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○緊急安全確保を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達 ・ 避難者の受入れ ・ 広報活動 ・ 被害調査 ・ 応急対策活動 ・ 受援活動	・ 全職員 ・ 消防団

※各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※市職員は、気象庁HPや市HP・LINE・Twitter、防災メール・まもるくん等から警報情報等を得、可能な限り自宅待機する。

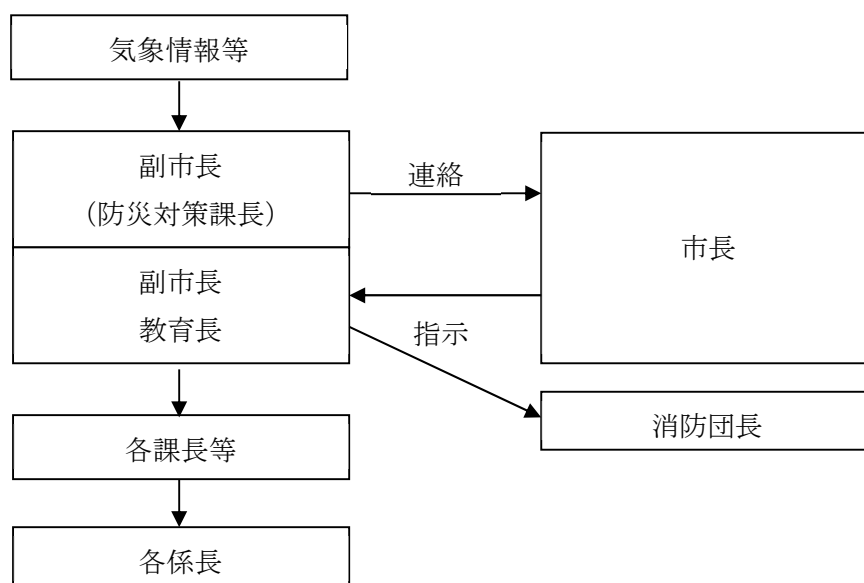
※出動予定者配備担当職員は、各課等であらかじめ決めておく。

※資料編 3-5 嘉麻市災害対策本部配備基準

2 動員指令

- 各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。
- 防災担当職員は、勤務時間外（夜間、休日も含む。）に災害情報が入った場合は、防災メール・まもるくんや警備員等の連絡により、必要に応じ参集する。
- 前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき又は推定されるときは、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統



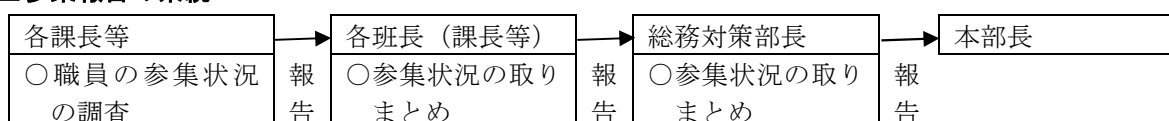
3 参集場所

- 各職員は、勤務時間内・勤務時間外を問わず、各自の所属先に参集する。ただし、交通途絶等で指定の参集場所に参集が困難なときは、最寄りの市庁舎又は指定緊急避難場所・指定避難所へ参集する。
- 災害現場及び所属先以外へ直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

4 参集の報告

- 参集した職員は、直ちに各班長に参集報告を行い、各部で取りまとめた後、本部（防災対策課）に報告する。

■参集報告の系統



※資料編 7-1 参集記録票

※資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票

5 職員の動員要請

- 各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とするときは、受援班に職員の動員を要請する。
- 受援班は、各班長から職員動員の要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案のうえ、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。
- 子育てや介護等家庭的責任を有する職員も参画できるよう、災害発生直後から臨時託児所の開設など、子育て・介護支援を実施する。

第2 警戒活動

1 警戒活動

- 防災対策課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、防災担当職員（防災対策課）を配備する。

■注意配備の設置基準

配備基準	配備要員
○市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき ○市内が台風の進路にあり、強風域に入ることが予想されるとき ○その他防災対策課長が必要と認めるとき	・ 防災対策課

2 活動内容

- 風水害等警戒体制時において、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報等の収集伝達 ○警戒予防活動 |
|--|

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

- 副市長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、風水害警戒配備体制として担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

配備基準	配備要員
○市内に被害の発生が予想されるとき ○市内が台風の進路にあり、暴風域に入ることが予想されるとき ○その他災害警戒本部長（副市長）が必要と認めるとき	・災害警戒本部会議委員 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員

2 設置、指揮の権限

- 副市長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位	防災対策課長	第2順位	総務課長	第3順位	人事秘書課長
------	--------	------	------	------	--------

3 活動内容

- 災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

○気象情報等の収集伝達 ○警戒予防活動

4 災害警戒本部の廃止等

- 副市長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止することができる。
- 災害応急対策に備えるため又は災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

- 災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、市長は、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて次のとおり担当職員を配備する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

■災害対策本部の設置基準

配備		配備基準	配備要員
災害対策本部	第1配備	○市内に被害発生の可能性が高くなったとき、あるいは、市内の一部に被害が発生したとき ○高齢者等避難を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・災害対策本部会議委員 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
	第2配備	○市内に相当規模の被害が発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○避難指示を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・災害対策本部会議委員 ・全課長 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
	第3配備	○市内に相当規模の被害が複数発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○緊急安全確保を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・全職員 ・消防団

※資料編 4-4 嘉麻市災害対策本部条例

※資料編 4-5 嘉麻市災害対策本部設置規程

■災害対策本部の設置場所

○災害対策本部は、本庁舎4階防災対策室に置く。 ○災害対策本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部室前に「嘉麻市災害対策本部」等の標識を提示する。
○本庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長の判断により、状況に応じ、次のいずれかの施設に本部を移設する。
1 碓井支所 2 山田支所 2 嘉穂支所

2 現地災害対策本部

- 本部長は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨をすみやかに本部長に通知する。
- 本部長は、現地の災害応急対策が概ね終了したとき、あるいは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1)組織

- 現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

- 現地災害対策本部の責任者（本部長）は、副本部長又は災害対策本部員とする。

(2) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

- 現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨をすみやかに本部長に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

- 高齢者等避難の発令
- 避難指示等の発令（災害対策基本法第 60 条、市長の権限）
- 立退きの指示（水防法第 29 条、水防管理者の権限）
- 警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条、市長の権限）
- 通行規制（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

3 災害対策本部の廃止

- 本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

- 総務班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各班	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、市HP等
関係機関	○ 県防災情報システム、一般電話、FAX、市HP等
市民等	○ 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道・市HP・LINE・Twitter等
報道機関	○ 県防災情報システム、一般電話、FAX、市HP等

第5 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

- 本部長は、災害対策本部の設置及び指揮を行う。
- 市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行者が代行を行う。

■代行順位

第1順位	副市長	第2順位	防災対策課長	第3順位	総務課長
------	-----	------	--------	------	------

2 災害対策本部の組織等

- 災害対策本部の組織、役割は、次のとおりとする。
- ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図り、運営を行う。

- 災害対策本部の事務局は、本部班とする。

■組織、役割

本部長	市長	○災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	○本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長、 消防団長	○本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員	各課長等のうちから本部長が定める。	○本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○本部長の命を受け、部の事務を処理する。

(注) なお、災害対策本部の詳細については、次の「■嘉麻市災害対策本部組織図」に示す。

※資料編 3-3 嘉麻市災害対策本部組織図

■嘉麻市災害対策本部組織図

災害対策本部			対策部（部長）	班（班長）	主たる担当課
本部会議委員	本部長	市長	総務対策部 部長 総務課長 副部長 人事秘書課長	本部班 班長 防災対策課長 副班長 班長が定める者	人事秘書課 防災対策課
	副本部長	副市長		情報班 班長 デジタル戦略課 副班長 総合政策課	総務課 デジタル戦略課 人事秘書課 財政課 管財課 総合政策課 交通政策課
	本部長付	教育長 消防団長		財政班 班長 財政課長 副班長 会計課長	財政課 会計課
	本部員	防災対策課長		受援班 班長 人事秘書課長 副班長 交通政策課長	人事秘書課 総合政策課 交通政策課 産業振興課
	本部員	総務課長 人事秘書課長 議会事務局長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者		庶務班 班長 監査委員事務局長 副班長 議会事務局長	総務課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局
災害警戒本部			市民環境対策部 部長 環境課長 副部長 市民課長	被害調査班 班長 税務課長 副班長 市民サービス課長	税務課 市民課 環境課
警戒本部会議委員	本部長	副市長		市民・ボランティア班 班長 市民課長 副班長 市民サービス課長	人権・同和対策課 各市民サービス課
	副本部長	総務課長		環境衛生班 班長 環境課長 副班長 人権・同和対策課長	
	本部長付	消防団長	保健福祉対策部 部長 福祉事務所長 副部長 高齢者介護課長	要配慮者対策班 班長 高齢者介護課長 副班長 生活支援課長	健康課 子育て支援課 高齢者介護課 社会福祉課 こども育成課 生活支援課
	本部員	防災対策課長 人事秘書課長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者		保健医療班 班長 健康課長 副班長 子育て支援課長	
				被災者支援班 班長 社会福祉課長 副班長 こども育成課長	
			産業建設対策部 部長 土木課長 副部長 農林振興課長	産業班 班長 産業振興課長 副班長 班長が定める者	農林振興課 産業振興課 農業委員会事務局
				建設班 班長 土木課長 副班長 農林振興課長	農林振興課 土木課
				住宅班 班長 住宅課長 副班長 班長が定める者	住宅課
				水道班 班長 水道局長 副班長 班長が定める者	水道局
				避難所班 班長 生涯学習課長 副班長 スポーツ推進課長	教育総務課 教育施設課 生涯学習課 スポーツ推進課 男女共同参画推進課
			教育対策部 部長 教育総務課長 副部長 生涯学習課長	教育班 班長 学校教育課長 副班長 班長が定める者	教育総務課 学校教育課 生涯学習課

消防対策部		消防班	消防団
部長	消防団長	班長	消防団長
副部長	消防副団長	副班長	消防副団長
			防災対策課

3 災害対策本部会議

- 本部長は、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、活動方針の決定及び各部の連絡調整等を行う。

■災害対策本部会議の概要

開催時期	○災害対策本部設置後 ○その他本部長が必要と認めたとき
構成員	○災害対策本部の組織図を参照
事務局	○防災対策課
協議事項	○被害状況の把握 ○応急対策活動の調整 ○災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ○自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○警戒区域の設定、避難指示等 ○災害救助法の適用 ○激甚災害指定への対応 ○応急対策に要する予算及び資金 ○国、県等への要望及び陳情 ○市民等への緊急声明 ○その他災害対策の重要事項

4 関係機関連絡室の設置

- 必要に応じて、自衛隊、警察署、県土整備事務所、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5 災害対策本部の表示

(1) 腕章等

- 災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書（様式）を携帯する。

(2) 標旗等

- 災害対策業務に使用する車両には、本部の標旗（様式）等を掲示する。

(3) 看板

- 災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板（様式）を掲示する。

■主な災害対策拠点の種類

○災害対策本部	○応援部隊集結地	○福祉避難所
○現地災害対策本部	○救護所	○遺体安置所
○市災害ボランティアセンター	○災害対応病院（市指定）	○給水所
○プレスセンター	○臨時ヘリポート	○物資集積拠点
○災害相談窓口	○指定緊急避難場所・指定避難所	

6 分掌事務

- 災害対策本部の主な分掌事務は、「■市災害対策本部の主な分掌事務（班別）」のとおりである。

- ただし、被害状況に応じて柔軟な対応をとる必要がある場合は、本部長の命によりこれを変更することがある。

■市災害対策本部の主な分掌事務(班別)

対策部	班	主たる担当課	時期区分			主たる業務
			初動	応急	復旧	
総務対策部	本部班	防災対策課	●	●	●	本部の設置・運営・廃止に関すること
		人事秘書課	●	●	●	災害対応の総括に関すること
			●	●		気象情報等の収集に関すること
			●	●		避難情報の発令に関すること
			●	●	●	職員配備体制に関すること
			●	●	●	国、県、警察、消防、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること
			●	●	●	消防団、自主防災組織、行政区との連絡調整に関すること
	情報班	総務課	●	●	●	電話対応に関すること
		デジタル戦略課	●	●	●	被害情報の整理・分析に関すること
		人事秘書課	●	●	●	各部、班からの情報集約に関すること
		財政課	●	●	●	情報の共有に関すること
		管財課	●	●	●	災害本部会議の議事録作成に関すること
		総合政策課	●	●	●	市民、報道機関等への情報発信（広報）に関すること
		交通政策課				
	財政班	財政課			●	災害対応関係予算の編成及び執行管理に関すること
		会計課			●	災害対応に係る財源措置に関すること
					●	災害救助法に係る事務に関すること
	受援班	人事秘書課	●	●	●	人的、物的支援に係る全体調整に関すること
		総合政策課	●	●	●	受援計画に関すること
		交通政策課	●	●	●	職員（人的資源）の全体調整に関すること
		産業振興課	●	●	●	国、地方自治体職員の派遣要請、受入れに関すること
			●	●	●	各種支援団体への応援派遣要請、受入れに関すること
			●	●	●	物的支援の要請、受入れに関すること
			●	●	●	協定団体への支援要請、受入れに関すること
	庶務班	総務課	●	●	●	本部運営に係る庶務に関すること

対策部	班	主たる担当課	時期区分			主たる業務
			初動	応急	復旧	
市民環境対策部		議会事務局	●	●	●	他の部、班の所管に属さないこと
		監査委員事務局				
		選挙管理委員会事務局				
	被害調査班	税務課		●	●	住家被害調査に関すること
		市民課			●	被災台帳の作成に関すること
		環境課			●	罹災証明の発行に関すること
	市民・ボランティア班	人権・同和対策課		●	●	災害関係窓口業務全般に関すること
		各市民サービス課		●	●	行政区長との連絡調整に関すること
			●	●		人的被害の公表に係る調整に関すること
				●	●	災害ボランティアの受入れ、配置に関すること
				●	●	災害ボランティアセンターの設置、閉鎖に関すること
				●	●	ボランティア団体等との連携に関すること
	環境衛生班			●	●	仮設トイレの設置、管理に関すること
				●	●	災害廃棄物の処理に関すること
				●	●	倒壊家屋等の公費解体に関すること
				●	●	遺体の収容及び安置に関すること
				●	●	防疫に関すること
				●	●	動物の保護及び収容に関すること
				●	●	
保健福祉対策部	要配慮者対策班	健康課	●			避難行動要支援者の避難支援に関すること
		子育て支援課	●	●	●	福祉避難所の管理運営に関すること
		高齢者介護課	●	●	●	一般避難所における要配慮者の生活支援に関すること
	保健医療班	社会福祉課	●	●	●	災害対応における保健医療対策に関すること
		こども育成課	●	●	●	医療機関との連絡調整に関すること
		生活支援課	●	●	●	在宅避難者の保健医療に関すること
			●	●	●	医療救護の派遣要請に関すること

対策部	班	主たる担当課	時期区分			主たる業務
			初動	応急	復旧	
産業建設 対策部	被災者支援班				●	義援金、支援金、見舞金、弔慰金、災害援助金等に関する事
					●	被災者生活再建支援法に係る事務に関する事
					●	被災者支援の取りまとめに関する事
	産業班	農林振興課	●	●	●	災害用備蓄物資等の緊急輸送に関する事
		産業振興課		●	●	食料の確保、供給に関する事
		農業委員会事務局		●	●	炊き出しの実施及び支援に関する事
	建設班	農林振興課	●	●	●	緊急輸送路の確保に関する事
		土木課	●	●	●	国道、県道の被災に係る道路管理者との連絡調整に関する事
			●	●	●	市道、農道、林道の災害対応に関する事
			●	●	●	排水樋門、頭首工、ため池、用排水施設等の管理に関する事
	住宅班	住宅課		●	●	被災建築物、被災宅地応急危険度判定に関する事
					●	災害応急仮設住宅の建設に関する事
					●	応急仮設住宅への入居手続きに関する事
					●	みなし仮設住宅に関する事
	水道班	水道局	●	●	●	水道施設の災害対応に関する事
			●	●		応急給水に関する事
教育対策部	避難所班	教育総務課	●	●	●	避難所の開設、管理運営、閉鎖に関する事
		教育施設課	●	●	●	避難所運営マニュアルに関する事
		生涯学習課				
		スポーツ推進課				
		男女共同参画推進課				
	教育班	教育総務課	●			児童生徒、教職員の安全管理、健康管理、心のケアに関する事
		学校教育課		●		学用品の支給に関する事
		生涯学習課		●		文化財に係る災害対応に関する事

対策部	班	主たる担当課	時期区分			主たる業務
			初動	応急	復旧	
消防対策部	消防班	消防団	●			応急救助、捜索に関する事
		防災対策課	●			災害広報に関する事
			●			避難誘導、避難支援に関する事
各部共通		全課等	●			職員の安否確認及び動員配備に関する事
			●			所管施設の被害調査及び応急対応に関する事
			●	●	●	災害対策本部との情報共有及び連絡調整に関する事
			●	●	●	対策部内及び対策部間の相互応援に関する事

(注) 時期区分(おおむねの目安)の「初動」は災害発生から2日目まで、「応急」は3日目から7日目まで、「復旧」は8日目以降の対応を示す。

※資料編 3-4 嘉麻市災害対策本部分掌事務

■市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	本庁舎（建物破損等の場合は本部長の判断により移設する：碓井庁舎、その他）
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	市総合運動公園ほか
	市災害ボランティアセンター	市社会福祉協議会
医療救護	地域災害医療情報センター	保健福祉環境事務所
	救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	飯塚病院
交通輸送対策	県緊急輸送道路	第11節第2 3「県の緊急輸送に関する交通規制対象道路」を参照。
	物資集積拠点	稲築屋内球技場、碓井屋内ゲートボール場
	臨時ヘリポート	資料編 2-11 災害時における臨時ヘリポート参照
避難対策	指定緊急避難場所・指定避難所	資料編 2-5 指定緊急避難場所・2-6 指定避難所参照
要配慮者対策	福祉避難所	資料編 2-7 福祉施設参照
生活救援	市備蓄倉庫	旧宮野小学校、本庁舎2階ほか

	給水拠点	指定避難所ほか
	炊き出し場所	指定避難所、学校の給食室・家庭科室、自治公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	—
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	—
水防対策	水防（資機材）倉庫	碓井庁舎内、山田防災センター内、各消防団詰所、旧宮野小学校

第2節 応援要請・受入れ計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 受援体制	●			受援班、関係各班
第2 自衛隊派遣要請、受入れ等	●			本部班、受援班
第3 県、他市町村等への応援要請	●			本部班、受援班、消防本部
第4 要員の確保	●			本部班、受援班、市民・ボランティア班、市社会福祉協議会
第5 ボランティアの受入れ・支援		●		本部班、受援班、市民・ボランティア班、市社会福祉協議会
第6 海外からの支援の受入れ		●		本部班、受援班、市民・ボランティア班

第1 受援体制

- 災害対策本部長が必要と認めるとき、支援要請や受入れ等の受援業務を迅速かつ的確に行うため、副本部長（副市長）を総括責任者と定め、受援の総合窓口として災害対策本部内に受援担当を設置する。受援担当は、以下について必要な調整を行う。

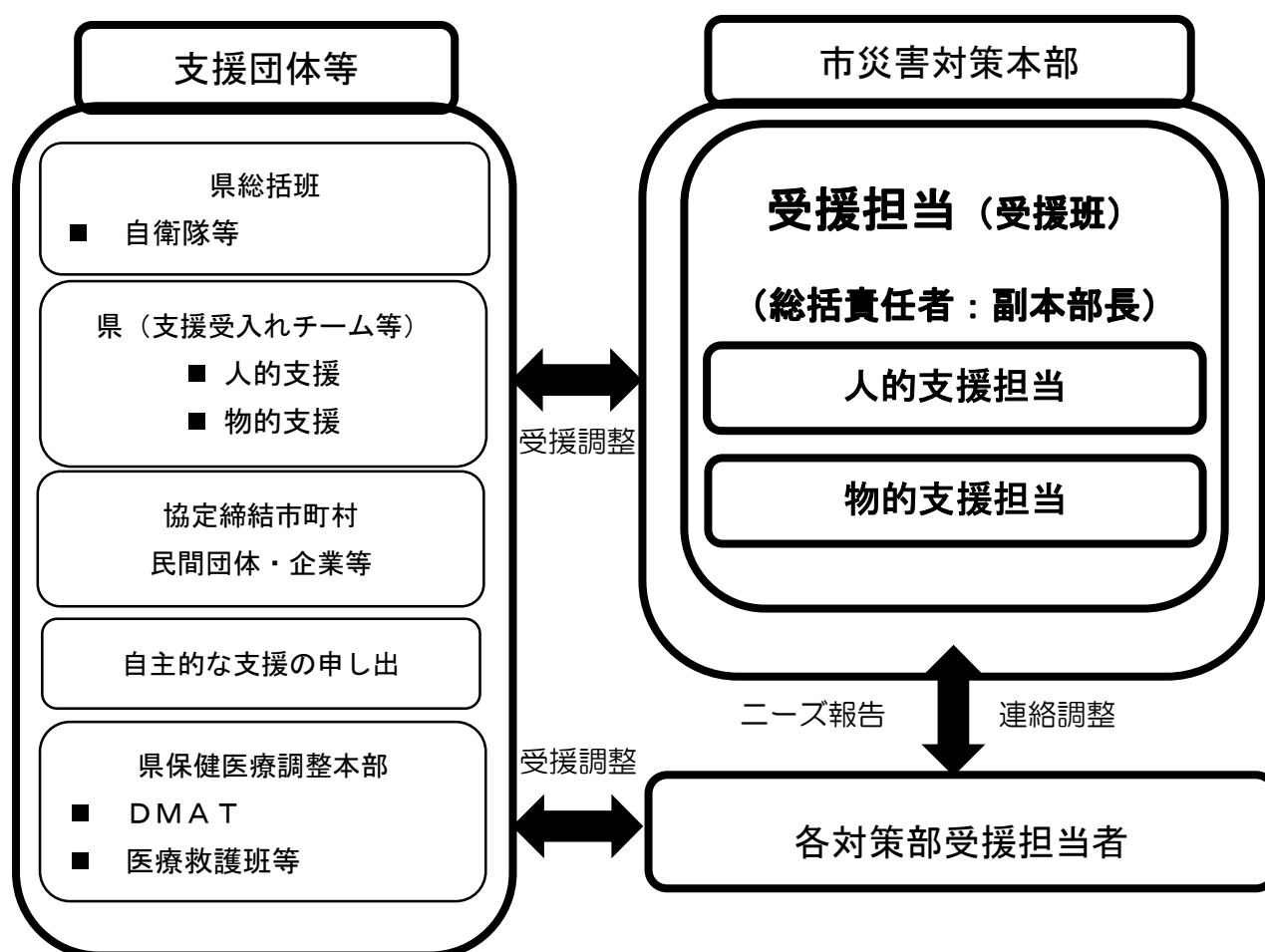
①県（支援受入れチーム等）を通じた人的・物的支援（注）

（注）県において支援受入れチームが設置されていない段階では、災害対策本部総括班が支援の窓口となる。

②協定を締結している市町村や消防本部（局）・民間団体・企業等からの支援

③他市町村、民間団体、企業等からの自主的な支援の申し出

- 緊急消防援助隊、自衛隊、DMA T、医療救護班等の国等による定型化された支援については、手続きの迅速化を図るため各対策部が直接受援の調整を行うものとし、その状況を受援担当と共有することで受援活動の一体化を図る。



支援の基本的な枠組み

第2 自衛隊派遣要請、受入れ等

- 市長は、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- ただし、通信の途絶等により県知事に対して自衛隊派遣の依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するとともに、通信等回復後、すみやかに県知事に対してその旨を通知する。

■災害派遣要請の基準

- 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき
- 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき

1 派遣要請依頼

- 本部班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。
- 事後すみやかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、県知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

- 受援班及び関係各班は、派遣要請を行った場合、直ちに受入れ体制を整備する。

■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○県知事（県防災危機管理局） ※通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○電話又は口頭（事後すみやかに文書送付）
要請依頼内容	○災害の状況 ○派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○その他参考となる事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
飯塚駐屯地	飯塚市津島 282	0948-22-7651	第2高射特科団長

※資料編 9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

2 活動内容

- 自衛隊は、人命財産の保護と救護のため、各関係機関と緊密な連絡を保って互いに協力し、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

災害発生前の活動	○連絡班及び偵察班の派遣 ○出動準備体制への移行		
災害発生後の活動	○被害状況の把握	○消火活動	○道路、水路の応急啓開
	○被災者の捜索救助	○水防活動	○危険物の保安、除去
	○避難の援助	○炊飯、給水の支援	○その他
	○人員及び物資の緊急輸送	○応急医療、救護、防疫	

3 自衛隊の自主派遣

- 自衛隊の部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。
- この場合において、部隊等の長は、できる限り早急に県知事に連絡し、密接に連絡調整しながら適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

4 派遣部隊の受入れ

- 受援班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受入れ体制を準備する。

■受入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	○作業箇所及び作業内容 ○作業の優先順位 ○資機材の種類別保管（調達）場所 ○部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
使用資機材の準備	○災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等（特殊なものを除く） ○災害救助応急作業等に必要な材料、消耗品等 ○必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保、諸作業に関係のある管理者への了解の取りつけ
派遣部隊の受入れ体制	○自衛隊集結地（市が指定する小中学校グラウンド等）の準備 ○派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備 ○派遣部隊の活動に対する協力
連絡窓口	○総務班に連絡窓口を一本化する。 ○自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○専用電話回線を確保する。

5 臨時ヘリポートの設置

- 受援班は、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時ヘリポートの準備を行う。

※資料編 2-11 災害時における臨時ヘリポート

6 経費の負担区分

- 災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担する。ただし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る）
- 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- 活動のため現地で調達した資機材の費用
- その他の必要な経費については事前に協議する

7 撤収要請

- 市長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、県知事に対し、災害派遣部隊の撤収要請を依頼する。

※資料編 9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

第3 県、他市町村等への応援要請

1 他市町村への要請

- 本部班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣の要請を行う。また、相

互応援協定を締結している市町村に対し、その協定に基づき、各種応援を要請することができる。

- 他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。応援に従事する者は、被災市町村の指揮のもとに行動する。
- 複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

※資料編 6-1 応援協定等一覧

(1) 福岡県消防相互応援協定

- 本部長又は消防長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、福岡県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

■ 応援要請の内容

応援要請種別	第一要請	○現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請
応援要請方法		○代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。 ※航空応援が必要な場合、消防長が本部長に報告のうえ、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局、北九州市消防局）の消防長にも連絡を行うものとする。
県への連絡		○本部長又は消防長は、県に応援要請の旨を通報する。

(2) 他協定による応援要請

- 災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他市町村等に対し、各種応援を要請する。

2 県等への要請

- 本部班は、市域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、県知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づき応援を求め、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣あつせんを要請する。

■ 県への応援要請の手続き

要 請 先	県防災危機管理局
要請伝達方法	文書各1部（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援要請	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項
職員の派遣要請・あつせん	○ 派遣の要請又はあつせんを求める理由 ○ 派遣される職員の給与、その他勤務条件 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ その他必要な事項

3 国の機関等への要請

- 本部班は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条第 2 項の規定に基づき、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、応援を要請するものとする。
- 必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第 30 条の規定に基づくあつせんを求める。

■国の機関等への応援要請の手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県防災危機管理局）
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
職員の派遣要請・あつせん	○ 派遣・あつせんを要請する理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

4 県外への消防応援要請

- 本部班は、県内の消防力では対応できないと判断したときは、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。
- ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき、広域航空応援を要請することができる。
- 緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、福岡県における緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図らなければならない。

■緊急消防援助隊への応援要請の手続き

要 請 先	県知事（県防災危機管理局）
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	○ 災害発生日時 ○ 災害発生場所 ○ 災害の種別・状況 ○ 人的・物的被害の状況 ○ 応援要請日時・応援要請者職氏名 ○ 必要な部隊種別 ○ その他参考事項

■確保すべき支援体制

○ 情報提供 ○ 通信運用	○ 集結及び臨時ヘリポート予定場所 ○ 補給体制
--	---

5 広域消防応援の受入れ・活動支援

(1) 受入れ体制の準備

- 受援班は、消防本部と連携し、広域消防応援が確定したときは、応援隊等の受入れ準備を行う。

■受入れ準備

○ 応援を求める任務の策定 ○ ヘリポートの確保	○ 食糧、装備資機材等の配付準備等 ○ その他
---	--

種別	担当
○民間奉仕団（日赤奉仕団等）、市民団体、行政区等民間団体及びボランティアの協力動員	市民・ボランティア班、市社会福祉協議会
○公共職業安定所による労働者のあっせん	受援班
○関係機関等民間事業者の応援派遣による技術者等の動員	関係各班
○緊急時における従事命令等による労働者等の動員	本部班

2 労務の配分

- 受援班は、労務供給の円滑な運営を図るため、関係各班が必要とする労務者人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、的確な配分に努める。

3 労働力確保の要請

- 産業班は、飯塚公共職業安定所に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介のあっせんを依頼する。

■公共職業安定所への要請事項

①必要となる労働者の人数	⑦休憩時間及び休日に関する事項
②労働者が従事すべき業務の内容に関する事項	⑧就業の場所に関する事項
③労働契約の期間に関する事項	⑨社会保険、労働保険の適用に関する事項
④賃金の額に関する事項	⑩労働者の輸送方法
⑤始業及び終業の時刻	⑪その他必要な事項
⑥所定労働時間を超える労働の有無	

4 民間団体等への協力要請

- 関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間事業者等へ協力要請を行う。

■要請先、内容

要請先	内容等
民間団体	○赤十字奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、避難誘導の補助、指定避難所における炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民間事業者	○販売事業者、流通事業者、事業者等に対し、食料（生鮮品を含む。）、生活必需品、飲料水、資機材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

5 従事命令等

- 応急措置を実施するために緊急の必要がある場合又は特に必要があると認めた場合は、命令又は協力命令等を執行し、次のとおり、関係機関に対し、当該応急措置の業務に従事させることができる。

■従事命令等とその執行者

対象作業	命令区分	執行者	対象者及び物件	根拠法令
災害応急 対策事業	災害応急 対策全般	市長	○市町村区域内の住民又は当該応急措置 を実施すべき現場にある者	災害対策基本法 第 65 条第 1 項
		警察官 海上保安官	○市町村区域内の住民又は当該応急措置 を実施すべき現場にある者	災害対策基本法 第 65 条第 2 項
		自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第 65 条第 3 項
	災害救助法 に基づく救 助を除く応 急措置	従事命令 県知事 又は 市長	○医師、歯科医師、薬剤師 ○保健師、助産師、看護師 ○土木技術者、建築技術者 ○大工、左官、とび職 ○土木、建築事業者及びこれらの従業者 ○地方鉄道事業者及びその従業者 ○軌道経営者及びその従業者 ○自動車運送事業者及びその従業者 ○船舶運送事業者及びその従業者 ○港湾運送事業者及びその従業者	災害対策基本法 第 71 条第 1 項
		協力命令 県知事又は 市長	○救助と要する者及びその近隣の者	災害対策基本法 第 71 条第 1 項
災害応急 対策作業	災害応急 対策全般	従事命令 警察官	○その場に居合わせた者、その物件の管 理者、その他の関係者	警察官職務執行法 第 4 条第 1 項
災害救助 作業	災害救助法 に基づく救 助	従事命令 県知事	○医師、歯科医師、薬剤師 ○保健師、助産師、看護師 ○土木技術者、建築技術者 ○大工、左官、とび職 ○土木、建築事業者及びこれらの従業者 ○地方鉄道事業者及びその従業者 ○軌道経営者及びその従業者 ○自動車運送事業者及びその従業者 ○船舶運送事業者及びその従業者 ○港湾運送事業者及びその従業者	災害救助法第 7 条
		協力命令 県知事	○救助と要する者及びその近隣の者	災害救助法第 8 条
消防作業		従事命令 消防吏員 消防団員	○火災の現場付近にある者	消防法第 29 条第 5 項
水防作業		従事命令 水防管理者 水防団長 消防機関の 長	○区域内に居住する者又は水防の現場に ある者	水防法第 24 条

(注 1) 県知事又は県知事の委任を受けた市長は、公用令書をもって執行する。

(注 2) 県知事又は県知事の委任を受けた市長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。

(注 3) 執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する。

第5 ボランティアの受入れ・支援

- 大規模災害が発生したときは、福岡県災害ボランティア連絡会及び福岡県社会福祉協議会等が中心となり、すみやかに福岡県災害ボランティア本部を設置し、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。
- 市及び県は、市災害ボランティアセンター及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図り対応を行う。

1 市災害ボランティアセンターの設置

- 市民・ボランティア班は、市社会福祉協議会に対し、ボランティアの受入れ調整組織、活動拠点となる市災害ボランティアセンターの設置、運営の要請を行う。
- 市災害ボランティアセンターは、福岡県災害ボランティア本部と連絡調整をとりながら、日本赤十字社（福岡県支部）、ボランティア関係団体等と連携を図り、活動を展開する。
- 災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図る。

■災害ボランティア本部の役割

福岡県災害ボランティア本部 （福岡県災害ボランティア連絡会、県）	○市町村の災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援 ○被災市町村間のボランティアの調整等 ○必要に応じて市町村災害ボランティアセンターへ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
市災害ボランティアセンター （市民・ボランティア班、市社会福祉協議会）	○被災住民のニーズの把握 ○市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握及び情報提供 ○ボランティアの募集、受付、登録、ボランティア保険の受付・申し込み ○ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ○ボランティア活動用資機材の確保 ○ボランティア連絡会議の開催 ○ボランティアコーディネーターとの連絡調整 ○市、福岡県災害ボランティア本部との連絡調整 ○その他ボランティア活動について必要な活動

2 日本赤十字社（福岡県支部）、ボランティア団体等との連携

- 市災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社（福岡県支部）及びボランティア関係団体等との連携を図り、現場活動についてできる限りの支援を行う。

3 市のボランティア活動への支援

- 市民・ボランティア班は、市災害ボランティアセンターの活動に必要な情報を提供するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置及び運営について、必要に応じて支援を行う。

■市の市災害ボランティアセンターへの支援

- 市災害ボランティアセンターの場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供
- 市災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供
- ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達
- 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供
- 市職員の派遣
- 被災状況についての情報提供
- その他必要な事項

4 連絡調整等

- ボランティアの活動支援を必要とする班は、市災害ボランティアセンターに要望等を的確に伝える。
- 市災害ボランティアセンターは、市民・ボランティア班及び福岡県災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報や活動拠点を提供するとともに、活動内容等を関係者と積極的に共有するものとする。
- 本部班は、県災害対策本部へ情報を提供する。

5 ボランティアへの協力要請

- 市災害ボランティアセンターは、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報を、福岡県NPO・ボランティアセンターや報道機関、HP等を通じて公表する。

■参加・協力を要請するボランティア団体

- | | |
|---------|----------------------|
| ○赤十字奉仕団 | ○大学生等の学生・生徒 |
| ○行政区 | ○教職員 |
| ○青年団 | ○災害救助活動に必要な専門技能を有する者 |
| ○市民団体 | ○その他各種ボランティア団体 |

6 ボランティアへの対応

- 市災害ボランティアセンターは、ボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている各活動へ地域ボランティアを配置する。
- 関係各班は、各活動地点においてボランティアが的確に対応できるよう調査を行う。
- ボランティアが被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知、伝達するよう努める。

■災害ボランティアの活動分野

- | |
|---------------------------------|
| ○避難所運営の手助け、飲料水・食料・生活必需品の配給、炊き出し |
| ○物資集積拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送） |
| ○高齢者、障がい者等の介護補助 |
| ○被災者の話し相手・励まし |
| ○被災者家屋等の清掃活動 |
| ○市災害ボランティアセンター運営の補助 |
| ○女性、子育て家庭に対する支援 |
| ○その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業 |

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 土木ボランティア（公共土木施設の調査等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第6 海外からの支援の受入れ

- 市民・ボランティア班は、海外からの救援隊受入に際しては、本部班、受援班、県と連携し、円滑な協力体制の確保に配慮する。

第3節 災害救助法適用計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 災害救助法の適用申請	●			財政班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	財政班、関係各班

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

- 財政班は、市域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請する。
- 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況についてすみやかに情報提供を行う。

■災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 災害救助法の適用基準

- 災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、県が適用する。災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は、次の適用基準のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	減失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 60世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500世帯以上 かつ 市 30世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000世帯以上 かつ 市多数 ※	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

（注1）※印の場合は、県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

（注2）住家の減失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で減失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で減失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

※資料編 5-5 被害の判定基準

3 救助の実施者

- 災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うこととすること。
- 市長は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助する。

4 適用申請の特例

- 市長は、災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行わなければならない。その後の処置に関しては、県知事の指示を受けて行う。

5 救助の種類等

- 災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、福岡県災害救助法施行細則による。
- 救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と内閣総理大臣との承認を得てこれを延長することがある。

■救助の種類

実施者	救助の種類
県知事	○生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○応急仮設住宅（建設）の供与
本部長	○指定避難所の供与 ○炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ○被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ○学用品の給与 ○医療及び助産 ○被災者の救助 ○被災住宅の応急修理 ○遺体の搜索及び処理 ○埋葬 ○障害物の除去

※資料編 5-6 福岡県災害救助法施行細則

※資料編 5-7 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

6 特別基準の適用申請

- 災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請することができる。当該の適用申請は県知事に対して行うものとし、また期間延長については、救助期間内に行わなければならない。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

- 市長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて福岡県災害救助法施行細則に示された簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。
- 財政班は、関係各班に係帳簿の作成を指示し、整理を行ったうえで、これを県知事（県災害対策本部）に報告する。

第4節 防災気象情報等伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 通信体制の確保	●			本部班、情報班
第2 気象情報、河川情報等の監視	●			本部班、情報班、総務班
第3 防災気象情報等伝達計画	●			本部班、情報班
第4 洪水予報・水防警報等	●			本部班、情報班、消防班
第5 土砂災害警戒情報の伝達	●			本部班、情報班、消防本部
第6 異常現象発見時における措置	●			本部班、情報班

第1 通信体制の確保

1 通信機能の確保と統制

- 市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。
- 本部班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理及び通信統制を行う。
- 無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置を取る。

■主な災害時通信手段

主な災害時通信手段		主な通信先
通信系等	一般加入電話・ファックス	市（本部）～区長、住民等
	災害時優先電話	市（本部）～市出先施設、県、他市町村、防災関係機関、国等
	防災メール・まもるくん「防災情報等メール配信システム」	市（本部）～県～住民等
	ふっけい安心メール「県警察メール配信システム」	警察署～住民等
	県防災情報システム	市（本部）～県～他市町村、防災関係機関等
	防災行政無線（移動系）等	市（本部）～消防団、消防本部、県、現場職員等
	衛星（携帯）電話	市（本部）～消防本部
	防災行政無線（同報系）等	市（本部）～住民等
	ケーブルテレビ・市HP・LINE・Twitter	市（本部）→避難所、住民等
	広報車の巡回	市（本部）、防災関係機関→住民等
	放送要請	市（本部）→（県→）放送事業者→住民等
口頭	水防計画等による警鐘	市（本部）～消防団、消防本部→住民等
	連絡員による伝令（文書携行）	各班、防災関係機関等

※資料編 2-1 嘉麻市防災行政無線

※資料編 3-1 災害時の連絡先

※資料編 3-2 地区区分表

2 窓口の統一

- 本部班は、関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

- 本部班は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 他機関の通信設備の利用

- 電話等の利用が不可能となり、気象予警・警報等の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるとき又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 11 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定に基づき、他機関が設置する有線若しくは無線設備を使用する。

■利用できる主な通信設備

○県（防災行政無線）	○福岡管区気象台	○九州電力株式会社
○警察	○大阪航空局	○自衛隊
○九州地方整備局	○九州旅客鉄道株式会社	

(2) 非常通信の利用

- 災害が発生又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条の規定に基づいて福岡地区非常通信連絡協議会の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

(3) アマチュア無線の協力要請

- 災害時及び緊急時においては、アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の通信協力を要請する。

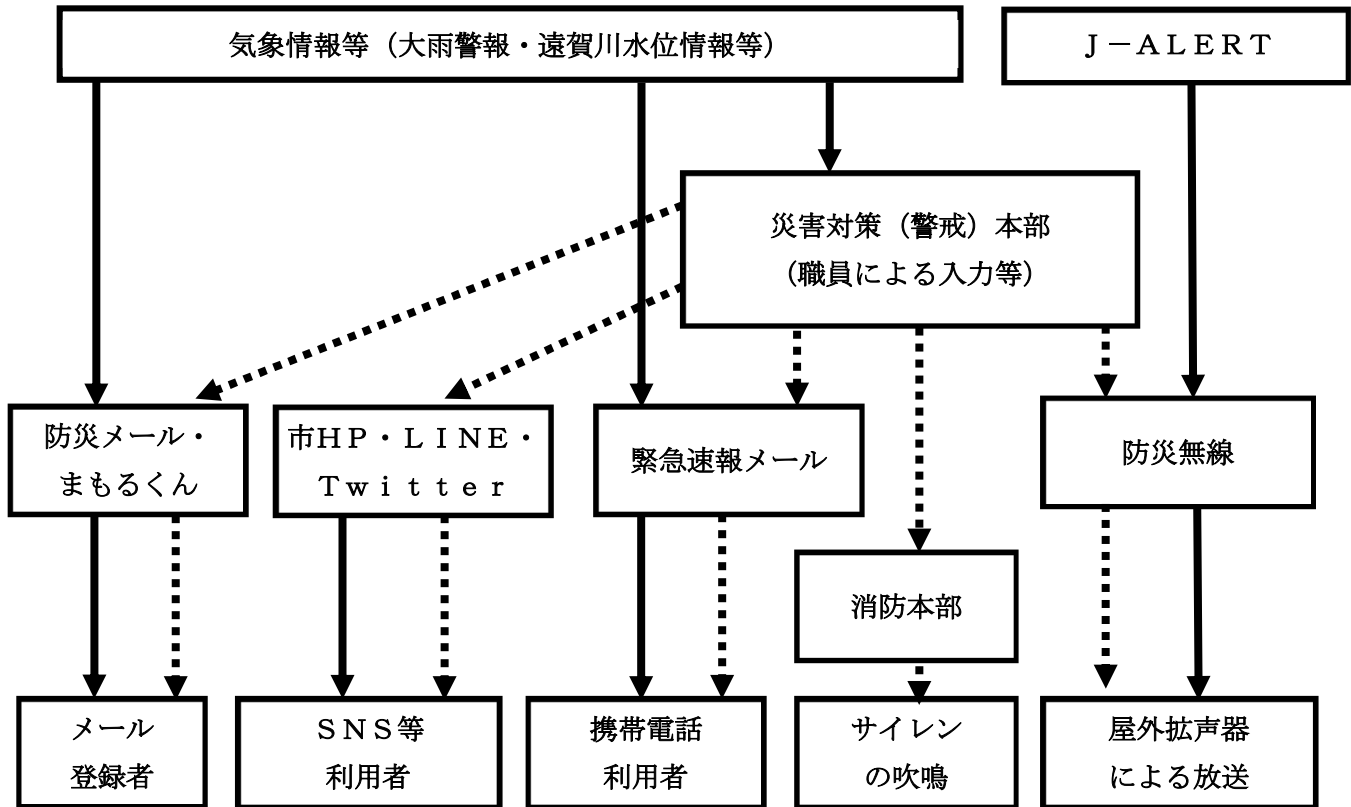
4 市民への周知

- 本部班は、関係各班と連携し、気象予報・警報等に基づき、浸水、がけ崩れによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難指示等を発令することが予想される場合は、市民に対し多種多様の情報伝達手段により避難情報等を周知する。

■活動内容

○気象予報・警報等は、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知される。
○被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線、ふくおかコミュニティ無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による通報、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予報・警報等を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。なお、周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

■情報ネットワークを活用した周知手段



※実線は自動起動、点線は職員による操作によるもの

第2 気象情報、河川情報等の監視

- 本部班は、防災関係機関と連携し、災害対策に係る気象情報、河川情報等をテレビ、ラジオ、HP等で監視し、警報等の迅速な伝達に備える。
- 福岡管区気象台による注意報・警報・特別警報（気象情報）は、市町村名に加え、県や福岡地方、北九州地方、筑豊地方、筑後地方のように市町村等をまとめた地域名称を用いる場合があり、本市は筑豊地方に該当する。

■主な気象情報・河川情報の項目と注意点

情報項目	情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
気象情報 (気象庁)	特別警報 ・警報 ・注意報	福岡管区気象台は災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警告・警戒・注意を喚起するために発表する。	
	大雨特別警報・警報 ・注意報	大雨による地面現象（山崩れ・がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される。	
	洪水警報 ・注意報	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される。	
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測又は解析したときこと。	
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完。	
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいたとき時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	市の西側近傍を通る場合は、風雨が特に強くなる。
	アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（1時間）	豪雨による内水氾濫やがけ崩れへの影響
	降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（1時間）	広域の豪雨となる可能性
	降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）	集中豪雨となる可能性
(県と気象庁の共同)	土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、発表する情報	降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象
河川情報 (国土交通省)	レーダー雨量	レーダー観測の雨量強度の実況（10分間の平均値を時間雨量へ換算）	豪雨による河川水位の上昇、浸水やがけ崩れへの影響
(国土交通省又は県と気象庁の共同)	洪水予報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水のおそれがあると認めたときに発表	対象量水標
(国土交通省、県)	水防警報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水又は高潮によって災害のおそれがあるき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表	遠賀川が対象 ・大隈川島水位観測所（遠賀川：国） ・平成橋水位観測所（遠賀川：県）
	水位到達情報	国土交通省又は県知事が指定した河川（洪水予報河川等）において、災害の発生を警戒すべき基準水位に到達したときに発表	遠賀川が対象 ・川島水位観測所（遠賀川：国） ・平成橋水位観測所（遠賀川：県）
	テレメータ雨量	地上観測の雨量の実況（10分）	・桑野、大隈、川島（遠賀川：国） ・平嘉穂養護学校、飯塚支部局（遠賀川：県）
	テレメータ水位	河川水位の実況（10分）	水位の上昇速度と、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位等を越える可能性 ・大隈、川島（遠賀川：国） ・平成橋（遠賀川：県）

第3 防災気象情報等伝達計画

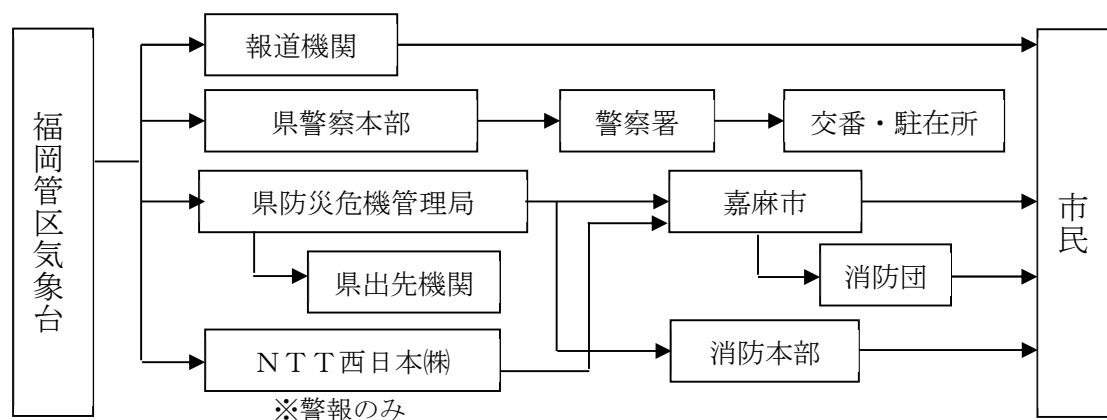
1 気象警報・注意報

- 福岡管区気象台は、次のような気象注意報・警報・特別警報を市町村単位で発表する。
- 本部班及び情報班は、気象情報の収集・伝達を行い、市民への周知については、下図の他に市HP、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、防災情報等メール配信システム等のさまざまなツールを活用し、適宜行う。

■注意報・警報等の定義及び種類

	定義	種類
注意報	本市において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報 大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報 乾燥注意報、洪水注意報、高潮注意報 波浪注意報、なだれ注意報、着氷注意報 着雪注意報、霧注意報、低温注意報融雪注意報
警報	本市において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	大雨警報、洪水警報、大雪警報 暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報
特別警報	特に異常であるために重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	大雨特別警報、暴風特別警報 暴風雪特別警報、大雪特別警報 波浪特別警報、高潮特別警報
気象情報	気象官署が気象等の予報に係るある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・すみやかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び県を対象とする県気象情報並びに福岡県記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報及び竜巻注意情報を発表する。	

■気象情報の伝達系統



※資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

2 記録的短時間大雨情報

- 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計

による観測)又は解析(レーダー雨量と地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、発表される。

- 県の発表基準は、1時間110mm以上を観測又は解析したときである。

3 竜巻注意情報

- 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域(福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域)単位で発表される。
- 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。
- この情報の有効期間は、発表から1時間である。

4 火災気象通報

- 火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報する。県知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報する。これを受け、市長は必要と認めた場合に、火災警報を発表できる。

■通報の基準

- 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となり、かつ最大風速が7m/sを超える見込みのとき
- 平均風速が10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
(降雨、積雪中は通報しないこともある。)

5 火災警報

- 市長又は消防長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。
- 火災警報を発令した場合は、消防本部に連絡する。

■警報の基準

- 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

第4 洪水予報・水防警報等

1 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

- 福岡管区気象台は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ関係報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。(水防法第10条第1項)
- 県知事は、気象台から受けた事項について、直ちにこれを水防管理者(市長)に通知する。

2 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

- 福岡管区気象台は、遠賀川河川事務所(国土交通省九州地方整備局)と共同して遠賀川の氾濫警報や氾濫注意報を発表する。洪水のおそれがあると認められるとき、水位又は流量を、

氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して、河川の状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)

- 遠賀川河川事務所は河川の水位や流量の予測を、福岡管区気象台は雨量の予測を行う。
- 本県における対象河川は、筑後川、遠賀川、山国川、矢部川水系における一級河川で、別に国土交通大臣が指定するが、そのうち本市域の該当指定河川は、国土交通大臣が指定する遠賀川である。

■洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実施区域	基準地点
遠賀川	遠賀川	福岡県嘉麻市中益字火渡田 205 番地先～海	川島・日の出橋・中間

3 福岡管区気象台・県が共同して行う洪水予報

- 県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、福岡管区気象台と共同して、水位又は流量を直ちに県の水防計画で定める水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。(水防法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- 県においては、御笠川が指定されているが、本市域に該当指定河川はない。

4 洪水予報の種類及び内容

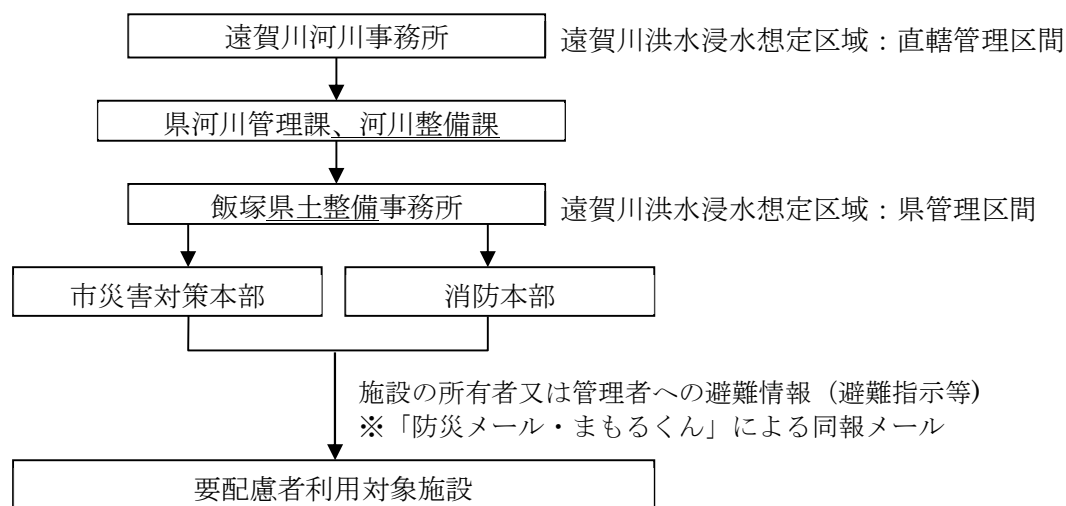
■洪水予報の種類及び内容

種類	情報名	内容
洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	・ 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 ・ 緊急安全確保の発令の参考とする。
	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	・ 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 ・ いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 ・ 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒レベル1又は2相当)	・ 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ・ 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

5 要配慮者が利用する施設等への伝達方法

- 要配慮者が利用する施設等への洪水予報等の伝達方法は、次のとおりである。

■施設への洪水予報等の伝達系統



※資料編 2-7 福祉施設

※資料編 2-8 病院・医科診療所医療機関

※資料編 2-9 歯科診療所医院

※資料編 2-10 学校、学童、保育園、保育所、幼稚園

6 水防警報の種類

- 国土交通大臣・県知事は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼について、水防警報を発表する。（水防法第16条第1項）
- 県知事は、水防警報を発表したとき又は国土交通大臣より通知を受けたときは、県水防計画に基づき直ちにその警報（通知）事項を市長（水防管理者）及び水防関係機関に通知する。（水防法第16条第3項）
- 水防警報の通知を受けた場合、市長（本部班）は、関係住民に連絡するとともに、関係各班、水防団（消防団）及び水防関係者を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

■水防警報の種類及び発表基準

区分	発表基準	内容
待機	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準備	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出動	氾濫注意情報等により又は水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警戒	氾濫警戒情報等により又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解除	氾濫注意水位下に下降したとき又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

（注）飯塚水防地方本部、市水防本部の設置及び解除については、確実に伝達すること。

7 避難判断水位到達情報の通知及び周知

- 国土交通大臣又は県知事が指定した河川(水位周知河川)については、避難判断水位(氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位)を設定する。
- 国土交通大臣が指定した河川について河川の水位が避難判断水位に到達した場合には、九州地方整備局(遠賀川河川事務所)は、その旨を県知事(県河川管理課、河川整備課)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第13条第1項)
- 県水防本部(県河川管理課、河川整備課)は、遠賀川河川事務所からその旨の通知を受けた場合は、直ちに飯塚水防地方本部(県土整備事務所)へ通知し、水防地方本部は水防管理者(市長)にその受けた通知に係る事項を通知する。(水防法第13条第3項)
- 県知事が指定した河川について、河川の水位が避難判断水位に到達した場合には、水防地方本部は、水防管理者へ通知するとともに、水防本部に報告する。また、水防本部は、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第13条第2項)

8 国土交通大臣が水防警報、避難判断水位到達情報の発表を行う河川

- 本県における対象河川は、筑後川、遠賀川、山国川、矢部川水系における一級河川で、別に国土交通大臣が指定する。本市域における該当指定河川は遠賀川である。

■河川及び区域

水系名	河川名	区域	基準地点
遠賀川	遠賀川	左岸：福岡県嘉麻市中益字火渡田 157-1 地先～海 右岸：福岡県嘉麻市中益上川原 704-1 地先～海	川島

■水防警報対象量水標及び条件

河川名	対象量水標	第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
遠賀川	川島	水防団待機水位(2.30m)に達し、氾濫注意水位(3.60m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.30m)を超え、氾濫注意水位(3.60m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.60m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.60m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき

■水防警報の基準とする水位観測所

河川名	観測所名	位置	種別	零点高 (TP. m)	水位 (m)				
					水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	過去 最高
遠賀川	川島	飯塚市幸袋 30.5000km	自記・テレビ	10.737	2.30	3.60	4.70	5.60	6.16

(注1) 水防団待機水位：各水防団機関が準備する水位で水防団体等の待機の指標となる水位

(注2) 氾濫注意水位：水防団が出動し、警戒にあたる指標となる水位

(注3) 避難判断水位：避難指示等の指標となる水位

(注4) 氾濫危険水位：氾濫の起こるおそれがある指標となる水位

9 県知事が水防警報、避難判断水位到達情報を行う河川

- 本市域における該当指定河川は、遠賀川がある。

■河川及び区域

水系名	河川名	区域	水位観測所
遠賀川	遠賀川	県管理区間全区間(嘉麻市桑野～直轄区間との境(嘉麻市大隈))	平成橋

■水防警報対象量水標及び条件

河川名	観測所名	第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 警戒	第5段階 嚴重警戒	第6段階 解除
遠賀川	平成橋	水防団待機水位（1.10m）に達し、氾濫注意水位（2.40m）に達する見込みがあるとき	水防団待機水位（1.10m）を超え、氾濫注意水位（2.40m）を突破見込みがあるとき	氾濫注意水位（2.40m）に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位（2.65m）に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位（3.32m）に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位（2.40m）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

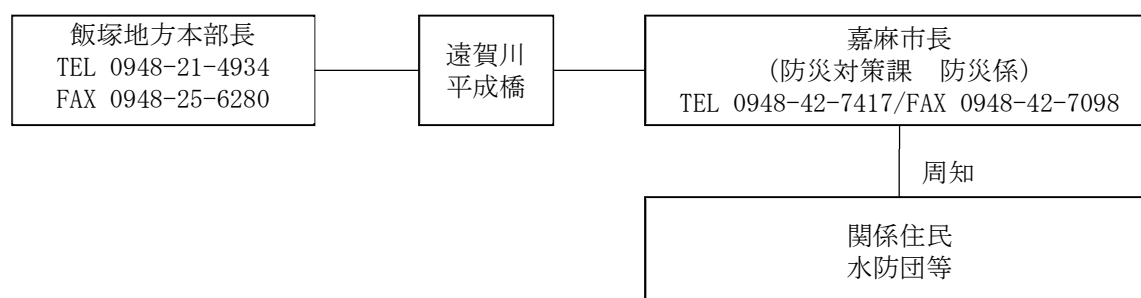
■水防警報の基準とする水位観測所

河川名	観測所名	位置	水位計種別	水位（m）								
				零点高	堤防高		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	過去最高	
					右岸	左岸					水位	年月日
遠賀川	平成橋	嘉麻市大隈	普通・常時	59.0	5.37	4.89	1.10	2.40	2.65	3.32	2.68	H30.7.5

10 水防警報等の伝達系統

- 飯塚水防地方本部は、市長等の関係水防管理者に水防警報、避難判断水位到達情報を通知する。
- 本部班は、水防警報の通知を受けたときは、気象予報・警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防団（消防団）及び水防関係機関と連携して、嘉麻市水防計画に基づき、市水防本部（水防配備体制）を設置し警戒活動や水防活動にあたる。
- ただし、市災害対策本部が設置された場合は、市水防本部は市災害対策本部の指揮下に入る。

■連絡通信系統



11 水防信号

○ 市が用いる水防信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
信号第1号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止 (1点打)	(約5秒) (約15秒) (約5秒) (約15秒) (約5秒) ○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ -
信号第2号	消防団員及び消防機関に属するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ (3点打)	(約5秒) (約6秒) (約5秒) (約6秒) (約5秒) ○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ -
信号第3号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○- ○-○-○ (4点打)	(約10秒) (約5秒) (約10秒) (約5秒) (約10秒) ○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ -
信号第4号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱 打	(約1分) (約5秒) (約1分) ○ - 休 止 ○ -

(注1) 信号は適宜の時間継続すること。

(注2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

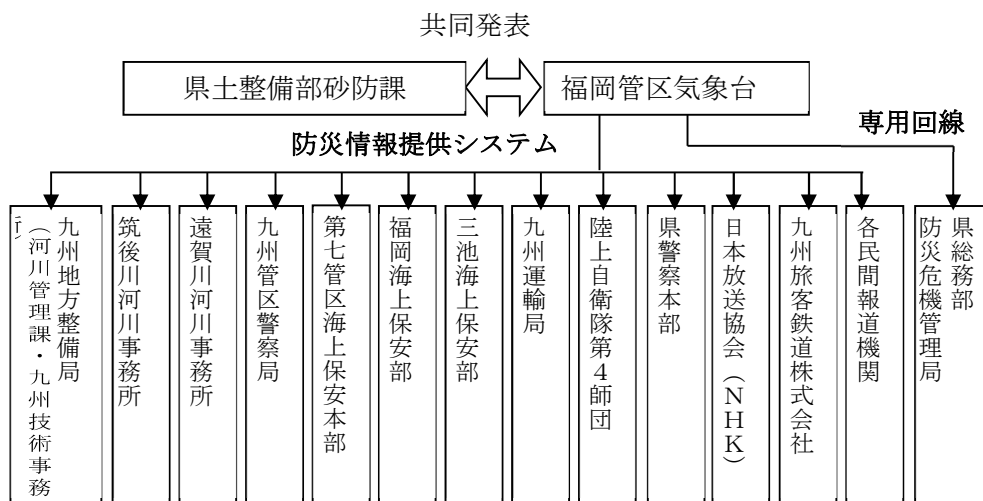
(注3) 危険が去ったときには、口頭伝達により周知すること。

第5 土砂災害警戒情報の伝達

1 土砂災害警戒情報の目的及び内容

○ 県と福岡管区気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援することや住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とし、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）第27条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第55条に基づき、土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

■土砂災害警戒情報の伝達



■発表・解除の基準

項目	基準
発表基準	大雨警報又は大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。 また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表するものとする。
解除基準	警戒解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。 ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえで警戒を解除する。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、県土整備部と福岡管区気象台は、県土砂災害警戒情報に関する実施要領に示す地震等発生後の暫定基準に基づき、基準を取り扱う。

第6 異常現象発見時における措置

1 発見者の通報

- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官等に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

■通報を要する異常現象

事項	現象
気象に関する事項	◆大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 ◆地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	◆放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ

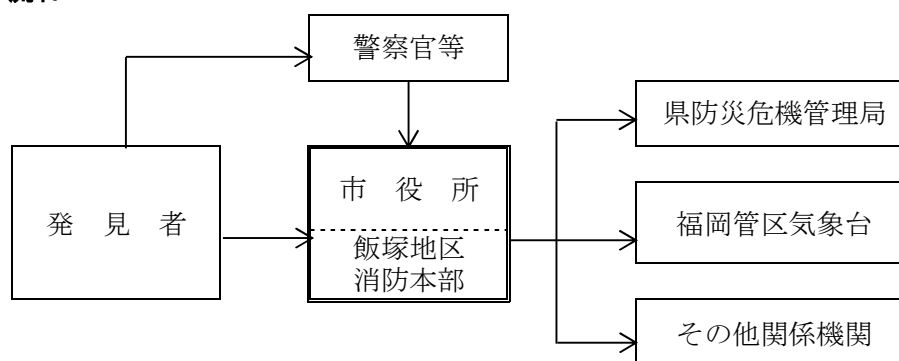
2 警察官等の通報

- 通報を受けた消防署員又は警察官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

3 市長の通報

- 通報を受けた市長は、福岡管区気象台、県防災危機管理局及びその他の関係機関に通報する。

■通報の流れ



通報先機関名	電話番号	備考
福岡管区気象台	(092) 725-3600 (092) 725-3609 (092) 725-3606	気象等に関する事項 地震に関する事項（官庁執務時間） 地震に関する事項（夜間・休日）
県防災危機管理局	(092) 643-3112 (092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用
県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723（警備課） FAX：5729 夜間 5505

第5節 被害情報等収集伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 風水害、土砂災害の警戒・巡視活動	●			本部班、建設班、消防班、関係各班
第2 初期情報の収集	●			情報班、関係各班
第3 被害調査	●			被害調査班、本部班、関係各班
第4 災害情報の取りまとめ	●			情報班、被害調査班
第5 安否情報の収集・提供	●			情報班
第6 県、関係機関への被害報告、通知	●			本部班
第7 国への被害報告	●			本部班

第1 風水害、土砂災害の警戒・巡視活動

1 風水害の警戒・巡視活動

- 本部班、建設班及び消防班は、次のとおり、各々の機関と連携し、風水害の警戒・巡視活動を行う。

(1) 警戒本部体制

- 気象予報・警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、警戒本部体制をとり警戒・巡視活動や水防活動にあたる。
- 危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。
- その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、ため池等の警戒・巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定緊急避難場所・指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

※資料編 1-4 重要水防箇所（河川）

※資料編 1-5 災害危険河川区域

(2) 応急措置

- 重要箇所等を中心に巡回し、異常等を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

■活動内容

- 水門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- 市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。
- 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

(3) 資機材の調達

- 現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは県土整備事務所、関係事業者等から調達する。

2 土砂災害の警戒・巡視活動

- 本部班、建設班及び消防班は、次のとおり各々の機関と連携し、土砂災害の警戒・巡視活動を行う。
- 危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報する。
- その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒・巡視
- 対象となる住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定緊急避難場所・指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

※資料編 1-6 砂防指定地

※資料編 1-7 土石流危険溪流

※資料編 1-8 地すべり防止区域

※資料編 1-9 地すべり危険箇所

※資料編 1-10 急傾斜地崩壊危険区域

※資料編 1-11 急傾斜地崩壊危険箇所

※資料編 1-12 道路危険箇所

※資料編 1-13 山腹崩壊危険地区

※資料編 1-14 崩壊土砂流出危険地区

※資料編 1-15 地すべり危険地区

※資料編 1-18 土砂災害（特別）警戒区域

第2 初期情報の収集**1 初期情報の収集**

- 各班員、情報班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。
- 情報班は、被害が甚大で調査が困難な場合は、必要に応じ九州地方整備局、自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。
- 所属先への参集が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市庁舎又は指定緊急避難場所・指定避難所に各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主的に参集し、初期情報の収集活動に努める。

■初期情報の収集方法

担当	情報収集の方法	
各班員	勤務時間内	○初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○参集する際に見聞きした内容を報告する。
情報班	○県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○住民からの通報を受け付ける。 ○飯塚地区消防本部に住民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を県防災危機管理局及び総務省消防庁に報告する。 ○九州地方整備局、自衛隊、警察等のヘリコプターによる情報を把握する。	
関係各班	○被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

※資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票

※資料編 8-1 災害対応票

※資料編 8-2 被害情報一覧

2 被害概況、活動状況の報告

- 関係各班又は関係各課は、必要に応じて被害概況、活動状況を情報班に報告する。
- 情報班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。
- 災害当初においては、次の項目のうち①～⑨の情報収集に努める。

■収集項目

①人的被害（行方不明者を含む。）	⑦災害対策（警戒）本部の設置、配備状況
②建物被害	⑧交通機関、道路の状況
③火災の発生状況	⑨ライフライン等生活関連施設の状況
④水害・土砂災害等の発生状況	⑩応急対策の実施状況
⑤避難指示等の状況、警戒区域の指定状況	⑪県への要請事項
⑥避難状況	⑫その他必要な被害報告

第3 被害調査

1 被害の調査

- 関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、行政区等の協力を得て、担当地区別に住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。
- 被害調査は、福岡県災害調査報告実施要綱に示されている被害の判定基準による。

※資料編 5-5 被害の判定基準

※資料編 8-4 人的被害報告

※資料編 8-5 住家被害報告

※資料編 8-6 その他被害報告

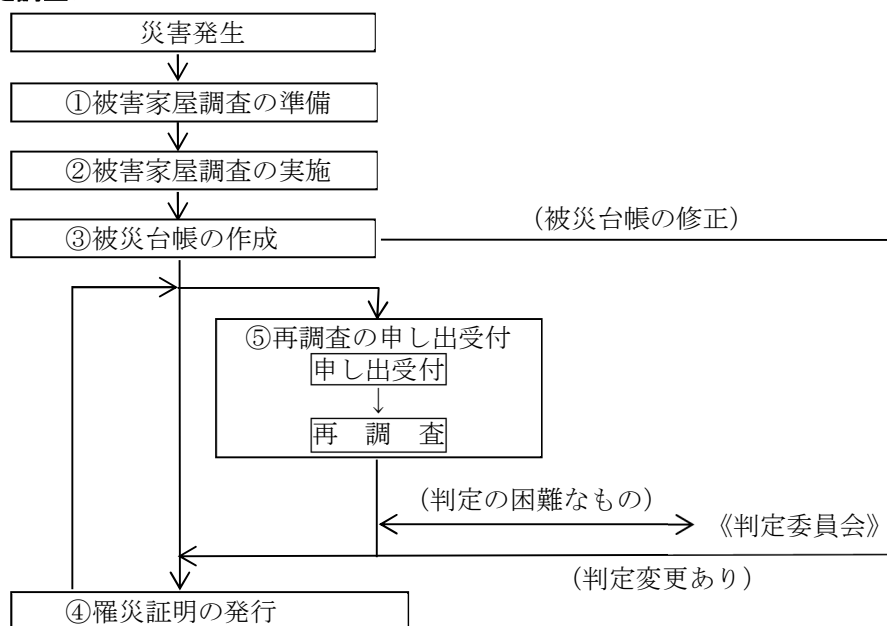
2 被害調査の提出

- 関係各班又は関係各課は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づき、市域全体の被害確認を行い、本部班に報告する。

3 住家の調査

- 被害調査班は、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及び罹災証明書の発行等を行う。また、県に家屋被害調査指導員の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。
- 大規模災害時にはGISを活用して、判定結果の妥当性確認、作業の迅速化に努めるとともに、必要に応じて、県、警察、九州地方整備局等と連携し、災害関係情報収集用カメラや福岡県防災情報システム等を活用する。
- 区長、住民等は家屋被害認定調査に協力し、区内の被害状況や地理の案内を行う。

■住家被害認定調査フロー



※資料編 8-3 被災台帳

※資料編 14-2 罹災証明書

■被害家屋の調査方法

調査方法	調査内容
①被害家屋調査の準備	○被害状況の速報を基に、次の準備を行う。 ▽税務関係職員を中心とした調査員の確保 ※市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。 ▽調査担当地区と担当調査員の編成表作成 ▽調査票、地図、携帯品等の調査備品の準備
②被害家屋調査の実施	○被害家屋を対象に2人1組で外観目視により調査する。
③被災台帳の作成	○固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な罹災情報等を入力し、被災台帳を作成する。
④罹災証明書の発行	○被災家屋の罹災証明書は、被災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯あたり1枚を原則に発行する。
⑤再調査の申し出と再調査の実施	○被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。 ○申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて被災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。 ○再調査は、1棟ごとの内部立入り調査を行う。 ※なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。
⑥罹災証明に関する広報	○罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第4 災害情報の取りまとめ

- 情報班は、関係各班からの各種情報を、次の点に留意して取りまとめて、本部長に報告する。
- 被害調査班は、被害調査結果を基に整理を行い、罹災証明の基礎資料とする。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	○災害の全体像の把握 ○現在の被害の状況 ○未確認情報の把握
応急活動期	○市全体の被害の状況 ○各事項ごとの詳細な内容の整理

- 行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、情報班は住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。
- 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者などは外務省)又は都道府県に連絡する。

第5 安否情報の収集・提供

- 情報班は、市民の安否確認及び情報提供等について、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、すみやかに対応を行う。

1 安否情報等の収集・提供

- 災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。その際、必要と認める範囲で関係機関に情報の提供を求める。
- 市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。
- 被災者の安否情報の照会に対し、適切に回答するために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 照会を行う者

- 照会を行う者（以下「照会者」という。）は個人又は法人とし、次のとおり分類する。

■照会者の分類

- 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）
- 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

3 照会の手順

- 照会者は、市に対して次の事項を明らかにして照会する。なお、照会者の本人確認ができるものとして、運転免許証、健康保険被保険者証、住民基本台帳等を提示しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合等は、市が適当と認める方法によることができる。

■照会時に明らかにする必要がある事項

- 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- 照会をする理由

4 提供できる情報

- 照会者の分類により、次の情報を提供する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。
- 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

■提供できる情報

区分	提供できる情報
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	○被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者	○被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	○被災者について保有している安否情報の有無
その他	○上記の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報 ○上記の区分にかかわらず、県及び市町村が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

5 全国避難者情報システム（総務省）の活用

- 市外へ避難した者については、全国避難者情報システム（総務省）により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

第6 県、関係機関への被害報告、通知

1 県への報告

- 本部班は、福岡県災害調査報告実施要綱に基づき、災害情報を県に報告する。

※資料編 5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

2 報告の区分、内容等

- 本部班は、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で、緊急を要する総括情報を県へ報告する。また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。
- 県に被害状況等の報告ができないときには、消防庁に直接報告を行う。

■報告の区分、内容、様式

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即報)	○被害発生後、直ちに報告 ○報告内容に変化があればその都度報告	第1号	防災行政無線、 電話又は ファクシミリ等	県災害対策 本部（県地 方本部）
被害状況報告 (即報)	○被害状況が判明次第、報告 ○以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳報)	○災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	○応急対策終了（災害対策本部解散）後、 15日以内に報告	第3号	文書（2部）	

■報告先

地方本部等連絡先	飯塚農林事務所 総括班・農林班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0948-21-4951 0948-24-1134 78-820-701 1-78-801-760
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 防疫救護班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0948-21-4911 0948-24-0186 78-820-211 —
	飯塚県土整備事務所 土木建築班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0948-21-4932 0948-25-6280 78-820-711 1-78-820-761
県連絡先	総務部防災危機管理局 防災企画課	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	092-643-3112 092-643-3117 78-700-7022 1-78-700-7390
総務省消防庁連絡先		(平日 9:30～17:45) 防災情報室	(左以外) 宿直室
	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	03-5253-7526 03-5253-7536 78-840-500-7527 1-78-840-500-7537	03-5253-7777 03-5253-7553 78-840-500-7782 1-78-840-500-7789

3 関係機関への通知

- 本部班は、災害情報及び被害状況を取りまとめたときは、直ちに、警察署、ライフライン等の関係機関へ通知する。

第7 国への被害報告

- 本部班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当するとき、一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内に、可能な限りすみやかにかつ分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告し、その後すみやかに被害状況を報告する。また、必要に応じて、防災関係機関に対し災害状況を連絡し、必要な応援等を要請する。
- 県に被害状況等を報告できない場合、直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

■消防庁への直接即報基準

災害・事故の種類		直接即報の基準
火災等即報	一般基準	○死者が3人以上生じたもの ○死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの
	火災	○建物火災 ▽特定防火対象物で死者の発生した火災 ▽高層建築物の11階以上の階において発生した火災で利用者等が避難したもの ▽大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ▽特定違反対象物の火災 ▽建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ▽他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ▽損害額1億円以上と推定される火災 ○林野火災 ▽焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ▽空中消火を要請又は実施したもの ▽住宅等へ延焼するおそれがあるもの
	交通機関の火災	○航空機火災 ○タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ○トンネル内車両火災 ○列車火災
	原子力災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	○原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ○放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ○原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの ○放射性同位元素等取扱い事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	危険物施設災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	○死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が5名以上発生したもの ○周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故 ・海上、河川への危険物等の流出 ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

災害・事故の種類	直接即報の基準
救急・救助事故即報	○死者 5 人以上の救急事故 ○死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 ○要救助者が 5 人以上の救助事故 ○覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故 ○消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ○消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ○自衛隊に災害派遣を要請したもの ○上記に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 ▽列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ▽バスの転落等による救急・救助事故 ▽ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ▽映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ▽全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

※資料編 5-3 火災・災害等即報要領

※資料編 8-7 火災・災害等即報要領様式

第6節 広報・広聴計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 災害広報	●			情報班、消防班、関係各班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			情報班
第3 関係機関による広報		●		関係機関
第4 広聴活動	●	●		市民・ボランティア班、関係各班

第1 災害広報

- 関係各班、消防班は、災害応急対策の第一次的実施機関として互いに連携し、広報活動に必要な情報及び資料を情報班に提供する。
- 情報班は、得た情報を整理し、時期に配慮して、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する情報を写真、ビデオ等による記録を行う。
- 関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。
- 広報活動に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに指定避難所での広報に当たっては、避難所運営組織、自主防災組織やボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。
- 避難指示等の情報を被災者等へ伝達するため、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者へ迅速に情報を提供する。

■広報の時期、手段、内容

時期	手段	内容
警戒期 災害発生直後	市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 福岡県防災メール・まもるくん 市HP ケーブルテレビ テレビ・ラジオ等 インターネット・携帯電話 LINE・Twitter FAX・新聞等 その他	○避難指示等に関する事 ○気象情報、危険情報に関する事 ○被害の状況に関する事 ○電話自粛 ○災害時における市民の心構え ○自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
応急対策活動時	市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙 福岡県防災メール・まもるくん 市HP ケーブルテレビ テレビ・ラジオ等 インターネット・携帯電話 LINE・Twitter FAX・新聞等 その他	○災害応急対策実施の状況に関する事 ○被害の状況、気象情報、危険情報に関する事 ○被害の状況に関する事 ○交通状況・ライフライン施設の被害状況に関する事 ○災害応急復旧の見通しに関する事 ○安否情報に関する事 ○市民のとるべき防災対策に関する事 ○指定緊急避難場所・指定避難所の設置に関する事 ○応急仮設住宅の供与に関する事 ○炊き出しその他による職員の供与に関する事 ○食料・飲料水の供給等に関する事 ○被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与に関する事 ○物価の安定等に関する事 ○その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

- 市民・ボランティア班は、各班から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付け、次の場合、災害時における放送要請に関する協定に基づき、県を通じて災害に関する通知・伝達・要請・警告等の放送要請を行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は各放送局へ直接要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	○県又は緊急かつやむを得ないときは、日本放送協会（北九州放送局）、RKB毎日放送㈱、㈱テレビ西日本、九州朝日放送㈱、㈱福岡放送、㈱TVQ九州放送、㈱エフエム福岡、㈱CR OSS FM、ラブエフエム国際放送㈱の各放送局へ直接要請する
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ○事態が切迫し、避難指示等や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ○通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	○放送要請の理由 ○放送事項 ○放送を行う日時及び放送系統 ○その他必要な事項

(2) 取材自粛の要請

- 情報班は、報道機関に対し、指定避難所等においてプライバシーを侵害するおそれのある取材等の自粛を要請する。

2 報道機関への情報提供と対応

- 情報班は、報道機関に対しては、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、記者発表に必要な準備を行うとともに、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

発表者	内容
本部長、副本部長 又は防災対策課長	○災害の種別、発生場所、日時、状況 ○災害応急対策の状況等

第3 関係機関による広報

- 関係機関は、災害が発生したとき、次の内容について広報活動を行う。

■関係機関による広報内容

機関	広報内容
警察署	避難、交通規制、二次災害発生防止
九州電力㈱	被害状況、復旧情報
NTT西日本㈱	通信の途絶、利用の制限
西部ガス	ガスの供給状況、使用時の注意、避難時の注意
交通機関その他	被害状況、復旧情報、運行状況

第4 広聴活動

1 相談窓口の設置

- 市民・ボランティア班は、市民からの問い合わせ、苦情や要望、生活相談に対応し、また、それらの解決を目的として、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、被災者が容易に支援制度を知ることができる被災者相談窓口を設置する。

2 対応事項

- 被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。
- 市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取を行い応急対策に反映させる。

■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 罹災証明書の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性のための相談
- 健康相談
- その他相談事項

第7節 避難計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 避難の指示等	●			本部班、関係各班
第2 警戒区域の設定	●			本部班、消防班
第3 避難誘導	●			要配慮者対策班、教育班、消防班 保健医療班、関係各班
第4 広域的避難者の受入れ		●		本部班
第5 指定避難所の開設	●			避難所班、本部班
第6 指定避難所の運営		●		避難所班、教育班

- 市は、災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合には、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるため、避難指示等、屋内での待避、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の指示等

1 高齢者等避難

- 本部班は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する要配慮者、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行う。

2 避難の指示権者

- 市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し避難指示を発令する。
- 市長は、避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、避難を要する地区の住民に対し、緊急安全確保の指示を行う。
- ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を仰ぐいとまがないとき又は市長が不在のときは、本章第1節第5の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。
- 本部班は、関係各班、関係機関と連携し、避難指示等に関する事務を行う。

■避難の指示等の発令権者及びその内容

	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
高齢者等避難	市長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき	・住民に対する避難準備 ・避難行動要支援者等に対する避難行動の開始	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条	災害全般
	県知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第61条	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	県知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
	県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水
緊急安全確保	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・緊急安全確保の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	県知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・緊急安全確保の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官等	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市町村長から要求があったとき	・緊急安全確保の指示	災害対策基本法第61条	災害全般

3 避難指示等の区分

- 避難指示等の区分については、次のとおりとする。

■避難指示等の区分

	発令時の状況	市民等に求める行動
高齢者等 避難	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定緊急避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された指定緊急避難場所等への避難行動を開始 ○避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
緊急安全 確保	○災害が発生、又は切迫している状況	○命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動するなど、命を守る最善の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された指定緊急避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

4 避難指示等の基準

- 市長が行う避難指示等の発令は、一般的には次のような事象・事態が発生又は予想され、市民等の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあることを基準として実施する。
- 避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保を指示することができる。
- 避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求める。
- 避難情報の発令については、以下のいずれかを満たした場合を発令基準とし、今後の気象予測や河川の巡視からの報告等を含め総合的に判断する。

■水害(洪水)の場合の発令基準

区分	判断基準	発令対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①平成橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.40m）を越え、洪水警報の危険度分布が赤の場合 ②平成橋観測所の水位が避難判断水位（2.65m）に到達した場合（※但し、上流で降雨がなく、今後水位の低下が見込まれる場合を除く） ③大隈観測所の水位が避難判断水位〔2.30m（仮）〕に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 ④大隈観測所の水位が氾濫危険水位〔2.70m（仮）〕に到達することが予想される場合（急激な水位上昇のおそれ） ⑤遠賀川（国管理区間（洪水予報指定河川））の洪水警報の危険度分布が赤になった場合 ⑥その他河川等の洪水警報の危険度分布が赤で、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ⑦軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑧夜間から明け方にかけて上記①から⑥の状況が見込まれる場合（夕方時点で発令）	・洪水浸水想定区域 ※上記以外の区域についても、河川管理施設の異常や住家への浸水が発見された場合等、事態の状況に応じて発令対象とする。
【警戒レベル4】 避難指示	①平成橋観測所の水位が避難判断水位（2.65m）を越え、洪水警報の危険度分布がうすい紫の場合 ②平成橋観測所の水位が氾濫危険水位（3.32m）に到達した場合（※但し、上流で降雨がなく、今後水位の低下が見込まれる場合を除く） ③大隈観測所の水位が氾濫危険水位〔2.70m（仮）〕に到達した場合（※但し、上流で降雨がなく、今後水位の低下が見込まれる場合を除く） ④遠賀川（国管理区間（洪水予報指定河川））の洪水警報の危険度分布が紫になった場合 ⑤その他河川等の洪水警報の危険度分布がうすい紫で、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ⑥異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑦夜間から明け方にかけて上記①から⑤の状況が見込まれる場合（夕方時点で発令）	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	①河川（県、国、その他）の堤防高に達することが予想される場合 ②遠賀川（国管理区間（洪水予報指定河川））の洪水警報の危険度分布が黒になった場合 ③大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ④異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ⑤樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定） ⑥決壊や越水・溢水が発生した場合	

■土砂災害の場合の発令基準

区分	判断基準	発令対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報の色が赤【警戒レベル3相当】のとき（実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合） ②数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合（国道322号線旧八丁峠付近、国道211号線嘉麻峠付近）。道路情報Webマップ（国土交通省九州地方整備局） ③大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高く、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するような状況が想定できる場合（夕方時点で発令。但し、夜間でも緊急的に発令すべき事態が発生した場合はこの限りではない。）	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害危険箇所 ※上記以外の区域についても土砂災害が発生する場合があるため、隣接区域や前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、状況に応じて発令の対象とする。
【警戒レベル4】 避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂災害に関するメッシュ情報の色がうすい紫【警戒レベル4相当】の場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ市内及び近隣市町村において、記録的短時間大雨情報【1時間雨量＝110mm】が発表された場合。 ④土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発表された場合 ②土砂災害が発生した場合	

5 避難指示等の伝達

(1) 避難指示等の伝達

- 本部班は、避難指示等を発令した際は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに市防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。
- この場合、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。情報の伝わりにくい要配慮者、避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	本部班及び関係各班	市防災行政無線、緊急速報メール、市HP・LINE・Twitter、福岡県災害緊急情報自動配信システム、広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク、有線放送等
伝達事項	○避難対象地域 ○避難先 ○避難経路 ○避難指示等の理由 ○注意事項（戸締まり、携行品）等	

(2) 防災気象情報等と避難情報の連携

- 災害発生のおそれの高まりに応じて、住民がとるべき行動を5段階に分け、「住民に行動を促す情報」及び「住民自ら行動をとる際に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。
- 警戒レベルと対応する行動、情報は以下のとおりとする。

■警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に 行動を促す情報	住民自ら行動をとる際に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	
		避難情報等	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (警報級の可能性)		
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報・大雨注意報	氾濫注意情報 洪水警報の危険度分布（注意）	土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル 3	高齢者は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報の危険度分布（警戒）	大雨警報（土砂災害） 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル 4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	避難指示	氾濫危険情報 洪水警報の危険度分布（非常に危険）	土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）

6 県・関係機関への報告、要請

- 本部班は、避難指示等が発令された場合は、県及び関係機関等にその旨を報告し要請を行う。

■連絡先

報告	県知事（県防災危機管理局）
協力要請	消防本部、警察署等
指定緊急避難場所・指定避難所開設要請	避難所班（避難所派遣職員）、避難施設管理者等

7 解除とその伝達、報告

- 市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の指示等を解除する。
- 本部班は、避難所班と連携し、避難している対象者にこれを伝達する。
- 解除後はすみやかに県知事に報告する。

第2 警戒区域の設定**1 警戒区域の設定**

- 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入り制限若しく

は禁止又は退去を命じることができる。

- 本部班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。
- 本部長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合は、その旨を本部長に通知する。
- 警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認められるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該設定に関する事項について、助言を求める。

※警戒区域の設定に伴い、立入り禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）又は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

■災害対策基本法及び他の法律に基づく警戒区域の設定権者とその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意思決定代行順位 その他の委任市職員	災害全般	○災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
	警察官	災害全般	○上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき ○この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する	災害対策基本法第63条第2項
	自衛官	災害全般	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき ○この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する	災害対策基本法第63条第3項
	県知事	災害全般	○市長がその事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条
消防長 消防署長		火災 その他	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	○上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2第2項
自衛官		全般	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員 消防団員		火災	○火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法第28条第1項
	警察官	火災	○上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき又はこれらの者から要求があったとき	消防法第28条第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○水防上緊急の必要がある場所	水防法第21条第1項
	警察官	水害	○上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき又はこれらの者から要求があったとき	水防法第21条第2項

2 設定の範囲

- 警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、各設定権者は被害の

規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

- 設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入り制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

- 警戒区域の設定は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、各設定権者は設置理由など必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

- 本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。
- 本部班は、避難所班と連携し、その旨を指定緊急避難場所・指定避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 危険地域の避難誘導

- 避難は原則として徒歩で行うものとし、消防班は、自主防災組織等と連携し、次の担当班等が災害の規模、状況に応じて対象ごとに安全な最寄りの指定緊急避難場所・指定避難所等まで避難誘導を行う。
- 被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合や、指定避難所に収容しきれない場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

■避難誘導の対象、担当

対象	担当
市民	○消防班、関係各班 ※在宅の要配慮者、避難行動要支援者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設	○教職員、教育班
保育施設	○保育所（園）職員、保健医療班
福祉施設	○施設管理者、要配慮者対策班
事業者等	○施設の防火管理者及び管理責任者等

※災害の規模、状況に応じて警察署、消防本部、消防班へ協力を得る。

■誘導時の留意点

- 避難の目的・場所を明確にする
- 行政区、世帯単位等の市民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う
- 誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する
- 誘導に際しては、必要に応じロープ、車両等を利用する

2 避難者の携帯品等

- 避難者の携帯品等は、次のものを目安とし円滑な避難行動に支障がない最小限度のものとする。

- 平時より、これらを収容した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。
- 自動車等による避難及び家財の持出し等は危険なので極力避けるようにする。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料、飲料水、携帯電話、充電器、バッテリー、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 要配慮者の誘導

- 在宅の要配慮者の避難は、原則として自ら行うが、避難支援が必要な場合は、地域の自主防災組織又は要配慮者対策班又は消防班が車両等を用いて移送する。
- 施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて移送する。要配慮者対策班又は消防班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

第4 広域的避難者の受入れ

- 本部班及び関係各班は、市外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第5 指定避難所の開設

1 指定避難所の開設

- 指定避難所は、原則的に本部長が指定した避難所のうちから選定する。
- 指定避難所の開設は、あらかじめ指定された職員が実施する。緊急に指定避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。
- 状況に応じて応急的に施設管理者、区長等が開設することができる。
※災害救助法による避難所の供与は、県地域防災計画等を参照する。

※資料編 2-6 指定避難所

2 指定避難所の追加指定

- 本部班は、指定避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮したうえで、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置づけることができる。
- 市域の指定避難所で収容力が不足するときは、県又は近隣市町村へ指定避難所の開設を要請する。

3 自主避難への対応

- 市が開設する指定避難所とは別に、市民が自主避難するときは、行政区等が開設する自治公民館（地区避難所）等を使用する。

4 避難者の受入れ（感染症対策等）

- 避難者や避難運営に従事される方の避難所での感染予防・感染拡大防止のため、施設管理者

や避難所対応職員と連携を図り、避難者の受入れを行う。

- 特に、受付時の感染症の拡大を予防することが重要であると考えられるため、避難者のマスク着用の指導や体温測定を行い、体調がすぐれない方（発熱、咳等）は可能な限り個室に案内し、他の人との距離を保ち、仕切り等を活用して健康観察を行う。症状のない方は広いスペースに誘導する。その後は、要配慮者とその他避難者のスペースを確保し、それぞれを受け入れる。

■避難者の受入れ事項

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ○収容スペースへの案内 | ○災害情報等の収集及び本部への伝達 |
| ○避難者の把握（居住地域、避難者数等） | |

5 指定避難所内事務室の開設

- 指定避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、避難所運営の拠点とするとともに、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。
- 事務室には、要員を常時配置し、避難者カード・名簿、事務用品等を準備する。

※資料編 10-1 避難所利用者登録票

6 指定避難所開設の報告

- 避難所派遣職員は、指定避難所を開設したときは、避難所班に報告し、避難所班は取りまとめのうえ、本部班に報告を行う。
- 本部班は、県に対し、次の報告を行う。

■指定避難所開設の報告事項

- | |
|--------------------------------------|
| ○避難所開設の日時及び場所 |
| ○箇所数及び受入れ状況、収容人数 |
| ○開設予定期間 |
| ○避難対象地区名（災害危険箇所名等） |
| ※開設当初は1～2時間ごとに報告、2日目以降10時、15時までに県へ報告 |

7 指定避難所の統合・廃止

- 避難所班は、災害の復旧状況や指定避難所の人数等により、指定避難所の統合及び廃止を行う。

8 指定避難所の孤立防止等

- 避難所班は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での指定避難所の設置・維持についての適否を検討する。

第6 指定避難所の運営

1 運営担当

- 指定避難所の運営は、災害初期においては、避難所派遣職員（男女で構成）が担当する。
- ただし、避難所生活が長期化するときは、指定避難所の運営は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行えるように努める。運営に当たっ

ては、避難者のニーズの把握、調査を行い、特に高齢者、障がい者、女性や乳幼児等のニーズに配慮した運営に努める。

2 避難者カード・名簿の作成

- 避難所派遣職員は、避難者カードを配り避難者に世帯単位とともに個人単位に記入を行うよう指示するとともに、集まった避難者カードを基にして男女別避難者名簿を作成し、保管する。その写しは総務班に送付する。
- 指定避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報、民生委員、介護保険事業者や障害福祉事業者が把握している要配慮者の居場所や安否の情報を把握し、県等への報告を行う。

※資料編 10-2 避難所利用者名簿

3 市、施設管理者の措置

- 市は、指定避難所開設時には、あらかじめ定める指定避難所に避難所派遣職員を配置し、次のとおり避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。指定外の避難所においては、施設管理者がその任にあたる。

■統括者の運営措置

- 統括者に防災行政無線（移動系）、携帯電話等を携行させ、指定避難所との通信、広報手段を確保する。
- 統括者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、市災害ボランティアセンターに対して、各指定避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。
- 統括者は、指定避難所の管理体制を確立する。
 - ▽避難者への開放区域、授乳室、指定避難所事務室等の設定
 - ▽避難者名簿、避難所運営記録の作成
 - ▽避難者の把握及び報告（特に、要配慮者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに要配慮者対策班に報告する。）
 - ▽避難所運営組織の結成、運営方針、ルールづくりの支援
 - ▽館内放送、情報等の掲示等
 - ▽供給物資等の受領、保管
 - ▽指定避難所における事業等への協力

4 教職員の協力

- 教職員は、学校に指定避難所が開設された場合は、原則として次のとおり避難所運営業務に協力する。
- この期間は7日以内を原則とし、その後は、避難所派遣職員に運営を引き継ぐ。

■教職員による運営協力(例)

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ○施設等開放区域の明示 | ○ボランティアの受入れ |
| ○避難者誘導・避難者名簿の作成 | ○炊き出しへの協力 |
| ○情報連絡活動 | ○避難所運営づくりの協力 |
| ○食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配 | ○重傷者への対応 |

5 居住区域の割り振りと班長の選出

- 避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。
- 避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。
- 班長等の人選に当たっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、区域別班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。

■協力要請事項

- | | |
|------------------------|------------|
| ○市からの避難者への指示、伝達事項の周知 | ○防疫活動等への協力 |
| ○物資の配布活動等の補助 | ○施設の保全管理 |
| ○居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ | |

6 指定避難所の自主運営体制の確立

- 避難所生活が長期化するときは、区長、自主防災組織、住民等は、避難所派遣職員等と連携し、避難所運営組織を設立するとともに、避難所運営組織の班長（男女で構成）を選出し、班長のもとで、主に次の事項について指定避難所を運営する。運営においては、男女共同参画の視点にたち行う。

■区長、自主防災組織、住民等の協力措置

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ○運営方針、生活ルールの決定 | ○避難者のニーズ調査、統括者への報告 |
| ○食料、物資の配布、炊き出し協力 | ○ごみの管理、施設・トイレの清掃等 |
| ○避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等） | ○秩序の保持 |

7 管理・運営

- 避難所派遣職員、避難所運営組織は、指定避難所の管理・運営に関して、次の点に留意し対応を行う。

■指定避難所の管理・運営の留意点

- | |
|--|
| ○避難者の把握（出入りの確認） |
| ○混乱防止のための避難者心得の掲示 |
| ○応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示 |
| ○生活環境への配慮（暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等） |
| ○要配慮者への配慮 |
| ○避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮 |
| ○性暴力、DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー行為、児童虐待等の予防に関する注意喚起 |

- 女性用品（生理用品や女性用下着等の物資）を手渡す担当者は必ず女性が担当（当該施設に常備）
- 間仕切りの設置
- 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- 動物飼養者の周辺への配慮の徹底及びペットのためのスペース確保
- 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保
- 女性用品（生理用品等）、粉ミルク、離乳食などの提供
- トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、日中・夜間をとおして安心・安全に使用できるように配置する。男女の割合を1：3とし、和式、洋式両方を設置する
- テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る

- 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮
(資料：厚生労働省リーフレット)



8 長期化への対応

- 避難所派遣職員、避難所運営組織は、避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

- たたみ、布団、暖房、洗濯機等を調達する。
- 報道機関等の取材、立入りの制限を実施する。
- 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- トイレ（し尿処理）、水道、下水道、清掃、ごみ処理などの衛生対策について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、指定避難所の長期化対策等、細やかなケアを行う。（二次被害の防止）
- 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- 医療・保健・福祉の専門職の視点を取り入れる。（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線）
- 乳幼児、障がい児のいる家庭専用部屋を設置する。
- 女性用物干し場を設置する。
- トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- 重点分野雇用創造事業※を活用して避難所運営にあたる被災者を雇用する。
※ 国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業
- 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難に

について検討する。

- ボランティア等支援スタッフを確保する。
- 指定避難所のパトロール等を実施する（女性や子どもに対する暴力・DV等を予防するため）
- 福祉避難所の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等を行う。
- 指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営管理

9 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

- 避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を産業班に請求する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者にこれを配分する。

10 避難者及び指定避難所の生活環境の把握

- 避難所派遣職員は、関係各班と連携し、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講ずる。
- 必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずる。
- 必要に応じ、指定避難所におけるペットのためのスペースを確保する。

11 在宅避難者対策

- 在宅で生活可能な者のうち、食料、飲料水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

- 在宅避難者の把握については、指定避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの指定避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

- 在宅避難者への食料等の配給は、各指定避難所又は状況により地区の要所で行う。
- 配給の実施期間は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

12 帰宅困難者対策

- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、市は県と連携して、むやみに移動を開始しないという基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の運営管理に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努める。

13 指定避難所等の防犯対策

- 避難所派遣職員等は、避難所運営組織と連携して、指定避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。特に性暴力、DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー行為、児童虐待等を予防するため、注意喚起を促すポスターの掲示や、就寝場所や女性専用スペース等を巡回するなど、安心・安全の確保に留意する。
- 希望者には防犯ブザーを提供できるよう整備に努める。
- 避難所班は、防犯協会等に対し、指定避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請を行うとともに広報を行う。

避難所に更衣する場所がないので、更衣室をタンポールで作ったところから盗まれた。その更衣室を使うときは見張りを立てようとした（13～16歳女子）

避難所で成人男性からキスして言われた。トイレまでついてくる。避難先をのぞかれた。母親を助けても死なれなかった。加害者が避難所にいらなくなってほっとした。（6～12歳女子）

男子が押しこめられた。避難所では夜になると、男の人が毛布に入ってくる。周りの女性も「高いからしかたないね」と見て見ぬふりをして助けてくれない（20代女性）

家族が、避難所の宿直だった後援職員に相談し（中略）、加害者には避難所から出てもらうことになったが、その前に加害者は避難所を出た。（6～12歳男子）

押入っているのを男性にしっかりと見られる。避難所に避難したら、通員の回数が増やされた。その後、授乳スペースが閉められた。（30代女性）

避難所・避難先では 困っている女性や子どもを狙った 性被害・性暴力、DVなどが増加します

東日本大震災女性ネットワーク調査チーム 2015 『東日本大震災「災害・復興における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書より』

自分を大切にしてください 周囲の目と支えがたよりです

単独行動はしない ようにしましょう！

見ないふり・知らないふりをせず 助け合いましょう

性的な嫌がらせやいたずらなど 尊厳を傷つける行為も犯罪です

ストレスをためず 不安な気持ちも声に出しましょう

被害をうけたら相談を！

相談機関 ※相談は無料です。秘密は守られます ※受付時間は状況により変化する場合があります。ご了承ください

熊本市DV相談専用電話 ☎096-344-3322	区役所福祉課
性暴力被害者のためのサポートセンター	中央区 ☎096-328-2301
ゆあさいどくまもと ☎096-386-5555	西区 ☎096-329-5403
熊本県女性相談センター（DV相談） ☎096-381-7110	南区 ☎096-357-4129
熊本県女性総合相談室 ☎096-355-2223	北区 ☎096-272-1118
（※DV相談）	
熊本県警察本部レディース 110番 ☎0120-8343-81 ☎096-384-1254	

熊本市男女共同参画センターはあもにい

（資料：熊本市男女共同参画センターはあもにい）

14 運営記録の作成、報告

- 避難所派遣職員は、指定避難所の運営について運営記録を作成し、1日に1回、避難所班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

※資料編 10-3 避難所運営記録

※資料編 10-4 物品の受払簿（避難所用）

※資料編 10-5 避難所設置及び収容状況

※資料編 10-6 個別引き継ぎ事項

15 広報

- 避難所班は、次のとおり所管する各々の指定避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっては、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報が避難者に正確に伝達されるような方法をとる。
- 必要に応じて、手話通訳や外国語通訳等のボランティアを指定避難所に派遣するなど、要配慮者で情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

■指定避難所における広報の方法

- 災害広報紙の掲示、配布等
- ケーブルテレビによる放送
- 避難所運営組織による口頭伝達

第8節 救急・救助・消防活動計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 行方不明者名簿の作成及び搜索	●			本部班、消防本部、消防班
第2 救助活動の実施	●			本部班、消防本部、消防班
第3 救急活動の実施	●			保健医療班、消防本部、消防班
第4 消防活動の実施	●			本部班、消防本部、消防班

※救急・救助・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者名簿の作成及び搜索

- 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として搜索活動を実施する。

1 行方不明者名簿の作成

- 本部班は、消防班と連携し、被災者相談窓口等で受け付けた搜索願いや被災現場等での情報を収集し、行方不明名簿を作成する。

■行方不明者名簿

- 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、指定緊急避難場所・指定避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、消防本部及び警察署にも提供する。

※資料編 11-1 行方不明者名簿

2 行方不明者の搜索

- 消防班は、消防本部と連携し、本部班が作成した行方不明者名簿に基づき、消防本部及び警察署、必要に応じて、自衛隊等と協力して搜索活動を行う。
- 行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められたときは、警察署に連絡する。

第2 救助活動の実施

1 救助情報の収集・管理

(1) 発見者の通報

- 要救助者を発見した者は、本部班、消防本部又は警察署等へ通報する。

(2) 要救助情報の収集・管理

- 消防班等の災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助情報を収集し、本部班に連絡する。本部班は、消防本部及び警察署等と連携し、通報された情報を収集し、これを管理する。

2 救助活動

- 消防班は、消防本部と連携して救助チームを編成し、要救助情報を基に災害現場に出動する。
- 市長は災害の規模及び状況等に応じて市職員等を配備する。
- 救助チームは、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

3 応援要請

- 消防班は、市で編成する救助チームだけでは救助活動が困難なときは、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援や広域応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する（詳細は本章第2節「応援要請・受入れ計画」を参照）。
- また、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村の協力又は建設事業者団体等の出動を要請する。

4 市民、自主防災組織及び事業者等の救助活動

- 市民、自主防災組織及び事業者等は、災害が発生したときは、二次災害の発生に十分注意しながら連携し、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫等の救助資機材を活用して、救助活動を行う。
- 崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助する。
- 消防本部及び消防班等の救助チームが到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

第3 救急活動の実施

- 保健医療班及び消防班は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防本部、警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、次のとおり救急活動を行う。
- 防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地情報を活用し、救急・救助活動を実施する。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署、消防署、自衛隊、自主防災組織等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、市外で受入れ可能な医療機関へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

※資料編 2-8 病院・内科診療所

※資料編 2-9 歯科診療所

第4 消防活動の実施

1 情報の収集

- 本部班は、消防本部、消防班、住民及び警察署等から火災発生等の情報の収集を行う。

■収集する情報の種類

- | | |
|-------------------|---------------|
| ○火災の発生状況 | ○無線通信の状況 |
| ○行政区、自主防災組織等の活動状況 | ○使用可能な消防水利の状況 |
| ○通行可能な道路の状況 | |

2 消防本部の活動

- 消防本部及び消防班は、次の点に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導に努める。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 病院、指定避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

3 消防班の活動

- 消防班は、災害時に次のような活動を行う。

■消防班の活動内容

出火防止	○状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ○出火時は、市民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○火災時は、消防本部と協力し、消火活動を行う。 ○火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	○避難指示等がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

4 活動体制の確立

- 消防本部及び消防班は、軽微な被害が発生したときは、通常の警備体制において対処するが、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常招集を発令し、非常警備体制を確立する。
- 災害により必要と判断したときは、班員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

5 消防広域応援要請

- 本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災や救助事象等が発生した場合は、福岡県消防相互応援協定及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する（詳細は本章第2節「応援要請・受入れ計画」を参照）。

6 市民、自主防災組織の活動

- 市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合は、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防機関が到着したときは、その指示に従う。

7 事業者の活動

- 事業者は、火災が発生した場合は関係機関への通報、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。
- 火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業者の消火活動等

- 消防署、警察等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 関係者以外の立入り禁止措置等の実施

第9節 医療救護計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 医療救護チームの編成	●			保健医療班
第2 医療救護所の設置	●			保健医療班、避難所班
第3 医療救護活動	●			保健医療班
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			保健医療班、関係機関
第5 医薬品、医療資機材等の確保	●			保健医療班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		保健医療班
第7 心のケア対策			●	保健医療班

- 市は、大規模災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。
- 初期医療の救護所で対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。なお、本市が属する飯塚保健医療圏において、飯塚病院が災害拠点病院として指定されている。

第1 医療救護チームの編成

1 医療情報の収集

- 保健医療班は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

■医療情報の収集内容

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 指定避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

※資料編 2-8 病院・内科診療所

※資料編 2-9 歯科診療所

2 要請及び出動

- 保健医療班は、必要に応じ医療救護チームに対して次のとおり出動を要請する。

■医療救護チームへの要請事項及び出動

- 災害により多数の傷病者が発生した場合、医師会に医療救護チームの出動を要請する
- 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
- 医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動し、直ちに本部長に通報する

3 医療救護チームの編成

- 保健医療班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。
- 医師会は、歯科医師会及び薬剤師会と連携し、編成する。
- 災害の規模、状況によっては、県、市外の公立病院、その他の病院に対し、応援を要請する。
- 広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

■医療救護チームの編成基準

構成	備考
医師（１～２名）、薬剤師（１名）、看護師（１～４名）、補助員（１名）	運転手（必要に応じ）

■医師会等への伝達・要請事項

○災害の種類、規模、発生場所	○資機材等の状況
○必要とする救護班数	○その他
○救護所の設置場所	

第2 医療救護所の設置

- 保健医療班は、避難所班と連携し、次の点に留意し、救護所を設置する。
- 救護所は、原則として指定避難所等に設置するが、状況に応じて、災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。
- 病院等と協力して救護所の医療環境を整える。
- 救護所には、歯科医師や薬剤師、精神科医等を配置し、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

■救護所設置の留意点

○被災傷病者の発生及び避難状況
○医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
○被災地の医療機関の稼働状況
○医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
○搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

※資料編 11-2 医療救護所開設状況報告

第3 医療救護活動

- 保健医療班の要請により、派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりとする。

■保健医療班の活動内容

○負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージタグの活用）
○負傷者の応急処置
○後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ※）
○軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
○助産救護
○死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

※トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の重症度と緊急度を判定し、治療や搬送の優先順位を決定すること。

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 保健医療班、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

第4 後方医療機関の確保と搬送

1 後方医療機関の確保

- 保健医療班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数をすみやかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。
- 市内の医療機関で収容困難な重症者は、市外の病院、災害拠点病院及び近隣の災害拠点病院に収容する。

■災害拠点病院等

令和3年4月1日現在

区分	医療機関名称	病床数		電話番号	ヘリポートの状況		
		一般	精神・感染症療養		敷地内外	区分	病院からの距離
地域災害拠点病院	飯塚病院	978	精 70	0948-22-3800	敷地外	緊急時	0.1km
地域近隣災害拠点病院	田川市立病院※	334	感 8	0947-44-2100	敷地外	緊急時	2.5km
基幹災害拠点病院	国立病院機構九州医療センター	650	精 50	092-852-0700	屋上	緊急時	—
			感 2				

※人工透析対応可能数は 50 台

2 被災傷病者等の搬送

- 災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。
- 搬送手段がないときは、市民の協力を得て搬送するか、又は消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに搬送する。
- 交通の状況により災害拠点病院等、後方医療機関への搬送が救急車等では困難な場合は、県に対し、ヘリコプターでの搬送を要請する。
- ドクターヘリは、消防機関や医療機関からの要請に基づき出動する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬送先	搬送主体
被災現場から救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、市、自主防災組織等
被災現場、救護所等から災害拠点病院等へ	消防本部、市
被災現場、救護所等から被災地域外災害拠点病院等へ	消防本部、自衛隊、市、県

第5 医薬品、医療資機材等の確保

1 医薬品、医療資機材の確保

- 保健医療班は、原則として次のとおり医薬品及び医療資機材を確保する。確保できるまでは、医療救護チームにおいて携行した医薬品、医療資機材を使用する。この場合、費用は市が負担する。

■医薬品、医療資機材の確保

- 薬剤師会、医薬品販売事業者から調達する
- 入手が困難なときは、市災害対策本部から県災害対策本部へ供給を要請する

2 血液製剤等の確保

- 保健医療班は、輸血用血液その他の血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センター北九州事業所に供給を要請する。
- 必要に応じて住民へ献血を呼びかける。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

- 保健医療班は、保健福祉環境事務所と連携し、被災地の指定避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

1 生活環境の整備、確認

- 保健医療班は、保健福祉環境事務所の支援を受け、被災地の台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2 健康状況の把握

- 保健医療班は、保健福祉環境事務所と連携し、巡回相談等を通じて被災者の健康状況を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。
- 保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

3 相談・指導

- 保健医療班は、保健福祉環境事務所と連携し、巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

4 医療の確保

- 医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努めるとともに、県医療指導課を通じて広域の支援体制を確立する。

5 医療情報の提供

- 保健医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に必要な情報を提供する。

第7 心のケア対策

- 保健医療班は、医師会と連携し、大規模な災害が発生したとき又は避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、医師や保健師等の指導のもと、福祉・医療ボランティアが被災者や要配慮者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安解消の対策を行う。
- 生活環境の変化によって女性が抱える不安や悩み、ストレス、男性の精神面での孤立（他人に弱音を吐くことを避ける傾向があるため）などについても配慮する。
- そのため、男女共同参画の視点に基づきメンタルヘルスケアに係る相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫する。

第10節 生活救援活動計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 給水計画	●			水道班、受援班、本部班、情報班
第2 食料供給計画	●			産業班、避難所班 本部班、受援班、消防班
第3 生活必需品等供給計画	●			産業班、受援班

第1 給水計画

1 水源の確保

- 水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止したときは、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

■確保する水源

- 浄水施設等
○飲料用浄水装置の活用
- 民間の井戸

※資料編 2-4 水道施設

2 給水需要の調査

- 水道班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、早急に応急給水の需要を把握する。
- 市のみで飲料水の確保、給水等が困難なときは、隣接市町村及び県に応援を要請する。

■把握する内容

- 断水地区の範囲
○断水地区の人口、世帯数
- 指定避難所及び避難者数
○給水所の設置場所

3 給水活動の準備

- 水道班は、前項調査による応急給水の需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

活動計画作成	○給水方法 ○人員配置	○給水量 ○広報の内容・方法	○資機材の準備 ○水質検査等
給水目標 (1人1日当たり)	○飲料水の確保が困難なとき		3ℓ (飲料水)
	○飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき		14ℓ (飲料水+雑用水) ※雑用水：洗面、食器洗い
	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき県知事が浄水施設の使用停止を命じた場合		20ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水)
	○上記の場合が比較的長期にわたるとき 必要の都度		35ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水+入浴用水)
資機材などの確保	○保有する車両及び資機材を使用する。 ○不足するときは事業者から調達する。		

4 給水活動

- 水道班は、原則として指定避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。なお、給水所は、必要に応じて、救護所、病院、社会福祉施設等他の施設等にも設置する。
- 給水所では、避難所派遣職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器、容器が不足するときは給水班が準備する給水袋等を使用する。

(1) 給水所への運搬

- 飲料水等の給水所への運搬方法については、応援機関の協力を得て、浄水施設から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

※資料編 2-3 給水タンク保有状況

(2) 井戸の活用

- 民間の井戸等の利用が必要なときは、当該所有者に協力を要請し、使用する。
- 井戸は、状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

- 水道施設の復旧に長期間要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

5 応援要請

- 水道班は、単独で飲料水の確保、給水活動等が困難と判断するとき、受援班を通じて近隣市町村に応援を要請する。

6 周知・広報

- 水道班は、本部班及び情報班と連携し、被災した市民に対し給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を適宜行う。

第2 食料供給計画

- 市は、あらかじめ災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の食料の確保と供給に努める。必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村等に対し応援を要請する。

1 食料供給の対象者等

- 食料の供給は、次の者を対象に、非常食（備蓄食料）、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により行う。また、乳幼児に対しては、必要に応じて粉ミルク等を供給する。
- 食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。

※災害救助法による食料の供給等は、県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、指定避難所等に避難した者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため、調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■災害救助法による食料の給付

給付の対象	○指定避難所に避難した者 ○住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者 ○本部長が、給付が必要と認めた者
給付の方法	○炊き出しを行うときは、直ちに県知事に災害応急用米穀の供給申請を行う ○県知事が指定する者から給付を受ける

2 食料需要の把握

- 産業班は、食料の需要について、次により情報を把握し対応する。

■需要の把握

対象者	担当
○避難者	避難所班
○住宅残留者	消防班（自主防災組織等の協力による）
○災害応急対策活動の従事者	本部班

3 食料の調達

(1) 事業者からの調達

- 産業班は、食料の需要調査に基づき備蓄品だけでは、次の供給品目が不足すると判断したときは、食料品事業者などから調達する。
- 必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。

■供給品目

○主食：炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等
○副食：即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等
○その他：高齢者や乳幼児等要配慮者のニーズに配慮した食品

(2) 国の米穀等の調達

- 産業班は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀及び乾パンの供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、北九州地域センター又は倉庫の責任者から調達する。

■国の米穀等の調達要請

○九州農政局北九州地域センターを通じて、米穀届出事業者に米穀の売り渡しを要請
○九州農政局北九州地域センターに対し米穀及び乾パン等の調達を要請
○九州農政局北九州地域センターを通じて自衛隊保有の乾パン等の放出を要請

4 食料の輸送及び配分

(1) 食料の輸送

- 産業班は、原則として調達事業者に対し、供給先（指定避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食料の輸送を依頼する。

- 食料品事業者が指定地まで食料を輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、受援班が輸送事業者に要請して輸送を行わせることができる。

(2) 食料の配分

- 食料は、原則として指定避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者、ボランティア等の協力を得て配布する。
- 乳幼児や高齢者、食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

5 食料の保管

- 産業班は調達した食料の保管等が必要なときは、原則として物資集積拠点に保管し、食料の受入れ、管理を行う。

※資料編 12-5 物品の受払簿（物資集配拠点用）

6 炊き出しの実施

- 産業班及び避難所班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。
- 自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。その際、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう配慮する。

7 炊き出しの方法

- 炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて指定避難所となる学校の調理室、給食センター、公民館等を使用する。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は事業者から調達する。
- 状況に応じて自主防災組織の他に、自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第3 生活必需品等供給計画

1 生活物資供給の対象者等

- 生活物資供給の対象者及び品目は、次のとおりとする。
- ※災害救助法による生活物資の供給等は、県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、指定避難所等に避難した者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（肌着、防寒着、婦人服、子供服等）
- 身回り品（運動靴、傘等）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- 食器（茶碗、皿、はし等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、傘、バケツ等）
- 生理・衛生用品
- その他

2 需要の把握

- 産業班は、生活物資の需要について、食料と同様に、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮した情報を把握し、対応を行う。

3 生活必需品の調達

- 産業班は、当該販売事業者对生活必需品を発注する。なお、地域内の事業者で不足するときは、県、日赤福岡県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

4 生活物資の輸送

(1) 生活物資の輸送

- 産業班は、原則として調達事業者指定避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。
- この場合、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて事業者依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要な場合を除いて最小限にとどめる。

(2) 生活物資の分配

- 生活物資は、原則として指定避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者（避難所運営組織の班長）、ボランティア等の協力を得て物資を配布する。

5 生活物資の保管

- 調達した生活物資の仕分け及び保管等が必要なときは、原則として物資集積拠点で行う。
- 産業班は、県と連携し、救援物資の受入れを希望する品目を取りまとめ、受援班に報告する。

6 救援物資等の受入れ

- 救援物資等の受入れ場所は、あらかじめ指定した物資集積拠点とする。
- 救援物資提供の申し出に対しては、次のことを確認のうえ受け入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分け等に手間がかからないよう留意する。

■供給対象者への確認事項

- | | |
|--------|---------|
| ○品目、数量 | ○輸送ルート |
| ○輸送手段 | ○到着予定日時 |

7 救援物資等の仕分け、保管、在庫管理

- 物資集積拠点で受け入れた救援物資は、自主防災組織及びボランティア等と協力して、仕分け、保管する。
- 受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を作成し、在庫管理を行う。

※資料編 12-5 物品の受払簿（物資集配拠点用）

8 救援物資等の配布方法

- 救援物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

第11節 交通対策・緊急輸送計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 交通情報の収集、道路規制	●			建設班
第2 道路交通の確保	●			建設班
第3 車両等、燃料の確保、配車	●			本部班、受援班
第4 緊急通行車両の確認申請	●			本部班
第5 緊急輸送	●			受援班、産業班
第6 物資集積拠点の設置		●		受援班、産業班
第7 臨時ヘリポートの設置	●			受援班、建設班、教育班

第1 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集・伝達

- 建設班は、警察署、道路管理者から道路交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送道路路線等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

2 市道の交通規制

- 建設班は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。
- 交通規制に際しては、次のとおり警察署と密接に連絡をとることとする。

(1) 相互連携・協力

- 建設班は、警察署と連携し、パトロール等を実施して迅速に被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握、相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後すみやかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

- 建設班は、道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

※資料編 12-2 緊急車両以外の車両通行止め標示

(3) 広報

- 建設班は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及び回路等について明示して、交通関係事業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和 35 法律第 105 号）第 4 条
	○災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法 第 76 条
警察署長等	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第 5 条 又は第 114 条の 3
警察官	○車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要限度において車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第 6 条 又は第 75 条の 3
	○通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3
自衛官及び消防職員	○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3 第 3 項 及び第 4 項
道路管理者	○道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条

第 2 道路交通の確保

1 緊急輸送道路の確保

- 建設班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、車両及び人の通行を確保する。
- 警察署と密接に連絡を行い、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について綿密に把握する。

2 重要物流道路との機能連携

- 市は、災害時の交通ネットワークを踏まえ、対象となる重要物流道路との機能連携を図る。

3 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

- 県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定しており、市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

防災拠点施設	第1次 緊急輸送道路	第2次 緊急輸送道路	第3次 緊急輸送道路
嘉麻市役所	一般国道 国道211号		
碓井総合支所		主要地方道 県道穂波嘉穂線 一般県道 県道千手稲築線	
嘉穂総合支所	一般国道 国道211号		市道 嘉穂町役場北線
山田総合支所	一般国道 国道322号		一般県道 熊ヶ畑上山田線 原田上山田線 市道 上山田・下山田線 杉町・柿ノ木線
嘉麻警察署	一般国道 国道211号 国道322号		
福岡県消防学校	一般国道 国道211号		一般県道 下山田碓井線
道の駅うすい		主要地方道 県道穂波嘉穂線 一般県道 県道千手稲築線	
嘉穂中学校	一般国道 国道322号		市道 嘉穂中学校線 具嶋・赤松尾線
稲築屋内球技場	一般国道 国道211号	一般県道 口ノ原稲築線	一般県道 飯塚山田線 市道 漆生・平線 町民野球場線
碓井屋内ゲートボール場		主要地方道 県道穂波嘉穂線 一般県道 県道千手稲築線	市道 赤松尾・笹原線 具嶋・赤松尾線 ウキシマ・役場線

4 道路の啓開措置（障害物の除去）

- 建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、迅速に通行可能にするため、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行う。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいな

い場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

- 危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

※資料編 12-2 緊急車両以外の車両通行止め標示

※資料編 12-3 緊急通行車両通行標章

※資料編 12-6 通行止情報一覧

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の確保

- 本部班及び受援班は、次のとおり緊急輸送のための車両、燃料等を確保する。

(1) 車両、燃料の調達

- 市有車両及びその他車両を管理し、燃料の調達を行う。
- 市有車両が不足する場合は、市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して車両の借り上げを要請する。

■車両、燃料の調達

区分	内容
市有車両の把握	○調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○市有車両で対応が困難なときは、他の市町村、輸送事業者等から借り上げる。その費用については、協議する。
燃料の調達	○各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

※資料編 2-12 市有車両

(2) 配車

- 各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。
- 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

2 県への要請依頼

- 本部班は、災害による交通の途絶又は緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県を通じてヘリコプター等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

- 災害対策活動に従事する車両において、公安委員会が災害対策基本法第 76 条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するため、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定による緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。この緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両とする。
- 本部班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

2 緊急通行車両の事前届出

- 本部班は、届け出済証の交付を受けた車両について、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届け出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。
- 公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届け出済証を交付する。
- 事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略してすみやかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

※資料編 12-1 緊急通行車両事前届出書

※資料編 12-3 緊急通行車両通行標章

※資料編 12-4 緊急通行車両確認証明書

3 緊急通行車両の使用

- 本部班は、緊急通行車両として使用するとき、車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。交付された標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

第5 緊急輸送

- 産業班は、指定避難所が開設されたときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。多数の指定避難所等へ搬送が必要なときは、輸送事業者に搬送を要請する。
- 受援班は、道路不通等により航空輸送が有効と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■緊急輸送の範囲

第1段階	○救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	- 上記第1段階の続行 ○食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への移送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	- 上記第2段階の続行 ○災害復旧に必要な人員、物資 ○生活必需品

第6 物資集積拠点の設置

- 産業班及び受援班は、備蓄物資だけでは物資が不足し、事業者等から調達するとき又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集積拠点を開設する。

第7 臨時ヘリポートの設置

- 受援班は、建設班、教育班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

※資料編 2-11 災害時における臨時ヘリポート

第12節 保健衛生、防疫、環境対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 食品の衛生対策		●		保健医療班
第2 防疫活動		●		保健医療班、環境衛生班
第3 指定避難所等の保健衛生		●		保健医療班、避難所班、情報班
第4 有害物質の漏洩等防止	●			環境衛生班、産業班
第5 し尿の処理	●			環境衛生班
第6 ごみの処理		●		環境衛生班、建設班
第7 障害物の除去	●			環境衛生班、建設班
第8 動物の保護、収容		●		環境衛生班、産業班、避難所班

第1 食品の衛生対策

- 保健医療班は、保健福祉環境事務所と協力して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒等の未然防止に努める。特に梅雨期や夏期等は広報を強化する。

第2 防疫活動

1 検病調査・健康診断

- 保健医療班は、保健福祉環境事務所と連携し、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防措置を講ずるための検病調査を実施する。
- 検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、指定避難所等において健康診断を実施する。
- 感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の行う必要な措置について協力する。

2 被災地の防疫

(1) 防疫活動

- 保健医療班、環境衛生班は、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の指導又は指示により、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行う。

■災害防疫活動

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ○感染症予防対策に関する広報活動の強化 | ○生活用水の使用制限及び供給等 |
| ○消毒方法の施行 | ○指定避難所の衛生管理及び防疫指導 |
| ○ねずみ族、昆虫等の駆除 | ○臨時予防接種の実施 |

(2) 防疫チームの編成

- 市は、防疫活動を行うために防疫チームを編成する。人員等が不足するときは、保健福祉環境事務所又は近隣市町村に応援要請を行う。

■防疫チーム編成

担当	1チームの構成人員
保健医療班、環境衛生班	衛生技術者1名、作業員2～3名、事務1名

(3) 防疫用薬剤・資機材の確保

- 災害初期の防疫活動においては、事業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用する。薬材、資機材等が不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

(4) 作業の実施

- 保健医療班、環境衛生班は、災害により感染症が発生又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。
- 消毒範囲が広範囲に及ぶ場合は、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。

(5) 家畜防疫

- 環境衛生班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動への協力を行う。

第3 指定避難所等の保健衛生

- 保健医療班及び避難所班は、自主防災組織等による運営組織、ボランティア等と協力して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、指定避難所、仮設住宅等において要配慮者に配慮し保健衛生活動を行う。

1 指定避難所の健康管理

- 保健医療班は、医師会、保健福祉環境事務所等と連携し、指定避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・メンタルヘルスケア等の健康管理を行う。

2 被災者に対する衛生指導

- 保健医療班は、被災者に対し、広報等を通じて指定避難所等における台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。
- 食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や指定避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図る。
- 保健福祉環境事務所と協力し、食料調達事業者等に食中毒の防止を指導する。

■指定避難所の衛生指導

○トイレの清掃・消毒	○手洗い、うがい等の励行
○避難所居住スペースの清掃	○食品の衛生管理
○ごみ置き場の清掃・消毒	

3 入浴情報の提供

- 保健医療班は、情報班と連携し、被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を広報等で行う。

4 災害対策従事者の健康管理

- 保健医療班は、災害対策従事者についても、P T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、メンタルヘルスケアの健康管理を行う。

第4 有害物質の漏洩等防止

- 工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関にこれを報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。
- 産業班は環境衛生班と連携し、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

第5 し尿の処理

- 環境衛生班は、災害により発生したし尿を適正に処理するとともに、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

1 仮設トイレの設置

- 環境衛生班は、必要に応じて指定避難所等に仮設トイレを設置する。
- 仮設トイレは、リース会社等から調達するが、市で調達できないときは、他市町村、県に要請する。
- 仮設トイレの設置に当たっては、安心して利用できるよう、死角にならない場所に設置し、照明を明るくし、男女別の場所に設置するよう努める。

2 し尿の処理

- 環境衛生班は、市の指定する許可事業者と連携し、収集・処理の体制を確立し貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。
- し尿の収集は、市の指定する許可事業者と協力を要請し、し尿処理施設において処理する。収集・処理が困難なときは、近隣市町村等へ応援を要請し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- 仮設トイレは、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府（防災担当））に基づき、災害発生当初は、避難者50人当たり1基、長期化する場合には、20人当たり1基、女性対男性の割合は3：1を目安に設置するよう努める。

■留意点

- 仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。
- 浸水地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。
- し尿処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。

※資料編 2-15 し尿処理施設

第6 ごみの処理

- 環境衛生班は、災害により一時的に発生したごみを適正に処理するとともに、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

1 ごみの処理

- 環境衛生班は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。
- ごみの収集は、委託事業者に協力を要請し、ごみ処理施設で焼却又は埋め立てにより処理する。
- 市のみで災害廃棄物の処理が困難なときには、民間事業者や他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立し、実施する。
- 収集・処理に当たっては、次の点に留意する。

■留意点

- 市民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
 - ▽ごみ収集処理方針の周知
 - ▽ごみ量の削減、分別への協力
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 世帯及び指定避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。
- 粗大ごみや資源物回収については、状況によっては一時的に中止する。
- 通常同様にごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせた処理を行う。
- 処理量を上回るごみが発生した場所では、ごみの仮置場を指定する。
- 破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。
- 指定避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。
- ごみ処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。

※資料編 2-14 ごみ処理施設

※資料編 2-16 リサイクルセンター

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理の対象

- 災害時に市が管理する道路、河川等に流出した災害廃棄物を処理する。災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の多量の災害廃棄物は、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、環境衛生班は、産業班、建設班と連携し、適正に収集・処理を行う。

(2) 実施体制

- 災害廃棄物の処理は、ふくおか県央環境広域施設組合と協力して行うが、市のみで災害廃棄物の処理が困難なときは、民間事業者や他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立し、実施する。

(3) 処理方法

- 災害廃棄物の処理方法は、次のとおりである。

■災害廃棄物処理の方法

- 障害物や全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、災害廃棄物処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 災害廃棄物の集積場所では、搬入時の分別を徹底する。
- 道路、河川等の公共施設や農地・農業用施設からの搬入物は、家庭等からの搬入物と分けて当該管理者等に分別し、当該管理者等の処理に委ねる。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、選別して再生処理事業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。
- 仮置き場は必要に応じ、事前に定めた候補地から選定する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係事業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。
- 原子力災害及び除染に伴い発生した放射性物質の付着したがれきについては、国の主導のもと、県、原子力事業者と連携して、次の適正な処理対策を行う。
 - ・国の主導のもとで実施される処理について、収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行う。
 - ・その際、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、災害廃棄物の量並びに運搬先等の記録、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮などに関し、必要な措置をとる。
 - ・また、住民、事業者等に対して災害廃棄物の取扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求める。
 - ・さらに、国に対し、早期に災害廃棄物の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請する。

(4) 住民等への広報

- 住民等に対し、災害廃棄物処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を次のとおり行う。

■災害廃棄物処理の広報活動

- 災害廃棄物の収集処理方針の周知
- 災害廃棄物の分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

※資料編 2-17 最終処分場

第7 障害物の除去**1 除去の対象**

- 災害時における障害物除去の対象及び条件は、概ね次のとおりとする。

■障害物除去の対象

- 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

■建物関係の障害物除去の条件

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

※災害救助法による障害物の除去の詳細は、県地域防災計画等を参照。

2 除去の方法・集積場所

- 市は、市所有の資機材を用いて又は建設事業者団体等に応援を要請して障害物を除去する。
- ※他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

3 除去の実施

- 市は、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。
- 道路、河川等の管理者は、道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれが行う。
- 市は、市管理外の道路、河川等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。ただし、市管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、市が緊急的に障害物を除去する。
- 市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て除去を実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

■障害物の除去実施者

障害物	担当
住家又は周辺に運ばれた障害物	建設班、施設管理者
道路、河川、水路にある障害物	建設班、施設管理者

4 除去した障害物の集積場所

- 除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

■留意事項

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 盗難の危険のない場所を選定する。
- 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第8 動物の保護、収容

1 死亡獣畜の処理

- 環境衛生班は、産業班と連携し、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽^{やきん}等を処理する。処理に当たっては、保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱い場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で処理する。

2 動物の保護・収容、放浪動物への対応

- 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所等においてもペット同行避難者等の問題が生じることが予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。
- 環境衛生班と産業班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおりペットの保護・収容対策を行う。
- 保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。

(1) 被災地におけるペットの保護

- 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。
- 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。
- 被災地において、負傷したペットによる危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおりペットの保護等を行う。

■ペットの保護・収容に関する事項

- 負傷したペットの収容・治療・保管
- 飼い主不明のペットの収容・保管
- 飼養困難なペットの一時保管
- ペットに関する相談の実施
- ペットの飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
(飼い主不明のペットのうち、譲渡可能な動物は譲渡する)

(2) 指定避難所における動物の適切な飼育

- 避難所班は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止とペットの飼育環境の維持に努める。

(3) ペット同行避難者の受入れ

- ① 同行避難
 - ・ 災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。
- ② 避難所におけるペットの飼養スペース
 - ・ 避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。
 - ・ 避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。
- ③ 災害に備えた事前準備
 - ・ 飼い主は、平時からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

- ・ 飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）
 - ☐少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日以上）
 - ☐予備の食器と首輪、リード
 - ☐ケージ及び補修などに使うガムテープ
 - ☐トイレ用品
- ・ 飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）
 - ☐ケージに慣れる
 - ☐無駄ばえをしない
 - ☐決められた場所でトイレができる

第13節 要配慮者支援計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 要配慮者の安全確保、安否確認	●			要配慮者対策班、避難所班、消防班
第2 避難行動要支援者の避難支援	●			要配慮者対策班
第3 指定避難所の要配慮者に対する応急支援		●		要配慮者対策班、避難所班
第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送		●		要配慮者対策班、避難所班
第5 要配慮者への各種支援			●	要配慮者対策班
第6 福祉仮設住宅の供給			●	住宅班、要配慮者対策班
第7 福祉仮設住宅での支援			●	要配慮者対策班
第8 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策		●		要配慮者対策班
第9 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援			●	本部班、市民・ボランティア班
第10 災害対応に携わる者への支援			●	本部班

- 災害時には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人、旅行者等の要配慮者及び要配慮者のうち自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に格段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細やかな支援対策を総合的に講ずる。
- 避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

第1 要配慮者の安全確保、安否確認

1 安全確保

- 要配慮者対策班は、避難所班、消防班と連携して、災害発生初期の緊急措置として、自主防災組織（行政区）、民生委員・児童委員、消防団、市社会福祉協議会等の団体が行う避難支援と連携して各要配慮者をそれぞれ安全で適切な指定緊急避難場所等へ誘導する。

2 安否確認

- 要配慮者対策班は、避難支援を行う団体等に最新の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、協力を得て要配慮者の安否確認を行う。
- 安否確認は、次の方法で名簿を作成し、次の方法により実施する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織（行政区）による確認
- 民生委員・児童委員による確認
- 消防団による確認
- 市社会福祉協議会による確認
- 市が一人暮らし高齢者の緊急通報装置設置者に直接確認
- 市が避難行動要支援者名簿掲載者に直接確認
- 市が指定避難所の避難者名簿を直接確認

第2 避難行動要支援者の避難支援

- 要配慮者対策班は、避難所班、消防班と連携し、自主防災組織（行政区）、民生委員・児童委員、消防団、市社会福祉協議会等の団体が行う避難支援と連携して、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に活用して、自力で避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導する。

第3 指定避難所の要配慮者に対する応急支援

- 要配慮者対策班は、避難所班と連携して、避難所派遣職員等を通じて、指定避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。
- 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

■指定避難所の要配慮者への支援内容

項目	内容
ケアサービスリストの作成	○必要な介護・介助要員の種別、人数 ○必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○踏み板等の設置による段差の解消 ○簡易ベッド ○パーティション（間仕切り） ○車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等
要配慮者用スペースの確保	○少人数部屋への割り当て ○冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦や食事管理を要する者等に配慮した食事の供給 ○ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ボランティアによる個別情報伝達

第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送

1 福祉避難所等の確保

- 要配慮者対策班は、避難所班と連携して、要配慮者が避難所や在宅で介護等が困難で必要と認めるときは、福祉避難所等を確保するとともに、必要に応じて市内福祉施設等に緊急受入れを要請する。
- 福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から、応急危険度判定を受け、福祉避難所の開設を行う。
- 福祉避難所の確保について、病院、介護施設等との協定締結を推進する。

■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則としてたたみがある施設）
- 不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に特別受入れ要請

※資料編 2-7 福祉施設

2 福祉避難所等への移送

- 要配慮者対策班は、避難所班と連携して、福祉避難所等が確保されたときは、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、すみやかに要配慮者等を移送する。この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

■福祉避難所等への移送の方法

- 要配慮者対策班による移送措置
- 障がい者支援組織等による移送措置
- 指定避難所入所者の協力支援による移送措置
- バス会社、医師会、高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

3 福祉避難所の管理・運営

- 市が福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣し、内閣府（防災担当）作成の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づき、福祉避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。
- 大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

第5 要配慮者への各種支援

- 要配慮者対策班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や指定避難所等の要配慮者に対し、次のような巡回ケアサービス、相談支援、広報活動等を行う。

■在宅等の要配慮者への支援内容

- 保健師健康相談チーム、こころのケアチーム、地域リハビリテーションチーム等専門チームの巡回相談、ケア等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等
- 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用した生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供
- 新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を活用した生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供
- 必要に応じた救護所、巡回医療班、主治医との連携調整による医療の確保

第6 福祉仮設住宅の供給

- 住宅班は、要配慮者対策班と連携し、県と協議のうえ必要があると認めるときは、要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。
- 建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第7 福祉仮設住宅での支援

- 要配慮者対策班は、保健福祉環境事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康状態の把握や健康支援、安否の確認や健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣、その他要配慮者向けサービスの実施

第8 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

- 災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、市はこれらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていく。
- これらの要配慮者に対する福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

■要配慮者への対応

- 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
- 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- 保護者を亡くした児童の里親等への委託
- 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

第9 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援

- 市は、県、関係機関や関係団体等の協力を得て、災害時には外国人、旅行者、帰宅困難者への支援を行う。

1 外国人の支援

- 市民・ボランティア班は、県、警察署、国際交流センター、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。
- 県が実施する外国人県民相談、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアで広報を行う。
- 外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターと連携を図り、外国語が会話可能なボランティアを確保する。

2 旅行者への対策

- 市は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。
- ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、指定避難所等の情報を伝達する。

3 帰宅困難者への支援

- 通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水などの情報、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。
- 職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、指定避難所等において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。
- むやみに移動を開始しないという基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努める。

第10 災害対応に携わる者への支援

- 市は、救助、救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係わる業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員等も参画して、すみやかに実施できるよう災害発生直後から臨時託児所の開設など、子育て・介護支援を行う。
- 子育て、介護支援に必要な施設の早期復旧が困難な場合は、指定避難所や市庁舎等において、緊急対応の場として一時的に利用することを検討する。

第14節 遺体搜索及び収容火葬計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 遺体の搜索	●			消防班
第2 遺体の処理、検案	●			保健医療班、環境衛生班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			環境衛生班
第4 遺体の火葬		●		市民・ボランティア班、環境衛生班

第1 遺体の搜索

1 遺体の搜索

- 消防班は、消防本部と連携し、災害による周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対し、警察署、自衛隊等と協力して搜索を行う。
 - 救出作業あるいは搜索中、遺体を発見したときは、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届出る。
 - 病院等の医療機関以外において検案場所を確保する。場所は、遺体安置所に準じる。
- ※災害救助法による遺体の搜索の詳細は、県地域防災計画等を参照する。

2 漂着遺体の取扱い

- 漂着遺体は、次のように取り扱う。

■漂着遺体の取扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき処理する。

3 搜索に必要な資機材の整備

- 市は、災害被害等により、広範囲な搜索活動や長期的な搜索のための自活等を実施するために必要な資機材を整備し、災害発生時に搜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

■必要な資機材

- 胴付長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等搜索用資機材
- 強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
- エアータント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
- 拡声器等広報用資機材

第2 遺体の処理、検案

1 遺体の見分・検視

- 警察は、遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けたときは、その死因及び身元を明らかにするため、死体取扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。
- 遺体の引取人がないとき又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書（死体見分調書）を添えて市に引き渡す。

2 遺体の処理

- 保健医療班は、市に引き渡された遺体を、医師による検案等の処理を行い、医師会等に対し、次のとおり遺体の処理を要請する。

※災害救助法による遺体の処理の詳細は、県地域防災計画等を参照する。

■遺体の処理

- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 遺体の一時保存（識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。）
- 検案（遺体の死因その他医学的検査）

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1 納棺用品等の確保

- 環境衛生班は、葬儀事業者等から、納棺用品、保管のためのドライアイス等を確保するとともに、葬儀事業者等に遺体の納棺を要請する。

2 身元の確認

- 環境衛生班は、行方不明者名簿の確認を行うとともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、住民等からの問い合わせ等に対応する。
- 遺族等の引取人があるときは、遺族等に遺体を引き渡す。
- 身元が判明した遺体については、総務班に報告する。

3 遺体の収容、安置

- 環境衛生班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋葬できない場合は、遺体安置所へ搬送し、次のとおり一時安置を行う。

■遺体安置所の場所

- 被災地に近い寺院等に設置する。
- 適当な施設が確保できないときは、指定避難所等へ設置する。

※資料編 13-1 遺体処理票

第4 遺体の火葬

1 埋火葬許可書

- 遺体の埋火葬許可書は、市民・ボランティア班が発行する。

2 火葬の実施

- 環境衛生班は、遺族等が遺体の火葬を行うことが困難なとき又は遺族がいないときは、次のように遺体の火葬を行う。

※災害救助法による遺体の火葬の詳細は、県地域防災計画等を参照する。

■火葬方法

- 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、火葬台帳を作成する。
- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣市町村等に協力を要請する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管し、市が指定する墓地に納骨する。
- 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理し、引き渡す。
- 外国人等の風俗、習慣、宗教等に配慮する。
- 火葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

※資料編 2-13 近隣火葬場

※資料編 13-2 遺留品処理票

第15節 文教対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			教育班、消防班
第2 応急教育			●	教育班、避難所班
第3 保育所（園）児童の安全確保、安否確認	●			保健医療班、消防班
第4 応急保育			●	保健医療班
第5 文化財対策		●		教育班、施設管理者

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

- 園長及び学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を樹立するとともに、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備を行い、PTA、地域との協力体制づくりに努めるとともに、園児、児童、生徒の安全を確保する。
- 常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備えて、次の措置を行う。

■事前準備

- 幼稚園・学校行事、会議、出張等を中止するとともに、状況に応じて市教育委員会に連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- 幼稚園児、児童、生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡及び引き渡し方法、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の安全性等を確認する。
- 市教育委員会、警察署・交番、消防署等関係機関との連絡網を確認すること。
- 勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- 事故等により、幼稚園、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部、消防班等と連携のうえ、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 下校時の危険防止

- 園長及び学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意を促す対応をする。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

- 園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることに危険が伴うときは、幼稚園、学校で園児等を保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護し、対応する。

4 安否の確認

- 教育班は、災害が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。
- 園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出書や教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先の園児、児童、生徒への照会及び連絡を行う。

5 教職員が被災した場合の措置

- 災害により教職員に被害が発生した場合、市教育委員会はすみやかに県教育庁筑豊教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

- 園長及び学校長は、各施設の被害を調査し、教育班と連携し、次のとおり応急教育の実施場所を確保する。
- 学校が指定避難所となる場合、指定避難所の運営は、市が行い、教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。
- 教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、指定避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

■応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○被害を免れた施設（特別教室、屋内体育館等） ○二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○被災地外の最寄りの幼稚園、学校、公共施設 ○応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

- 園長及び学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど、応急教育の実施について、すみやかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

- 教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等の必要な措置を講ずる。

2 指定避難所開設への協力

- 指定避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、避難所班から指定避難所開設の連絡を受けた場合は、指定避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。また、避難所派遣職員等と連携して指定避難所の運営に努める。

3 応急教育の内容

- 応急教育における教育、指導の内容は、概ね次のとおりとする。

■応急教育の内容

学習に関する教育内容	○教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目
健康・衛生に関する指導	○飲料水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴等身体の衛生指導
生活指導	○児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

4 学用品の調達及び給与

- 教育班は、災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

※災害救助法による学用品の給与の詳細は、県地域防災計画等を参照。

5 学校給食の措置

- 教育班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、次の点に留意し給食実施の可否について決定する。

■学校給食の留意事項

- 被害があっても、でき得る限り学校給食を継続実施するように努める。
- 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに給食が実施できるよう努める。
- 指定避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意し、給食を実施する。
- 感染症・食中毒が発生しないよう、衛生管理について特に留意し、給食を実施する。

6 被災児童・生徒へのメンタルケア

- 教育委員会、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

第3 保育所（園）児童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

- 保育所（園）長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、保育所（園）児童の安全を確保する。
- 事故等により保育所（園）等にガスの漏出又は火災等の危険があるときは、消防本部、消防班等と連携のうえ、保育所（園）児童を安全な場所に避難誘導する。

2 園児等の保護

- 保育所（園）長は、保護者の迎えがないときは、保育所（園）等において保育所（園）児童を保護する。

3 安否の確認

- 保健医療班は、災害が発生したときは、保育所（園）長を通じて保育所（園）児童及び職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育

- 保健医療班は、保育所（園）長を通じて保育施設の被害状況を把握し、施設復旧に努める。既存施設で保育が行えないときは、臨時的な保育施設を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、通常の保育措置の手続きを省き、一時的保育を行う。

第5 文化財対策

- 文化財所有者（防火管理を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を教育班に通報する。
- 市が所有者又は管理する文化財については、教育班がその被害状況の調査を実施して県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第16節 応急仮設住宅提供等計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 空家住宅への対応			●	住宅班
第2 応急仮設住宅の建設等			●	住宅班、本部班、被災者支援班
第3 応急仮設住宅の入居者選定			●	住宅班、本部班、被災者支援班
第4 被災住宅の応急修理			●	住宅班

第1 空家住宅への対応

- 住宅班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等に市営住宅等の空家情報を提供し、被災者の相談に対応する。

■空家住宅の募集

市	市営住宅・県営住宅等の公営住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅

第2 応急仮設住宅の建設等

- 県は、災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅を建設する。また、県知事により救助事務を市が行うこととされた場合又は県知事の実施を待つことができない場合は市長がこれを行う。
- 災害救助法が適用されない小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて市営住宅、公民館等の既存施設を応急住宅として提供する。
- 迅速な対応や既存住宅の有効活用の観点から、民間賃貸住宅の空家を借り上げ応急仮設住宅として活用することを検討する。

1 応急仮設住宅建設用地の設定

- 住宅班は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先し、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を設定する。

2 需要の把握

- 住宅班は、本部班及び被災者支援班と連携して、被害調査の結果及び応急仮設住宅への入居希望世帯数等により、入居資格基準及び該当者を広報で周知した後、必要な応急仮設住宅の概数を把握する。
- 仮設住宅入居の申し込みは、被災者相談窓口又は指定避難所にて受け付ける。
- 被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

3 応急仮設住宅の建設

- 住宅班は、県と十分に協議し、応急仮設住宅の建設に関する計画を樹立し、実施する。応急仮設住宅は、建設事業者等に協力を要請し、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮し、福岡県災害救助法施行規則に示されている規模や仕様に基づき建設を行う。

■応急仮設住宅の建設に関する事項

建設の基準	建設の基準は、災害救助法の規定による。住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	仮設住宅建設の工事は、建設事業者に協力を要請する。
建設期間	災害発生日から 20 日以内を目標に着工し、すみやかに完成する。
建設戸数	住家の全壊・全焼・流失した世帯数の 3 割以内を基準とする。 ただし、やむを得ないときは、周辺市町村と対象数を調整する。

4 福祉仮設住宅の設置

- 災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、かつ老人居宅介護などの事業等に利用しやすい構造及び設備を有するできる施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置することができる。

5 集会所の設置

- 災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6 応急仮設住宅の管理

- 住宅班は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の管理を行う。県で実施した応急仮設住宅のときは、その管理に協力する。
- 管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図る。
- 行政区等の役員に男女共同参画を推進し、女性や子育て家庭等の多様なニーズを反映できるように配慮する。
- 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。
- 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から 2 年以内とする。

第3 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

- 応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による入居対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○住家が全焼、全壊又は流失した者 ○自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者 <p>※被災地における住民登録の有無は問わない</p> |
|---|

2 入居者の選定

- 住宅班は、本部班及び被災者支援班と連携して、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。
- 県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第4 被災住宅の応急修理

- 住宅班は、災害救助法が適用されない場合において、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に不可欠な部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

※災害救助法による被災住宅の応急修理は、県地域防災計画等を参照する。

※資料編 5-7 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

1 応急修理の実施対象者

- 応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■対象者

- | |
|---|
| ○住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者 |
| ○自らの資力では、住家の修理ができない者 |

2 応急修理

- 応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分について実施（給付）するに留める。
- 建築事業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。

■県へのあつせん依頼時の連絡事項

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ○被害戸数（半焼・半壊） | ○派遣を必要とする建築事業者数 |
| ○修理を必要とする戸数 | ○連絡責任者 |
| ○調達を必要とする資機材の品目及び数量 | ○その他参考となる事項 |

3 市営住宅の応急修理

- 住宅班は、市営住宅の被害調査を行い、必要度の高い住宅から修理を実施する。

4 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

- 県は、災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者の住宅に関する相談等を行う。
- 市は、県と連携し、被災者に適切な相談窓口を設置し、被災者への適切な対応を図る。また、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

第 17 節 災害警備計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第 1 防犯活動への協力			●	避難所班、消防班、関係各班

第 1 防犯活動への協力

- 市は、震災や風水害など自然災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、警察機関、消防組織等と連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、次のとおり防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1 巡回パトロール

- 消防班は、自主防災組織、消防本部、警察署と連携し、火災予防、放火、窃盗、性暴力、DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー行為、児童虐待及びその他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

- 避難所班は、防犯協会に対し、指定避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。
- 関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第18節 公共施設等応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 上水道施設	●			水道班
第2 電力・ガス・通信・鉄道施設	●			九州電力(株)、ガス事業者、通信事業者、J R 九州(株)、J R 貨物(株)
第3 道路・橋梁施設	●			建設班、関係機関
第4 河川、水路、ため池	●			建設班、関係機関
第5 その他の公共施設	●			各施設管理者

第1 上水道施設

- 水道班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、すみやかに次のとおり応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1 応急対策

- 水源池、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

- 市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源池から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 電力・ガス・通信・鉄道施設

- 電気事業者、ガス事業者、通信事業者及び鉄道事業者は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、各自が定めた防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1 電力施設

- 電力施設事業者は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、次のとおり応急復旧対策を行う。

(1) 応急対策

- 社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

(2) 復旧対策

- 市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食料、衛生対策の手配等

2 ガス施設

- ガス事業者は、災害が発生した場合、災害に関する規程に基づき、次のとおり応急対策を行う。

(1) 緊急対策

- 社内に災害対策本部を設置し、被害状況を調査し、社内各部署の連絡協力のもと緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害防止措置（避難区域の設定、火気の使用停止等）

(2) 復旧対策

- 被災の正確な情報を収集し、すみやかに復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ごみ焼却場等社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- 復旧計画の策定
- 災害広報
- 復旧要員の確保
- 救援要請
- 代替熱源等の提供

3 通信施設

- 通信事業者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、次のとおり応急復旧対策を行う。

(1) 応急対策

- 社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■ 応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置、携帯電話の貸出し（㈱NTTドコモ（九州支社））
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先

(2) 復旧対策

- 復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■ 優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

4 鉄道施設

- 鉄道事業者（JR九州㈱）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、防災実施計画に基づき、次のとおり応急復旧対策を行う。

■ 鉄軌道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 鉄軌道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(1) 駅舎及び駅構内等

- 駅長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

(2) 客車運行中

- 旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

(3) 貨車運行

- 危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒はそのお

そのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関にすみやかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

- 引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。
- 可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立入りを禁止する。

第3 道路・橋梁施設

- 建設班は道路管理者と連携し、災害が発生したときは、各所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、次のとおり応急復旧対策を行う。
- 応急復旧対策に当たっては、災害対応拠点をつなぐ道路（啓開道路）やライフライン事業者の被災状況を考慮して応急復旧の優先順位を決定する。

1 応急対策

- 災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- 通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。
- 市道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

※資料編 1-12 道路危険箇所

2 復旧対策

- 市道が被災したときは、建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。
- 市単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第4 河川、水路、ため池

- 建設班は河川管理者と連携し、河川施設等の緊急点検を実施して被害状況と危険箇所を把握し、河川、水路を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。
- 市管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。
- 建設班は、ため池管理者と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の地域住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。
- ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、すみやかに応急対策を行う。

■ため池施設の応急対応

- 被害が生じた場合は、すみやかに県、関係機関へ通報する。
- 人命を守るため、ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。
- 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第5 その他の公共施設

- 市庁舎、公民館、学校、福祉センター、図書館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、次のとおり応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査をすみやかに行う。
- 危険箇所に対し、立入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

- 大規模災害等の緊急時において、市の重要業務で使用している情報システム（住民基本台帳、戸籍、課税など）の継続や早期復旧ができるような体制やマニュアル等を整備するように努める。

第19節 二次災害防止計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 危険物の安全対策	●			本部班、関係機関
第2 二次災害の防止	●			建設班、住宅班、関係機関
第3 広報及び避難対策	●			情報班、本部班、建設班、消防班

第1 危険物の安全対策

- 大規模災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限にとどめるため、市は、県及び関係機関と相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第2 二次災害の防止

- 市は、県、他市町村及び関係機関と連携し、二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者、県防災エキスパート会、県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行うものとする。

*アドバイザー制度・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

■危険箇所の安全対策

区分	対象地域・箇所	措置
危険斜面	第2章第2節第7「土砂災害防止計画」を参照	◆立入り禁止の措置 ◆落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	◆幹線道路沿道の建物 ◆小中学校通学路沿道の建物	◆立入り禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内を目安に) ◆沿道通行禁止措置の実施 ◆幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の同意を得て、市が行う)
ブロック塀等		◆倒壊、落下危険の標識設置 ◆通学路沿道のブロック塀等の取り壊し (所有者の同意を得て、市が行う)

(注) 被災建築物の応急危険度判定は、第4章 第16節 第1、第2を参照。

第3 広報及び避難対策

- 情報班は、二次災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、建設班は不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、本部班は適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合はすみやかに適切な避難対策を実施するものとする。
- 本部班は、消防本部、消防班の協力を得て、必要に応じ避難指示等の措置を講ずる。

第4章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 職員の動員配備	●			本部班、受援班
第2 警戒活動	●			本部班
第3 災害警戒本部の設置	●			本部班
第4 災害対策本部の設置	●			本部班
第5 災害対策本部の運営	●			本部班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

○ 災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準により行う。

■ 配備基準【地震災害】

配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
注意配備	○市内で震度3の地震が発生したとき ○その他防災対策課長が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達 ・ 警戒予防活動	・ 防災対策課
災害警戒本部	○市内で震度4の地震が発生したとき ○その他災害警戒本部長（副市長）が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達 ・ 警戒予防活動	・ 災害警戒本部会議委員 ・ 防災対策課 ・ 消防団 ・ 各対策部長にあらかじめ指定された職員
災害対策本部	○市内で震度5弱の地震が発生したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達 ・ 避難者の受入れ ・ 広報活動 ・ 被害調査 ・ 応急対策活動	・ 災害対策本部会議委員 ・ 防災対策課 ・ 消防団 ・ 各対策部長にあらかじめ指定された職員

配備		配備基準	主な活動内容	配備要員
災害対策本部	第2配備	○市内で震度5強の地震が発生したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・避難者の受入れ ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動	・災害対策本部会議委員 ・全課長 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
	第3配備	○市内で震度6以上の地震が発生したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・避難者の受入れ ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動 ・受援活動	・全職員 ・消防団

※各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※市職員は、気象庁HPや市HP・LINE・Twitter、防災メール・まもるくん等から警報情報等を得、可能な限り自宅待機する。

※配備担当職員は、各課等であらかじめ決めておく。

※資料編 3-5 嘉麻市災害対策本部配備基準

2 動員指令

- 第3章第1節第1「2動員指令」を参照。

3 参集場所

- 各職員は、勤務時間内・勤務時間外を問わず、各自の所属先に参集する。ただし、交通断絶等で指定の参集場所に参集が困難なときは、最寄りの市庁舎又は指定緊急避難場所・指定避難所へ参集する。
- 勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したとき、職員は参集途上に地区内の被害状況を把握し、地域防災拠点に参集し、報告する。

4 参集の報告

- 第3章第1節第1「4参集の報告」を参照。

5 職員の動員要請

- 第3章第1節第1「5職員の動員要請」を参照。

第2 警戒活動

1 警戒活動

- 防災対策課長は、災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、防災担当職員（防災対策課）を配備する。

■注意配備の設置基準

配備基準	配備要員
○市域で震度3の地震が発生したとき ○その他、防災対策課長が必要と認めるとき	・防災対策課

2 活動体制、活動内容

- 震災警戒体制として、防災担当職員は、次のとおり警戒活動を行う。

■活動内容

- 地震情報等の収集伝達
○警戒予防活動

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

- 副市長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、警戒配備体制として、関係各班（各班）の担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

配備基準	配備要員
○市域で震度4の地震が発生したとき ○その他災害警戒本部長（副市長）が必要と認めるとき	・災害警戒本部会議委員 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員

2 設置、指揮の権限

- 第3章第1節第3「2 設置、指揮の権限」を参照。

3 活動内容

- 災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 地震情報等の収集伝達
○警戒予防活動

4 災害警戒本部の廃止等

- 第3章第1節第3「4 災害警戒本部の廃止等」を参照。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

- 災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、市長は、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて担当職員を配備する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

■災害対策本部の設置基準

配備		配備基準	配備要員
災害対策本部	第1配備	○市内で震度5弱の地震が発生したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・災害対策本部会議委員 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
	第2配備	○市内で震度5強の地震が発生したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・災害対策本部会議委員 ・全課長 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
	第3配備	○市内で震度6以上の地震が発生したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・全職員 ・消防団

※資料編 4-4 嘉麻市災害対策本部条例

※資料編 4-5 嘉麻市災害対策本部設置規程

■災害対策本部の設置場所

- 第3章第1節第4「1 災害対策本部の設置 ■災害対策本部の設置場所」を参照。

2 現地災害対策本部

- 第3章第1節第4「2 現地災害対策本部」を参照。

3 災害対策本部の廃止

- 第3章第1節第4「3 災害対策本部の廃止」を参照。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

- 第3章第1節第4「4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等」を参照。

第5 災害対策本部の運営

- 第3章第1節第5「災害対策本部の運営」を参照。

第2節 応援要請・受入れ計画

- 第3章第2節「応援要請・受入れ計画」を参照。

第3節 災害救助法適用計画

- 第3章第3節「災害救助法適用計画」を参照。

第4節 防災気象情報等伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 通信体制の確保	●			本部班、情報班
第2 地震情報の収集伝達	●			本部班、情報班
第3 異常現象発見時における措置	●			本部班、情報班

第1 通信体制の確保

- 第3章第4節第1「通信体制の確保」を参照。

第2 地震情報の収集伝達

- 地震が発生した場合、緊急地震速報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施するうえで不可欠となる情報である。
- このため、緊急地震速報等の収集伝達を迅速・確実に行う。

1 地震関連情報の発表

- 福岡管区気象台又は気象庁本庁は、地震に関する情報を発表する。
- 本部班及び情報班は、地震を覚知した場合、すみやかに県防災情報システム、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

■地震情報の種類

種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	○地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
地震回数に関する情報	地震が多発	○地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

※ 本市は震度発表地域区分「福岡県筑豊」の地域に属する。なお、震度速報は、地震発生の第一報であり、各県をいくつかに分割した地域ごとの震度をまず発表する。市町村ごとの詳細な震度は、その後の震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報で知らせる。

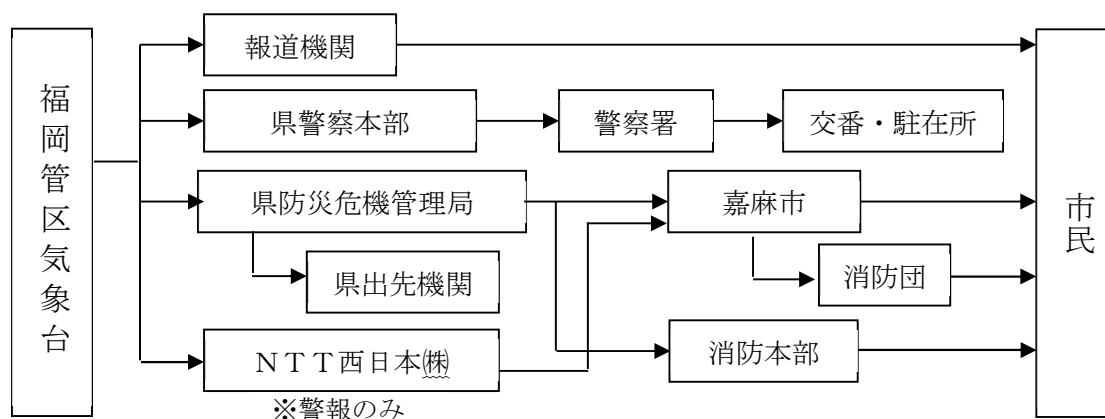
(資料：気象庁)

※資料編 5-2 気象庁震度階級関連解説表

2 情報の伝達系統

- 本部班及び情報班は、地震の関連情報の収集、伝達を行い、すみやかに市民及び関係機関へ伝達する。
- 市民への周知については、下図の他に市HP、全国瞬時警報システム(J-ALEERT)、災害情報伝達システム、福岡県震度情報ネットワークシステム、防災情報等メール配信システム等のさまざまなツールを活用し、適宜行う。

■地震関連情報の伝達系統



3 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

- 地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○防災初動体制の早期確立を図るため、県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。○地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。
※市内は、各庁舎に計測震度計を設置している。 |
|--|

第3 異常現象発見時における措置

- 第3章第4節第6「異常現象発見時における措置」を参照。

第5節 被害情報等収集伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 地震災害の警戒・巡視活動	●			本部班、建設班、消防班、関係各班
第2 初期情報の収集	●			情報班、関係各班
第3 被害調査	●			被害調査班、本部班、関係各班
第4 災害情報の取りまとめ	●			情報班、被害調査班
第5 安否情報の収集・提供	●			情報班
第6 県、関係機関への被害報告、通知	●			本部班
第7 国への被害報告	●			本部班

第1 地震災害の警戒・巡視活動

- 本部班、建設班及び消防班は、各々連携し、地震災害の警戒活動を行う。
- 危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。
- その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 重要施設の警戒・巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への地震災害情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 地区避難所の施設提供と自主避難者への対応

第2 初期情報の収集

- 第3章第5節第2「初期情報の収集」を参照。

第3 被害調査

- 第3章第5節第3「被害調査」を参照。

第4 災害情報の取りまとめ

- 第3章第5節第4「災害情報の取りまとめ」を参照。

第5 安否情報の収集・提供

- 第3章第5節第5「安否情報の収集・提供」を参照。

第6 県、関係機関への被害報告、通知

- 第3章第5節第6「県、関係機関への被害報告、通知」を参照。

第7 国への被害報告

- 本部班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当するとき、一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内に、可能な限りすみやかにかつ分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告し、その後すみやかに被害状況を報告する。また、必要に応じて、防災関係機関に対し災害状況を連絡し、必要な応援等を要請する。
- 県に被害状況等が報告できない場合、直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

■直接即報基準

- 地震が発生し、市内で震度 5 強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）
- 人的被害又は住家被害を生じたもの

※資料編 5-3 火災・災害等即報要領

※資料編 8-7 火災・災害等即報要領様式

第6節 広報・広聴計画

- 第3章第6節「広報・広聴計画」を参照。

第7節 避難計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 避難の指示等	●			本部班、関係各班
第2 警戒区域の設定	●			本部班、消防班
第3 避難誘導	●			要配慮者対策班、教育班、消防班、保健医療班、関係各班
第4 広域的避難者の受入れ		●		本部班
第5 指定避難所の開設	●			避難所班、本部班
第6 指定避難所の運営		●		避難所班、教育班

- 市は、災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合には、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるため、避難指示等、緊急安全確保、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の指示等

1 高齢者等避難

- 第3章第7節第1 1「高齢者等避難」を参照。

2 避難の指示権者

- 第3章第7節第1 2「避難の指示権者」を参照。

3 避難指示等の区分

- 第3章第7節第1 3「避難指示等の区分」を参照。

4 避難指示等の基準

- 市長が行う避難指示等の発令は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は予想され、市民等の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあることを基準として実施する。
- 避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保を指示することができる。
- 避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該指示に関する事項について助言を求める。

■地震の場合の発令基準

- 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
- 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき
- 地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき
- ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
- その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

5 避難の指示等の伝達

(1) 避難指示等の伝達

- 本部班は、避難指示等を発令した際は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに市防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。
- この場合、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。情報の伝わりにくい要配慮者、避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	本部班及び関係各班	市防災行政無線、緊急速報メール、市HP・LINE・Twitter、福岡県災害緊急情報自動配信システム、広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク、有線放送等
伝達事項	○避難対象地域	○避難指示等の理由
	○避難先	○注意事項（戸締まり、携行品）等
	○避難経路	

(2) 防災気象情報等と避難情報の連携

- 地震発生時とその後の余震等の警戒時に応じて、住民がとるべき行動を分け、「住民に行動を促す情報」及び「住民自ら行動をとる際に参考となる情報」との対応を明確にし、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。
- 住民に行動を促す情報等は以下のとおりとする。

■住民がとるべき行動と防災気象情報の関係

住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民自ら行動をとる際に参考となる情報
	避難情報等	
(地震発生時) 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急地震速報	地震情報
(余震等の警戒時) 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する	避難指示 緊急安全確保	地震情報

※ 地震情報：第4章第4節第2 1「地震関連情報の発表」を参照。

6 県・関係機関への報告、要請

- 第3章第7節第1 6「県・関係機関への報告、要請」を参照。

7 解除とその伝達、報告

- 第3章第7節第1 7「解除とその伝達、報告」を参照。

第2 警戒区域の設定

- 第3章第7節第2「警戒区域の設定」を参照。

第3 避難誘導

- 第3章第7節第3「避難誘導」を参照。

第4 広域的避難者の受入れ

- 第3章第7節第4「広域的避難者の受入れ」を参照。

第5 指定避難所の開設

- 第3章第7節第5「指定避難所の開設」を参照。

第6 指定避難所の運営

- 第3章第7節第6「指定避難所の運営」を参照。

第8節 救急・救助・消防活動計画

- 第3章第8節「救急・救助・消防活動計画」を参照。

第9節 医療救護計画

- 第3章第9節「医療救護計画」を参照。

第10節 生活救援活動計画

- 第3章第10節「生活救援活動計画」を参照。

第11節 交通対策・緊急輸送計画

- 第3章第11節「交通対策・緊急輸送計画」を参照。

第12節 保健衛生、防疫、環境対策計画

- 第3章第12節「保健衛生、防疫、環境対策計画」を参照。

第13節 要配慮者支援計画

- 第3章第13節「要配慮者支援計画」を参照。

第14節 遺体搜索及び収容火葬計画

- 第3章第14節「遺体搜索及び収容火葬計画」を参照。

第15節 文教対策計画

- 第3章第15節「文教対策計画」を参照。

第16節 応急仮設住宅提供等計画

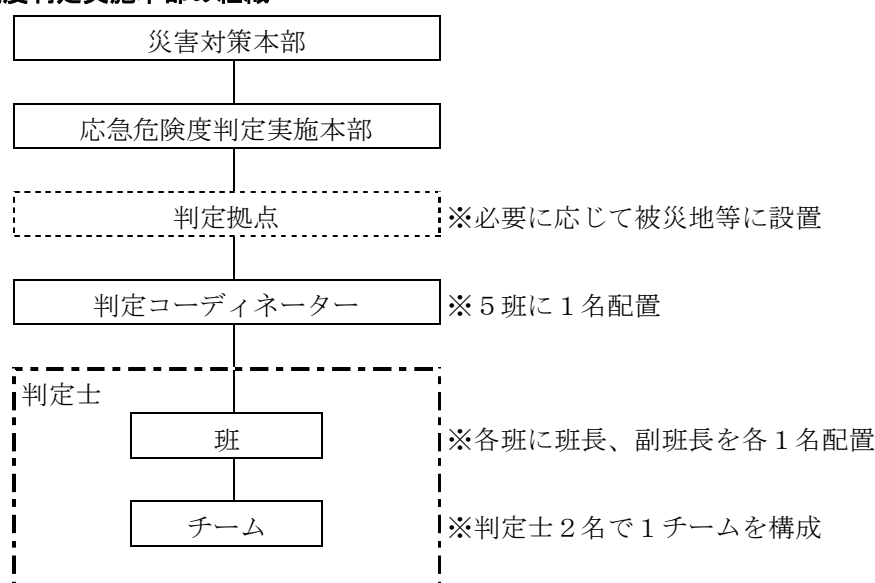
項目	初動	応急	復旧	担当
第1 被災建築物の応急危険度判定			●	住宅班
第2 被災宅地の危険度判定			●	住宅班
第3 空家住宅への対応			●	住宅班
第4 応急仮設住宅の建設等			●	住宅班、本部班、被災者支援班
第5 応急仮設住宅の入居者選定			●	住宅班、本部班、被災者支援班
第6 被災住宅の応急修理			●	住宅班

第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

- 本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めたときは、次のとおり応急危険度判定実施本部を設置する。
- 住宅班は、必要に応じて県及び福岡県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会の協力のもと、被災建築物応急危険度判定マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会編）（（一財）日本建築防災協会発行）等に基づき被災建築物の応急危険度判定を実施する。

■ 応急危険度判定実施本部の組織



■応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定士の確保

- 住宅班は、被災建築物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

■応急危険度判定士の確保

- 資格を有する職員の召集
- 市内建築関係団体への派遣要請
- 県、資格を有する関係団体への派遣要請

3 応急危険度判定実施本部の運営

- 実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 実施本部員は、実施本部長が定め、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

4 判定コーディネーター

- 判定コーディネーターは、事前登録された市職員が担当し、人員が不足するときには、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受入れ準備
- 判定士の受付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

5 判定作業

- 参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき応急危険度の判定を行い、判定結果に基づき、次に示す「危険」、「要注意」、「調査済（使用可）」のいずれかの判定ステッカーを、当該建物の見やすい場所に貼りつける。

■判定内容

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	○建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。
要注意	黄色	○建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。
調査済 (使用可)	緑色	○建築物の損傷が少ない場合で、建築物は使用可能である。

6 判定後の措置

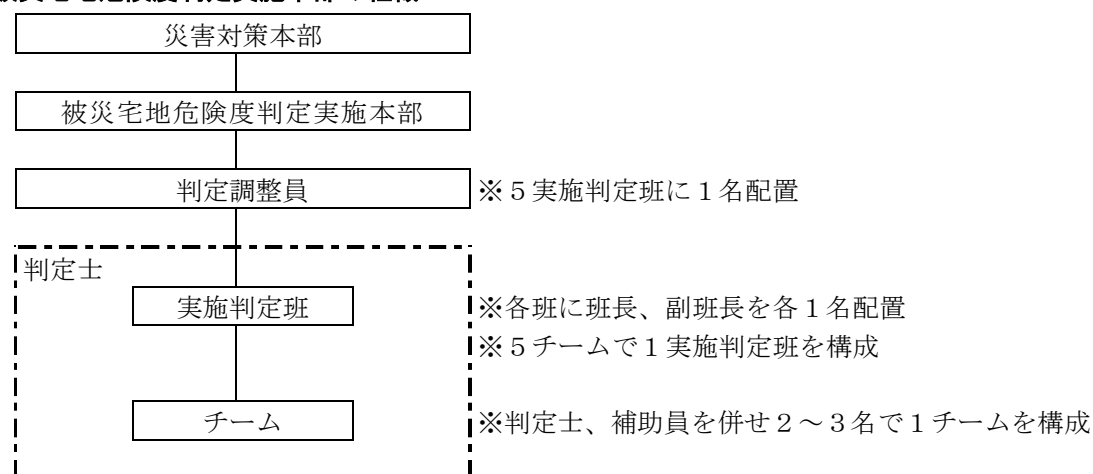
- 住宅班は、応急危険度判定の結果に基づき、「調査済み（使用可）」、「要注意」、「危険」のステッカーを建築物入口等に貼付することで注意を促し、二次災害を防止する。
- 「危険」と判断された建築物に対し、立入り禁止の措置を促す。

第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

- 本部長は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めたときは、次のとおり被災宅地危険度判定実施本部を設置する。
- 住宅班は、必要に応じて県及び福岡県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会の協力のもと、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災地危険度判定連絡協議会編）等に基づき次のように判定作業を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部の組織



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

○実施本部の設置	○判定士の受入れ
○県等への支援要請	○判定の実施
○判定士の参集要請、派遣要請	○判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

○擁壁	○排水施設
○宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面	○その他

2 被災宅地危険度判定実施本部の運営

- 実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 実施本部員は、実施本部長が定め、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定調整員

- 判定調整員は、事前に登録された市職員が担当する。人員が不足するときは、県に応援を要請する。
- 判定調整員は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受入れ準備
- 判定士の受付
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

- 参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺地域住民等へ周知する。
- 宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援により、別途調査を行う。

第3 空家住宅への対応

- 第3章第16節第1「空家住宅への対応」を参照。

第4 応急仮設住宅の建設等

- 第3章第16節第2「応急仮設住宅の建設等」を参照。

第5 応急仮設住宅の入居者選定

- 第3章第16節第3「応急仮設住宅の入居者選定」を参照。

第6 被災住宅の応急修理

- 第3章第16節第4「被災住宅の応急修理」を参照。

第17節 災害警備計画

- 第3章第17節「災害警備計画」を参照。

第18節 公共施設等応急対策計画

- 第3章第18節「公共施設等応急対策計画」を参照。

第19節 二次災害防止計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 震災消防活動	●			消防班、関係機関
第2 危険物の安全対策	●			本部班、関係機関
第3 二次災害の防止	●			建設班、住宅班、関係機関
第4 広報及び避難対策	●			情報班、本部班、建設班、消防班

第1 震災消防活動

- 大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防班は、出火防止措置及び消防活動を実施する。

第2 危険物の安全対策

- 第3章第19節第1「危険物の安全対策」を参照。

第3 二次災害の防止

- 第3章第19節第2「二次災害の防止」を参照。

第4 広報及び避難対策

- 第3章第19節第3「広報及び避難対策」を参照。

第5章 大規模事故等応急対策計画

第1節 大規模事故対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 大規模事故の応急対策	●			本部班、消防班、関係各班

第1 大規模事故の応急対策

1 大規模事故の対象と対応方針

- 大規模事故として対象となる災害は、次のとおりである。
- 大規模事故は、風水害及び地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市全域に甚大な被害が発生することはないといえる。
- 大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することを基本とする。

■対象となる災害の種類

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事における事故
- ガス、化学物質の漏洩、大規模なガス爆発
- その他

2 災害対策本部の設置

- 市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。
- 災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

- 本部班、消防班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に順次連絡する。
- 市及び関係機関でこれに対応できない場合は、県に応援を要請する。

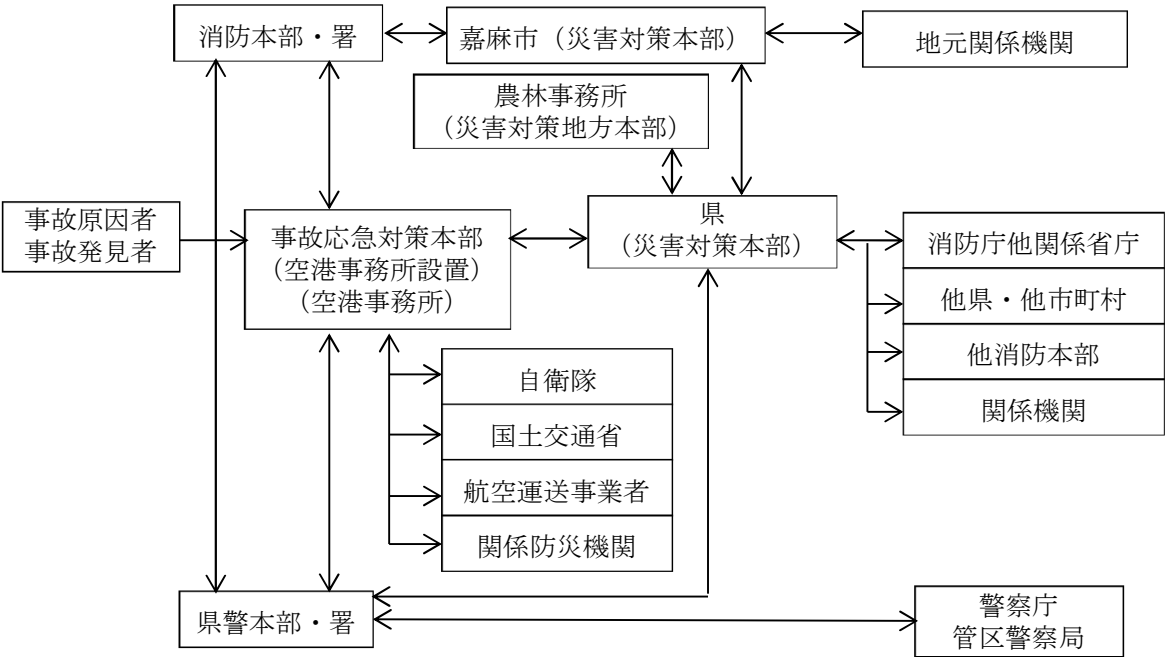
4 応急対策活動

- 市は、消防本部及び警察、事故発生元関係者と密接に連携し、次のとおり災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。
- 各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

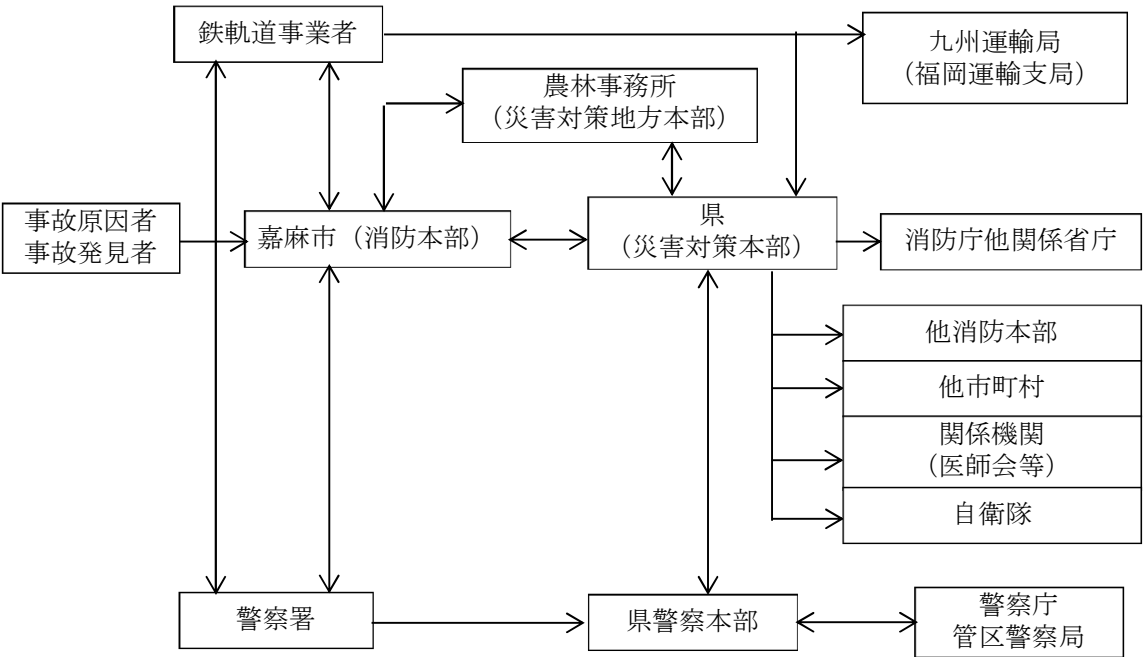
■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 関係防災機関との調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 死傷病者の身元確認
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに周辺地域住民に対する避難の指示等
- 県又は他の市町村に対する応援要請

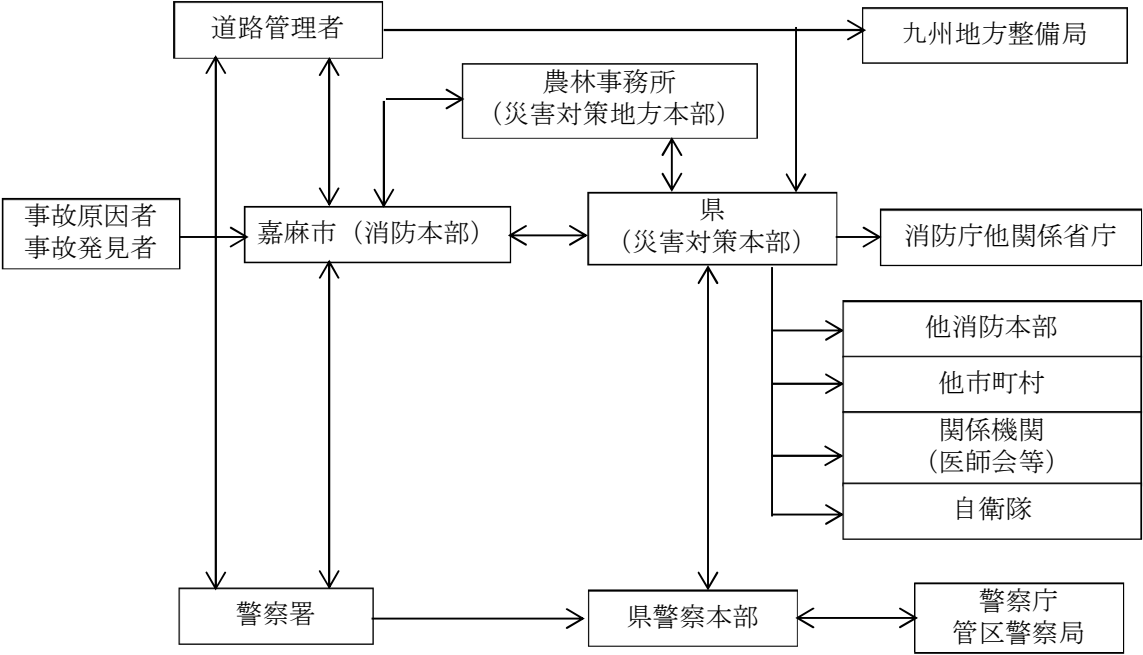
■航空災害情報伝達系統



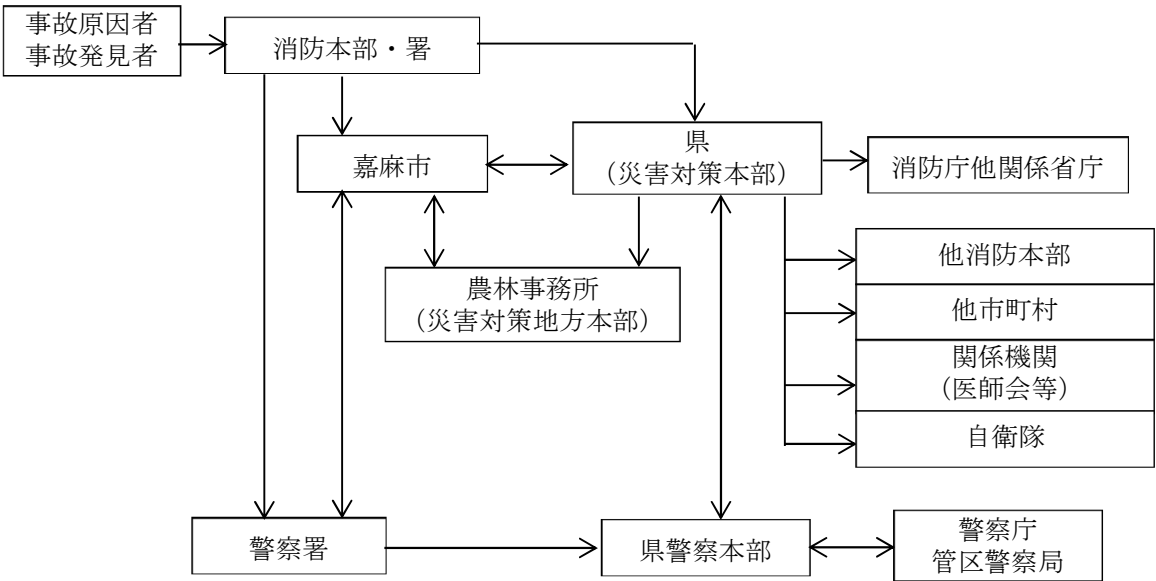
■鉄道災害情報伝達系統



■道路災害情報伝達系統



■大規模な火事災害情報伝達系統



第2節

危険物等災害対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 危険物等災害の応急対策	●			本部班、消防班、関係各班

第1 危険物等災害の応急対策

1 危険物等の対象と対応方針

- 本節における危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）で規定する「高压ガス」、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で規定する「火薬類」をいう。
- 危険物等により災害が発生したときは、消防班が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとり、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。
- 大規模地震等が発生したときは、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

2 災害対策本部の設置

- 市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。
- 状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

- 本部班、消防班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に順次連絡する。
- 市及び関係機関でこれに対応できないときは、県に応援を要請する。

4 応急対策活動

- 市は、災害の拡大を防止するため、次のとおり消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。
- 各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■主な活動内容

○事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
○被災者の救出、救護（搬送・収容）
○事故拡大防止のための消火その他消防活動
○警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに周辺地域住民に対する避難の指示等
○死傷病者の身元確認
○県又は他の市町村に対する応援要請
○関係防災機関との調整
○危険物等に関する規制

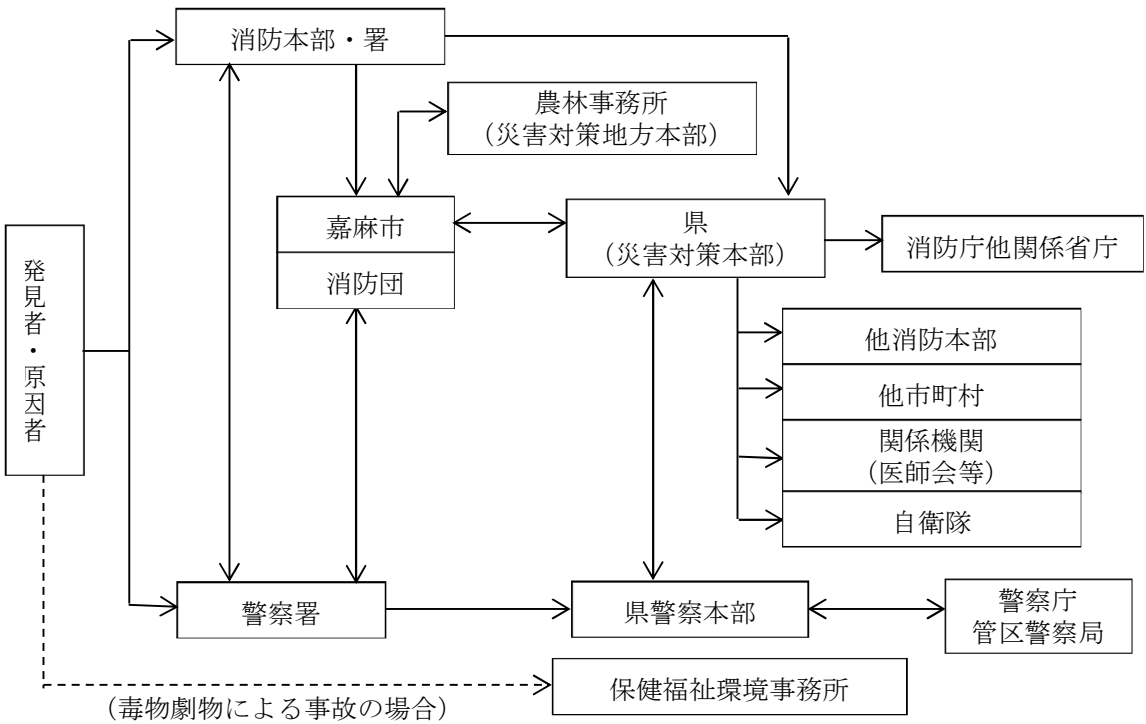
5 二次災害の防止措置

- 各種危険物を取扱い又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模地震等が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、消防、警察等関係機関へ通報し、次のとおりすみやかに必要な応急措置を行う。

■二次災害の防止措置

区分	応急対策
危険物施設	○危険物取扱い作業の緊急停止と安全点検 ○危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○消防、警察等関係機関への通報 ○従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施
毒物・劇物保有施設	○施設等の安全確認 ○汚染区域の拡大防止措置
高圧ガス施設	○製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 ○落下防止、転倒防止等の安全措施 ○火気使用禁止の広報や危険なときの警告、通報措置
火薬類貯蔵施設	○火薬類の安全な場所への移動 ○在置火薬類に関する情報収集 ○飛散火薬類等の検索回収 ○注水その他の延焼防止活動

■危険物等災害情報伝達系統



第3節 林野火災対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 林野火災の応急対策	●			本部班、建設班、消防班、関係各班

第1 林野火災の応急対策

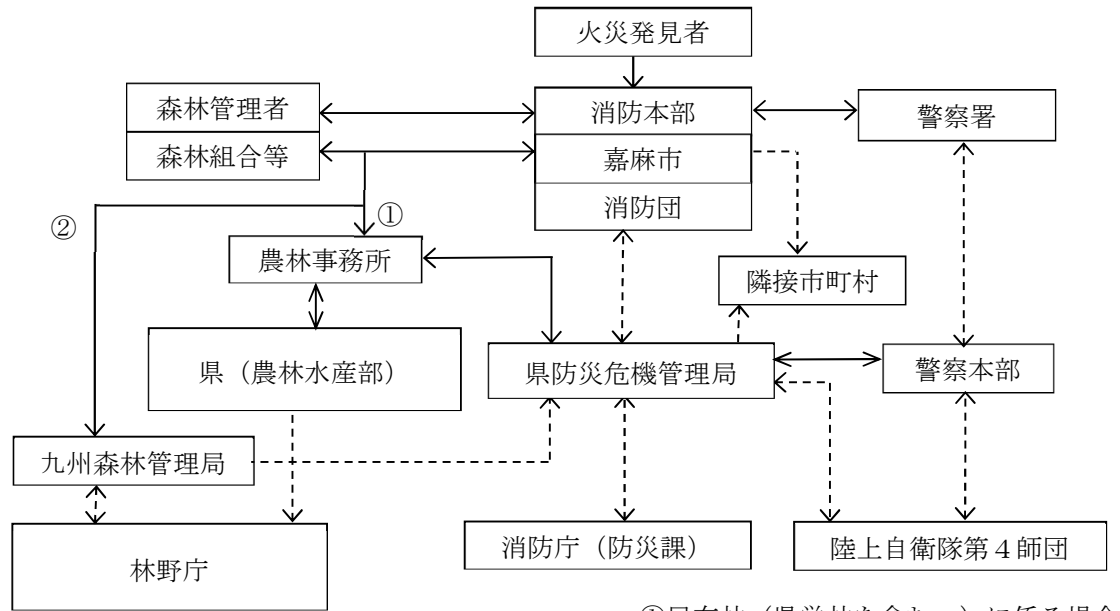
1 対応方針

- 林野火災が発生したときは、消防班が消火活動を行う。
- 林野火災は、消火活動が極めて困難であることから、空中消火の実施要請など、状況に応じては、近隣消防機関、県等の広域応援体制を確立し、対応を図る。

2 情報伝達

- 林野火災の発見者は、直ちに消防本部へ通報する。
- 市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県、隣接市町村、警察署等へ通報するとともに、状況に応じ、周辺地域住民、入山者等に対し周知を図る。
- 本部班は、火災の規模等が次の通報基準に達したとき又は特に必要があると認めたときは、県（防災危機管理局）に即時に通報を行う。

■火災通報の伝達系統



①民有林（県営林を含む。）に係る場合
②国有林に係る場合
—— 通常の通信系統
----- 必要に応じての通信系統

■通報基準

- 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの
- 空中消火を要請したもの
- 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- 人的被害が発生したもの

3 活動体制の確立

(1) 現場指揮本部の設置

- 消防本部及び消防団は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、林業関係団体、関係機関と連携、協力して防御にあたる。

(2) 関係機関への応援要請

- 火災が拡大し、消火困難と認めたときは、現地災害対策本部を設置し、消防相互応援協定や自衛隊の派遣要請に基づき広域的な応援体制をとる。

(3) 空中消火体制

- 林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利の利用不能な場合が多いため、必要に応じて空中消火を行う。
- 市は、次のとおり自衛隊等による円滑な空中消火を実施するための体制をとる。

■空中消火の実施方法

空中消火の要請	○地上消火が困難と認めるときは、県へ通報し、防災ヘリコプター（福岡市、北九州市の消防ヘリコプター等）、自衛隊ヘリコプター等の空中消火を要請する。
空中消火の支援体制	空中消火を円滑に行うため、次の措置を行う。 ○陸空通信隊の編成 ○林野火災用防災地図の作成 ○空中消火補給基地の設定 ○臨時ヘリポート等の設定 ○空中消火用資機材等の点検、搬入

(4) 報告及び記録

- 本部班は、建設班と連携し、焼損面積 20ha 以上のときは、林野火災調査資料を作成し、県に報告する。

4 応急対策活動

- 市は、消防本部と密接に連携し、次のとおり災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

※各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立ち入り制限、現場警戒並びに周辺地域住民に対する避難の指示等
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 関係防災機関との調整

第4節 放射線災害対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 放射線災害の応急対策	●			本部班、消防班、水道班、産業班、関係各班

第1 放射線災害の応急対策

1 放射線災害の対象と対応方針

- 本節における放射線災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱い施設」という。）からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。
- 放射線災害が発生したときは、消防本部、消防班が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

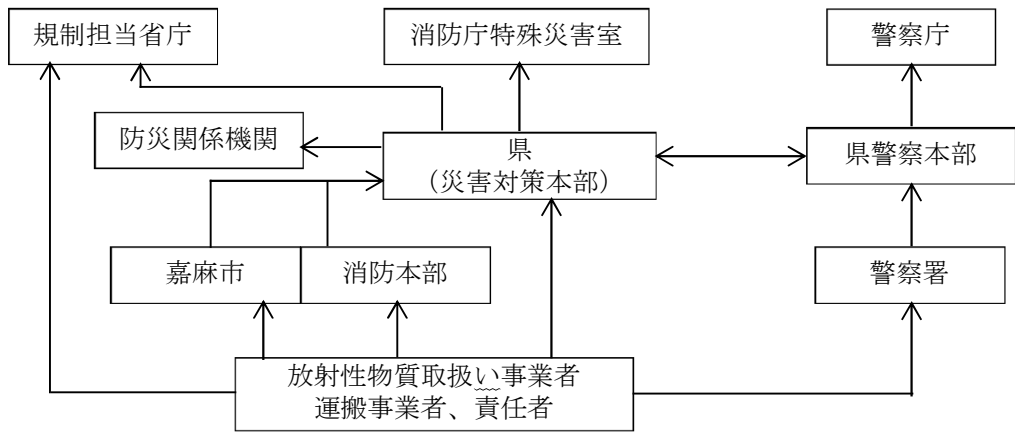
2 災害対策本部の設置

- 市長は、災害の状況を判断して、災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。
- 状況に応じては、現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

- 本部班、消防本部及び消防班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から次のとおり県及び関係機関に順次連絡する。
- 市及び関係機関でこれに対応できないときは、県に応援を要請する。

■運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統



4 応急対策活動

- 市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、次のとおり必要な応急対策を行う。
- ※各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 放射線量の測定、モニタリングの実施
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 指定緊急避難場所・指定避難所の開設
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに周辺地域住民に対する避難の指示等
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請

5 屋内退避・避難誘導等の防護活動

(1) 退避及び避難に関する基準

- 市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が次のO I Lに掲げる線量区分に該当し、又は該当するおそれがあると認められる場合は、国からの指示等に基づき、周辺地域住民に対し、屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示等避難の区分に応じた必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。
- その他放射性物質又は放射線により、周辺地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

■OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、周辺地域住民を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率) ^{※2}	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線： 40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線： 13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、周辺地域住民を1週間程度内に一時移転させるための基準 ^{※5}	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率) ^{※2}	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ^{※5}

※1 初期設定値：緊急事態当初に用いるO I Lの値。地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率のこと。表面汚染密度は約120Bq/cm²相当。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 地域生産物：放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

（資料：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

(2) 退避等の方法

- 市は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、対象者を退避又は避難させる。
- 避難時の服装等について、広報車及び消防団等により周辺地域住民への周知を図る。

■避難時の服装等

- ゴーグル、マスク、ビニールカップ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること
- 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと

6 飲料水、飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水、飲食物

- 水道班は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、O I L及び食品中の放射性物質の規格基準（食品衛生法）を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の必要な措置を講ずる。
- 水道水については、水道水中の放射性物質に係る管理目標値である放射性セシウム10ベクレル/kgを著しく超過する場合や長期間超過することが見込まれる場合、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講ずる。
- 汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

■飲食物摂取制限に関するOIL※¹

基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ²	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※ ³ (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率) ※ ⁴	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種※ ⁵	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁶
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※¹ IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である飲食物に係るスクリーニング基準を定める。

※² 初期設定値：緊急事態当初に用いるO I Lの値。地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※³ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値。

※⁴ 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※⁵ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。

※⁶ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(資料：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

(資料：県地域防災計画(原子力災害対策編))

(2)農林水産物の摂取及び出荷制限

○ 産業班は、前述の放射性物質の汚染結果により必要と認められた場合は、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者などに対し、県からの要請内容について周知するとともに、県が要請する措置を講じるよう要請する。

■必要となる措置

- 農作物の作付け制限
- 農林畜産物等の採取、漁獲の禁止
- 農林畜産物等の出荷制限
- 肥料・土壌改良資機材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- その他必要な措置

第5節 原子力災害対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 体制の整備	●			本部班
第2 情報の収集、提供	●			情報班、関係各班
第3 緊急避難		●		本部班、保健医療班
第4 原子力災害応急対策活動		●		本部班、水道班、産業班、教育班

第1 体制の整備

- 市は、すみやかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備え、市民への情報伝達体制等必要な措置をとるとともに、国、県、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

1 災害対策本部の設置

- 本部長は、原子力災害による影響が市に及ぶことが明らかとなった場合、災害対策本部を設置し、応急対策活動に必要な部・班を配備する。

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、本庁舎4階防災対策室に置く
- 災害対策本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部室前に「嘉麻市災害対策本部」等の標識を掲示する

2 災害対策本部の設置、指揮の権限

- 本部長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

■代行順位

第1順位 副市長 第2順位 防災対策課長 第3順位 総務課長

3 災害対策本部の廃止

- 本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

- 本部班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各班	○庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、市HP等
関係機関	○福岡県防災情報システム、一般電話、FAX、市HP等
市民等	○防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道・市HP・LINE ・Twitter等
報道機関	○福岡県防災情報システム、一般電話、FAX、市HP等

5 分掌事務

- 原子力災害に関し、市が処理すべき事務又は業務は次のとおりである。

■対処すべき事務又は業務

所掌事項
1 原子力防災に関する知識の普及と啓発 2 災害状況の把握及び伝達 3 緊急時モニタリングへの協力 4 広域的避難民等の受入に係る協力 5 市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限 6 市民等への汚染農水産物等の出荷制限等 7 被ばく者の診断及び措置への協力 8 放射性物質による汚染の除去 9 放射性物質の付着した廃棄物の処理 10 各種制限措置の解除 11 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 12 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 13 文教対策

第2 情報の収集、提供

1 定点・定期観測及び情報の提供

- 情報班は、関係機関等から放射能発生源に関する情報を収集するとともに、市内における放射能等の観測の体制を整え、観測値の変動に注視する。
- 市HP等を通じて随時市民に情報提供を行う。

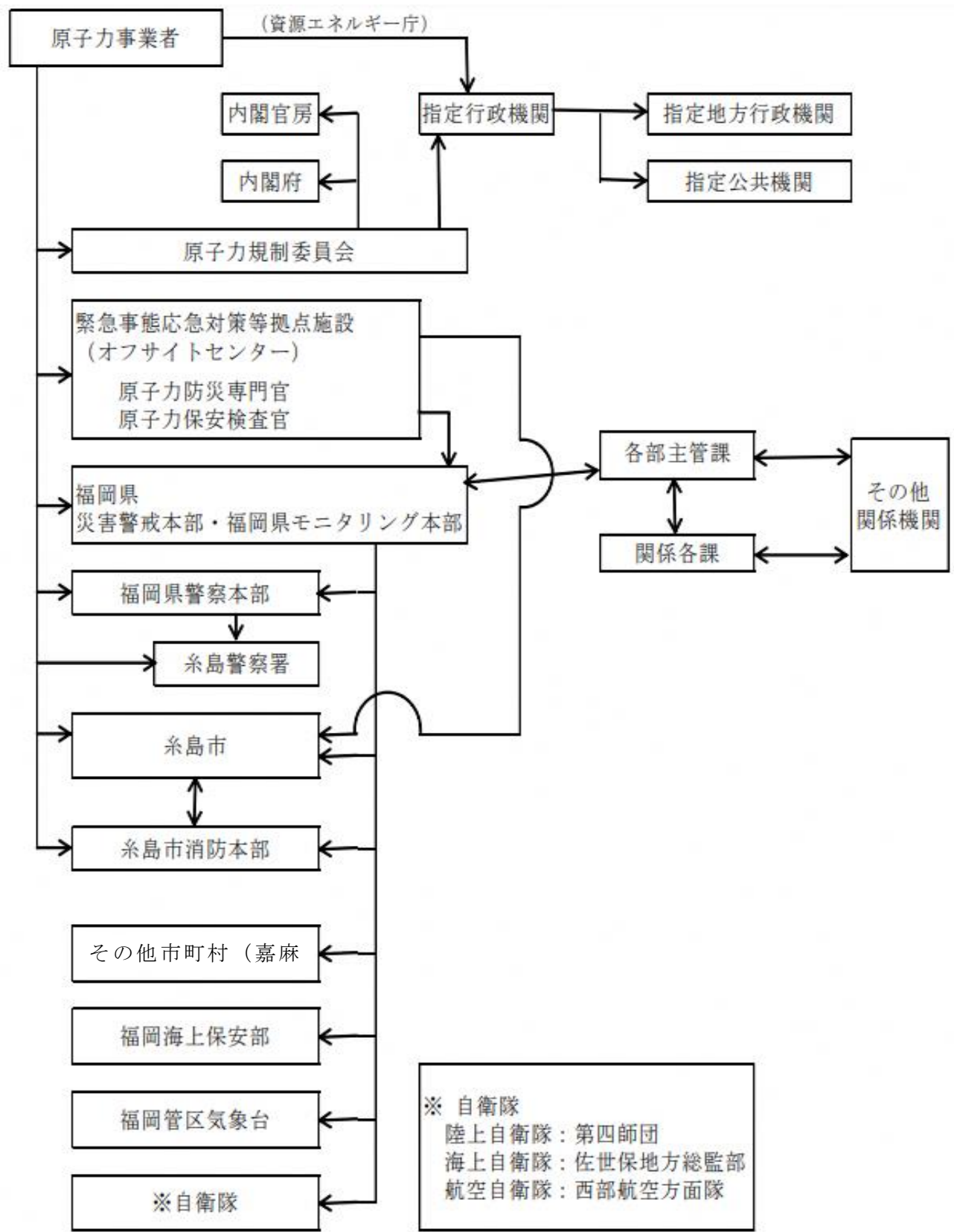
2 市民への情報伝達活動

- 情報班は、関係機関等から収集した原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制など、市民に対し正確かつきめ細かな情報を提供する。
- 情報提供に際しては、要配慮者に配慮する。
- インターネットや電子メール等を活用した情報提供を行う。
- インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制を図る。

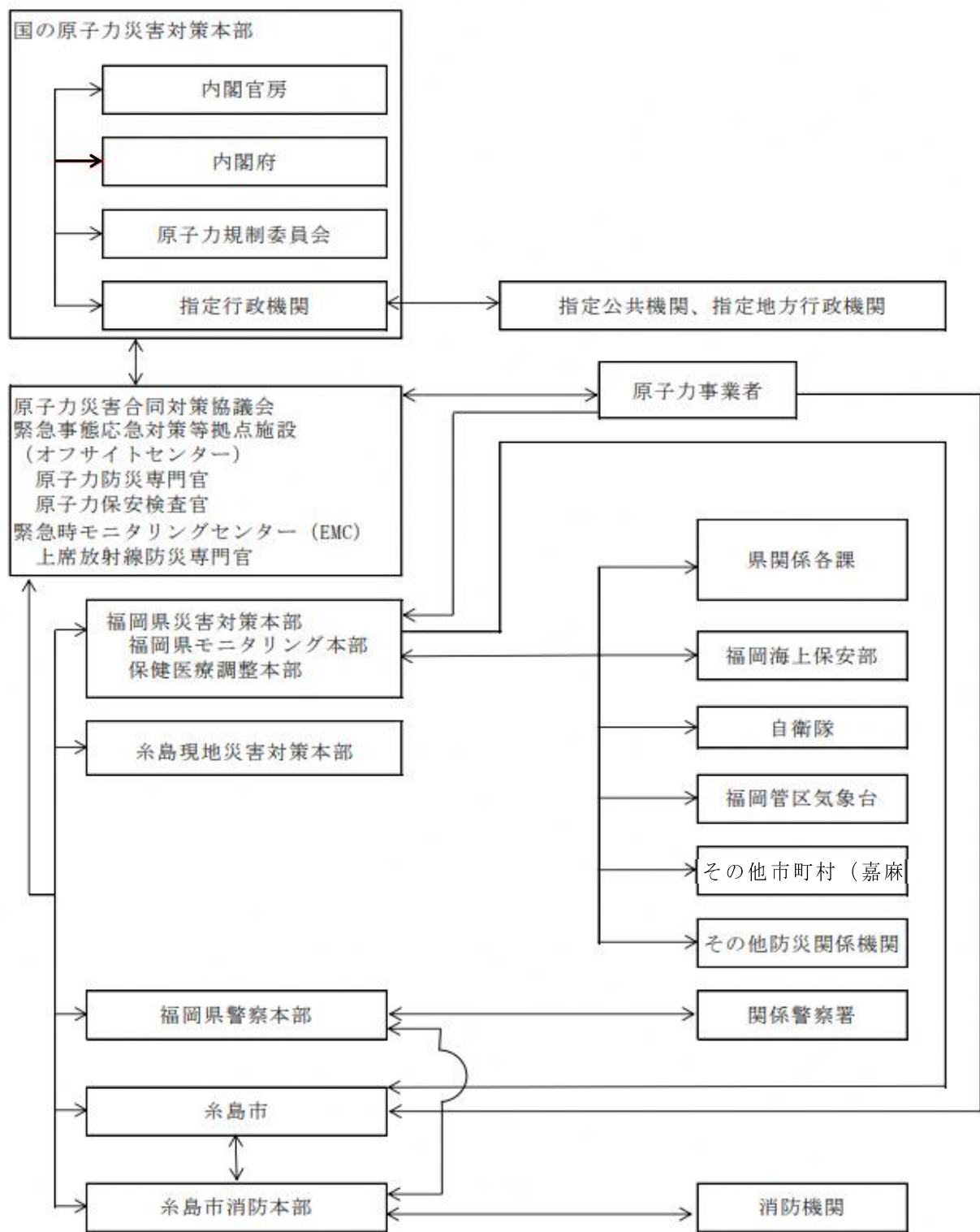
3 市民等からの問い合わせに対する対応

- 情報班は、市民からの問い合わせに対応するため、窓口の設置等の体制を検討する。また、県等の協力を得て、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備えて置くようにする。

■情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路



■緊急事態宣言発出後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。
(資料：県地域防災計画（原子力災害対策編）)

第3 緊急避難

1 広域避難者の受入れ

(1) 避難者の受入れ

- 本部班は、原子力災害の発生地周辺市町村に避難のための立ち退きの指示等が出された際に、本市が避難先として避難者を受け入れる場合においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。
- 自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な指定避難所において受け入れる体制を整える。

(2) 避難者の健康対策

- 保健医療班は、指定避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

2 市民の緊急避難への対応

- 本部班は、放射性物質の拡散による影響が予想され、市民の緊急的な避難が必要となった場合には、避難指示等を発令するとともに、警戒区域の設定及び立入り制限を行う。
- すみやかに市民に情報提供を行う。
- 原子力災害時には、迅速に避難する必要がある、自動車による避難が効果的であることから、避難に当たっては、自家用車の利用を認めることとし、その場合は、努めて乗り合いによる。
- 避難方向や指定緊急避難場所・指定避難所については、現場や県による情報、風向き等の気象情報等を収集・整理し、適切に判断する。

第4 原子力災害応急対策活動

1 緊急モニタリング活動への協力

- 本部班は、県より緊急モニタリング活動への協力を依頼された場合、これに協力する。
- 協力する事項は次のとおりである。

■県の緊急モニタリング活動への協力事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング ○要員の派遣 ○資機材の貸与 |
|---|

2 飲料水、飲食物の摂取制限等

- 市は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表のO I L及び食品中の放射性物質の規格基準（食品衛生法）を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講ずる。
- 水道水については、水道水中の放射性物質に係る管理目標値である放射性セシウム 10 ベクレル／k g を著しく超過する場合や長期間超過することが見込まれる場合、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講ずる。

- 国及び県から放射線物質による汚染状況調査の要請があった場合、O I Lの基準値を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。
- 食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。
- 水道班は、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、市民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

■飲食物摂取制限に関するOIL^{※1}

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率) ^{※4}	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ^{※5}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※6}
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 I A E Aでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である飲食物に係るスクリーニング基準を定める。

※2 初期設定値：緊急事態当初に用いるO I Lの値。地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値。

※4 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討。その際、I A E AのG S G-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(資料：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

(資料：県地域防災計画(原子力災害対策編))

3 農林畜産物等の摂取及び出荷制限

- 産業班は、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者などに対し、県からの要請内容について周知するとともに、県が要請する措置を講じるよう要請する。
- 上記の措置の内容について、市民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

- 農作物の作付け制限
- 農林水産物等の採取・漁獲の禁止
- 農林水産物等の出荷制限
- 肥料・土壌改良資機材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- 家畜の避難・処分
- その他必要な措置

- 市は県と協力し、制限物品が流通した場合に市民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査・検査を実施し、関係者に情報提供を行う。

4 飲料水の供給

- 水道班は、県が飲料水の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市民への応急給水等の措置を講ずる。

5 文教対策

- 学校等及び市は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

(1) 学校施設の被害状況の把握、応急復旧

- 教育班は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。

(2) 応急教育の実施

- 学校等並びに班は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、応急教育を実施する。
- 避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

第6章 災害復旧復興計画

第1節 災害復旧事業計画

項目	担当
第1 災害復旧事業の推進	関係各課
第2 激甚法 [*] による災害復旧事業	関係各課
第3 原子力災害復旧対策	関係各課

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）

第1 災害復旧事業の推進

- 市は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画をすみやかに策定し、次のとおり迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- 被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にし、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

■災害復旧事業の種類

種類	項目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	○河川 ○海岸 ○砂防設備 ○道路、橋梁 ○港湾 ○漁港 ○下水道 ○公園 ○林地荒廃防止施設 ○地すべり防止施設 ○急傾斜地崩壊防止施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	○農地、農業用施設 ○林業用施設 ○共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	○都市計画区域における街路、公園、都市排水施設等 ○市街地における土砂堆積等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
公営住宅 災害復旧事業計画	○災害公営住宅の建設 ○既設公営住宅	公営住宅法
公立文教施設 災害復旧事業計画	○公立学校施設 ○公立社会教育施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
厚生施設等 災害復旧計画	○社会福祉施設等	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、老人福祉法、売春防止法
医療施設 災害復旧事業計画	○医療施設	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
公営企業 災害復旧事業計画	○病院 ○上水道 ○簡易水道事業	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 水道法

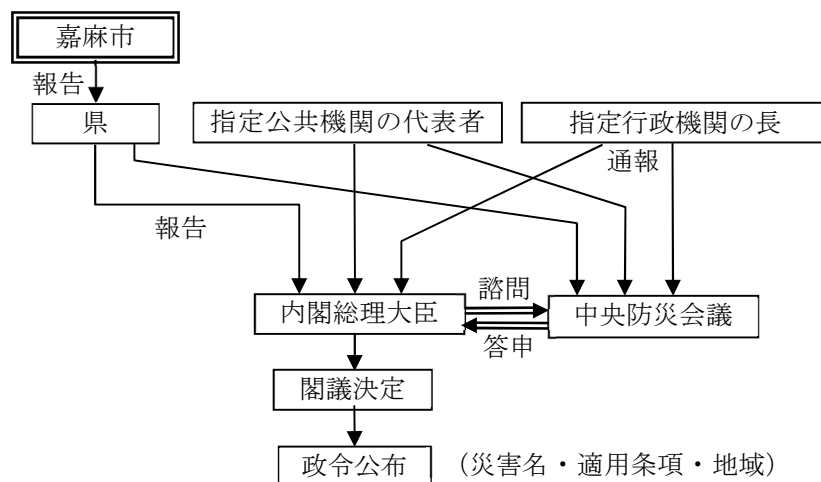
第2 激甚法による災害復旧事業

- 著しく激甚な災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚法が制定されている。激甚災害に指定されたときは、市は、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

1 激甚災害の指定手順

- 激甚法第2条においては、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、次のとおり内閣総理大臣が中央防災会議に諮ったうえで、政令によりその災害を激甚災害として指定する。
- 激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に定められている。
- 激甚な災害が発生した場合は、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮ったうえで、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業、同関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○障害者支援施設等施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症指定医療機関の災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条） ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条） ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条） ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条） ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条） ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条） ○共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条） ○森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成	○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条） ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）
その他の財政援助及び助成	○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条） ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条） ○市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条） ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸し付けの特例（激甚法第20条） ○水防資機材費の補助の特例（激甚法第21条） ○罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条） ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（激甚法第24条） ○雇用保険法による求職者給付に関する特例（激甚法第25条）

2 激甚災害に関する調査報告

- 市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、すみやかにその被害状況等を県に報告する。

第3 原子力災害復旧対策

- 市は、原子力災害の拡大の防止と復旧のため、除染への対応、風評被害の軽減、各種制限措置の解除以降の影響調査などの復旧対策を講ずる。

1 放射線物質による汚染の除去

(1) 避難のための立ち退き指示があった地域

- 市は、避難のための立ち退きの指示があった地域を対象とする除染について、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

(2) その他の地域

- 市は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外を対象として除染を行う場合は、主に市町村における除染を対象として国が策定した除染関係ガイドラインを参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、次のとおり実施する。

■除染を行う際の留意点

- ①線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等、子どもの生活環境を中心とした除染を行う。
また、線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があり得ることから、子どもの生活環境に留意した対応を行う。
- ②水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- ③除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量の記録等、周辺地域住民の健康保護及び生活環境保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- ④除染実施の前後にモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後にも必要に応じ定期的にモニタリングを実施する。

(資料：除染関係ガイドライン（平成23年12月 環境省）)

2 放射線物質が付着した廃棄物の処理

- 市は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、次の協力を行う。

■放射性物質が付着した廃棄物の処理における対応

- 廃棄物の処理に際しての収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行う。
- 放射性物質の付着した土地の表土、摂取制限・出荷制限等の対象となった飲食物・農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の適切な処理について市民等へ周知徹底する。

- 放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、一時的な保管への協力に当たっては、次のような措置をとる。

■放射性物質が付着した廃棄物の収集、運搬、一時的な保管における措置

- 飛散流出防止措置
- モニタリングの実施
- 放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録
- 周辺地域住民の健康保護及び生活環境保全への配慮

- 国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請する。

3 風評被害の軽減

- 市は、原子力災害による情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響を軽減するため、流通促進、人権問題に配慮し、正確な情報に基づき広報活動を実施する。
- 情報提供・広報活動に当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

4 心身の健康相談体制の整備

- 市は、市民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。また、県が実施する市民の被ばく線量の把握、長期間にわたる健康調査に協力する。

5 各種制限措置の解除等

- 市は、緊急時モニタリング等による調査、原子力規制委員会の判断、国・県等からの各種制限措置の解除指示等をふまえ、関係機関や市民に関連情報を周知する。
- 解除後、原子力災害による影響調査を実施するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

6 環境放射線モニタリングへの協力

- 市は、国による原子力緊急事態解除宣言後に県が関係機関等と協力して実施する環境放射線モニタリングに協力する。
- 原子力緊急事態宣言は、原子力施設で重大な事故が発生した際に、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が発出するものである。原子力災害が終息し、応急対策を実施する必要がなくなった場合は、内閣総理大臣が原子力規制委員会を開き、解除宣言を行う。

第2節 被災者等の生活再建等の支援計画

項目	担当
第1 生活相談	市民課、市民サービス課、関係各課
第2 罹災証明の発行	税務課、防災対策課、市民サービス課
第3 雇用機会の確保	産業振興課
第4 義援金品の受付及び配分	社会福祉課
第5 災害弔慰金等の支給	社会福祉課、生活支援課
第6 生活資金の確保	社会福祉課、市社会福祉協議会
第7 郵便事業の支援措置	郵便局
第8 租税の減免等	税務課、関係各課
第9 住宅復興資金の融資	住宅課
第10 災害公営住宅の建設等	住宅課

第1 生活相談

- 県は、県民情報センター、保健福祉環境事務所等に災害関連の総合相談窓口を設置する。また、必要に応じて、指定避難所、庁舎その他適当な場所においても、総合的な情報提供及び相談窓口を設置する。
- 市は、災害時における市民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施するとともに、相談窓口の設置をした場合は、関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮する。なお、詳細については、第3章 第6節「広報・広聴計画」による。
- 精神科医療機関等と協力し、被災者や要配慮者の精神面を支援するため、カウンセリング等の必要な措置を行う。さらに、必要な情報資料を作成し、市への提供を依頼する。

1 生活相談

- 市は、災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に迅速かつ的確に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 相談所の設置

- 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

(2) 情報提供等

- 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。
- 相談窓口では、市の対策だけでなく総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。
- 他の市町村に避難した被災者に対しても、市は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 女性のための相談受付

- 市は、災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など、女性特有の問題に関する相談に対応するため、指定避難所等において女性の相談員や保健師等を派遣するなどの相談受付体制を整える。

第2 罹災証明の発行

1 被害認定基準

- 災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月）に準じた区分とする。
- 令和2年12月4日に被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和2年法律第69号）が公布・施行され、被災者生活再建支援金の支給対象として、中規模半壊世帯が追加された。

■災害による住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	半壊のうち大規模半壊には至らないが相当規模の補修を要するものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。

- 被害の程度が上記の基準に満たない一部損壊においても、市長が認めるものについては被害認定を行うものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなもの等は除く。

2 罹災証明の発行

- 市は、被災者から、罹災証明の申請が行われた場合は、被災者台帳により確認のうえ、遅滞なく罹災証明書を発行する。被災者台帳及び被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行し、申請者の立証資料（証明書等）を基に客観的に判断できるときは、罹災証明書を発行する。
- 罹災証明の範囲は、次のとおり災害対策基本法第2条第1号に規定する災害とする。

■罹災証明の範囲

○全壊	○大規模半壊	○中規模半壊	○半壊	○準半壊	○一部損壊
-----	--------	--------	-----	------	-------

3 被害届出証明書の発行

- 市は、被害調査等により災害との因果関係や被害の程度が客観的に判断できないときは、被害届出があったことを証明する（被害の事実は証明しない）。
- 市は、被災者からの被害届出に対し、必要に応じて被害届出証明書を発行して対応する。

■被害届出証明書・罹災証明書の担当及び証明の範囲

税務課、防災対策課、 市民サービス課	○家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊等
消防本部	○火災による焼損等

※資料編 14-1 罹災証明申請書

※資料編 14-2 罹災証明書

※資料編 14-3 被害届出兼証明書

4 被災者台帳の整備

- 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(1) 記載事項

- 被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

■被災者台帳の記載事項

- 氏名、出生の年月日、男女の別、住居又は居所
- 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先、罹災証明書の交付の状況
- 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 上記の提供を行った場合は、その旨及び日時
- 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

- 被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 被災台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長のその他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

(3) 台帳情報の利用

- 市は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

(4) 台帳情報の提供

- 市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供する。

■台帳情報の提供の条件

- 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき
- 他の地方自治体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

- 本人の同意がある又は本人に提供する場合、提供を受ける者は、次の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

■申請者への記載事項

- 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- 提供を受けようとする台帳の範囲
- 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- その他、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

- 市は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

5 被災者支援システムの有効活用

- 市は、災害発生時、直ちに被災者を救護・支援し、被災者の生活再建に向けて、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行う必要があるため、被災者支援システムを有効的に活用する。
- 市は、被災者情報を一元的に管理することにより、必要となる膨大な行政事務を効率的に行い、被災者支援、復興・復旧業務を円滑に実施できるように努める。

第3 雇用機会の確保

- 市は、被災事業者の雇用維持及び被災者の職業のあっせんについて、被災者に情報を提供するとともに、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。
- 公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報をすみやかに把握し、次の措置を行う。

■公共職業安定所の措置

- 公共職業安定所内に、被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講あっせん、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施
- 女性の雇用促進

第4 義援金品の受付及び配分

- 災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、次のとおり、市は、これらの受入れ体制や配分等についてすみやかに体制を確立する。

1 義援金品の受付

- 義援品の受付に際しては、被災地のニーズに応じた物資とすること、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすること等、義援品提供者に呼びかける。
- 義援金品の受付窓口を設置し、受付記録の作成及び保管等の手続きを行うとともに、寄託者に対しては受領書を発行する。

※資料編 14-4 義援金品受領書

2 義援金品の保管

- 義援金は、被災者に配分するまで指定金融機関において専用口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり保管することとし、義援品は市所有の倉庫等に保管する。

3 義援金品の配分

- 市は、義援金品の配分に関して配分委員会等を設置し、次の県の配分基準等を参考に配分比率及び配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

■県の配分基準

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	10
	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	2
	半壊半焼世帯	1
義援品	全壊全焼流失世帯	3
	半壊半焼世帯	2
	床上浸水世帯	1

第5 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

- 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条の規定に基づき、嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年条例第 79 号）により、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金

- 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律第 8 条の規定に基づき、嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

※資料編 4-8 嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例

※資料編 4-9 嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

3 災害見舞金

- 市は、市災害見舞金交付規程（平成 18 年告示第 12 号）により、災害見舞金を交付する。

※資料編 4-10 嘉麻市災害見舞金交付規程

4 被災者生活再建支援金

- 県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な市民に対し、住宅の被害程度に応じ、被災者生活再建支援金を支給する。
- 市は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、取りまとめて県に提出する。

■法適用の要件

対象となる 自然災害	① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害 ② 10 世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③ 県内で 100 世帯以上の住宅が全壊した自然災害 ④ 県内で①又は②に規定する被害が発生しており、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害 ⑤ ①又は②に規定する市町村若しくは 100 世帯以上の住宅が全壊被害が発生した都道府県に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満に限る） ⑥ ①又は②に規定する市町村を含む都道府県若しくは 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が 2 以上ある場合かつ ・ 5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害 ・ 2 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 5 万人未満に限る）における自然災害
支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

■支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる

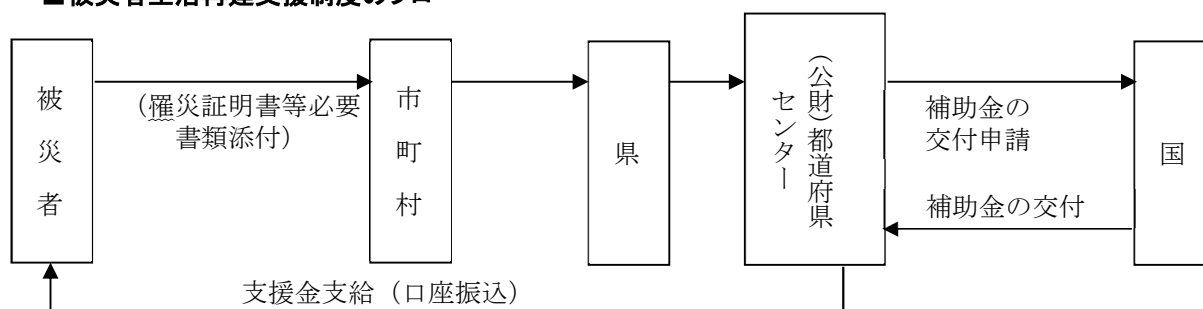
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

被災世帯の区分	支援金の支給額		
	基礎支援金	加算支援金	
		住宅の再建方法	支給額
全壊 (損害割合50%以上) 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃貸	25万円

■支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

■被災者生活再建支援制度のフロー



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を(公財)都道府県センターに委託している。

第6 生活資金の確保

1 災害援護資金

- 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、次のとおり災害援護資金を貸し付ける。
- 資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1とし、それぞれ市に無利子で貸し付けられる。

■災害援護資金の内容

対象災害		県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害	
貸付限度額	1	世帯主の1か月以上の負傷	150万円
	2	家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 ウ 住居の全壊 エ 住居の全体が滅失又は流出
			150万円 170万円 250万円 350万円
	3	1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複 イ 1と2のイの重複 ウ 1と2のウの重複
			250万円 270万円 350万円
	4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
		ア 2のイの場合	250万円
		イ 2のウの場合	350万円
		ウ 3のイの場合	350万円
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270万円とする。	
	利率	年3% (据置期間は無利子。遅延の場合を除く。)	
	据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)	
	償還期間	10年 (据置期間含む。)	
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦 (元利均等償還)	

2 生活福祉資金（福祉資金）

- 福岡県社会福祉協議会は、災害救助法の適用を受けない程度の災害又は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯等が、生活を立て直すために臨時に必要となる経費等を県生活福祉資金貸付規程及び県生活福祉資金貸付規程細則に基づき貸し付ける。
- 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。
- 市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■貸付条件等

貸付対象		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
貸付金額		一世帯150万円以内
貸付条件	措置期間	貸付の日から6月以内
	償還期間	措置期間経過後7年以内
	貸付利率	措置期間経過後年1.5% (連帯保証人を立てる場合は無利子)
	償還方法	月賦

3 母子・父子・寡婦福祉資金

- 県保健福祉環境事務所は、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、次のとおり母子家庭、父子家庭又は寡婦に対し資金を貸付ける。
- 災害の場合においては、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には償還金の支払いを猶予する特例や、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。
- 子育て支援課は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

主な対象者	○母子家庭の母、父子家庭の父で、20歳未満の子どもを扶養している人 ○かつて母子家庭の母だった人（寡婦） ○配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人 ※所得制限あり		
種類	○事業開始	○技能習得	○修業
	○事業継続	○生活	○就学支度
	○住宅	○転宅	○医療介護
	○就職支度	○修学	○結婚

第7 郵便事業の支援措置

- 飯塚・碓井・嘉穂・稲築・上山田の各郵便局等は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■郵便事業の特別業務

○被災者に対する通常葉書、郵便書簡の無償交付
○被災者が差し出す郵便物の料金免除
○被災地あて救助用郵便物の料金免除（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）
○郵便貯金等の非常取扱い（災害救助法の適用があった場合）

第8 租税の減免等

- 市は、災害によって被害を受けた市民に対して次のとおり市民税等の減免や、納税の延期及び徴収猶予等の措置を行う。
- 市やライフライン機関は、被災した市民の生活を支援するため、次の公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講ずる。

■市税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	○災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。	
徴収猶予	○災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）	
滞納処分の執行の停止等	災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。	
減免・免除	○被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免、課税免除、納付義務の免除を行う。	
	個人の市民税 （個人の県民税を含む。）	○被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	固定資産税	○災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について行う。
	国民健康保険税 介護保険料 国民年金保険料 医療費一部負担金 軽自動車税等	○被災により生活が著しく困難となった場合に減免を行う。

■県、国の減免等の種類

制度名	窓口
自立支援医療、補装具、障がい福祉サービス、障がい児通所支援の自己負担額の減免	保健福祉環境事務所、市福祉事務所、市町村
社会福祉施設の入所費用の減免	保健福祉環境事務所、児童相談所、市町村
精神障がい者措置入院費の減免	保健福祉環境事務所、市町村
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免及び徴収猶予	県税事務所
国税の減免及び納税猶予	税務署

■公共料金等の特別処置

○罹災証明手数料の免除	○ごみ処理手数料の減免等
○保育料の減免	○テレビ受信料金の免除等
○市営住宅家賃等の減免	○電話料金・電話工事費の減免等
○上下水道料金の減免等	○電気料金・工事費負担金の免除等
○し尿くみ取り手数料の免除等	○ガス料金の納付延長等

第9 住宅復興資金の融資

- 市は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度についての情報提供等を行う。

1 住宅復興資金

- 住宅金融公庫は、自然災害により住宅に被害が生じた被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害復興住宅資金の融資を行う。

2 災害対策資金の融資

- 市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進して、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資あっせん及び利子補助を行う。

第10 災害公営住宅の建設等

- 市は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況や、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設するか、若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げを行う。
- 県の指導により、低所得被災世帯のために、国庫から補助を受け、災害公営住宅を整備して当該被災者を入居させる。

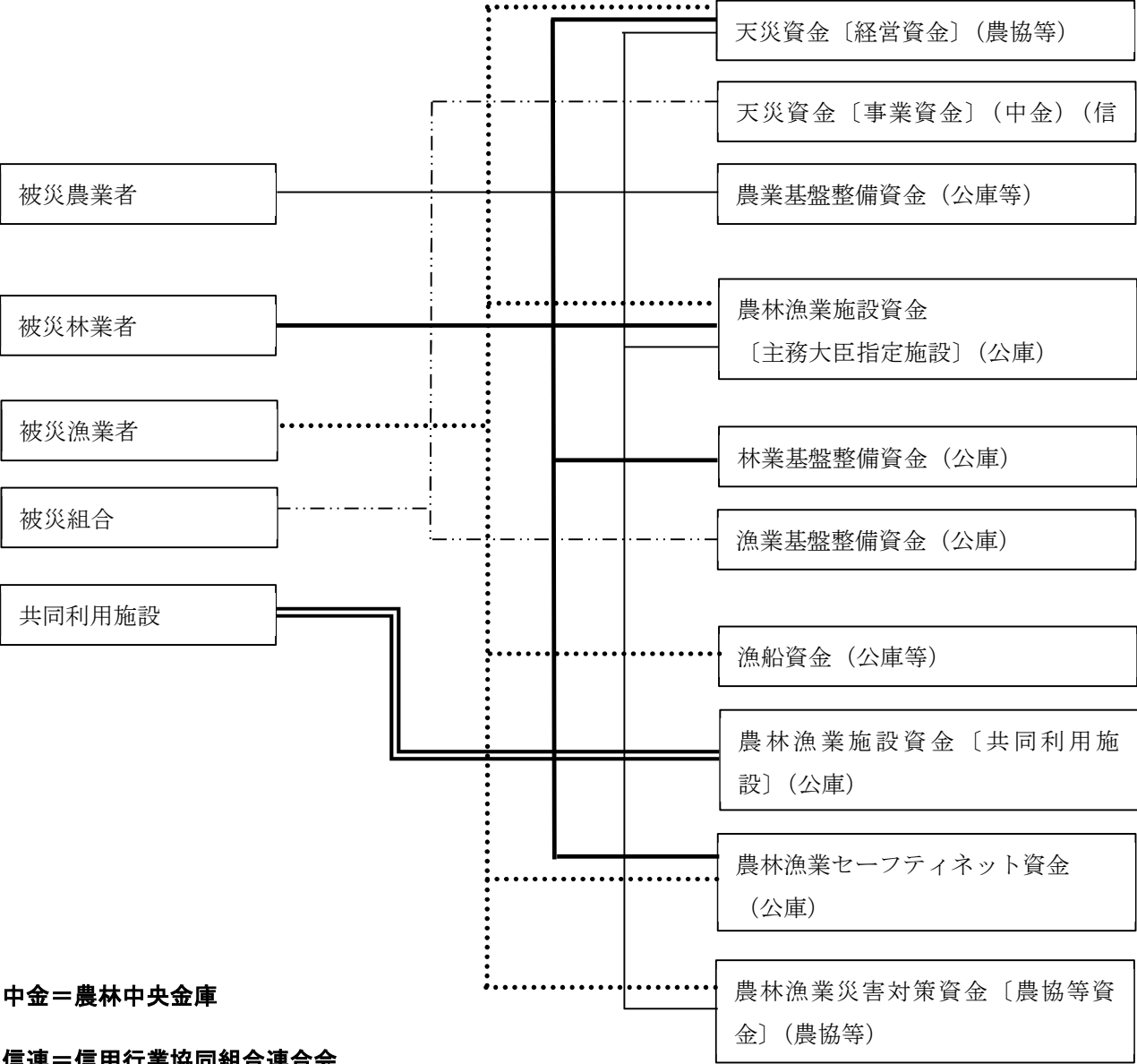
第3節 地域復興の支援計画

項目	担当
第1 農林漁業者への支援	農林振興課
第2 中小企業者への支援	産業振興課
第3 風評被害等への対応	関係各課

第1 農林漁業者への支援

- 市は、県、農業協同組合及び漁業協同組合等の協力により、被災した農林漁業者に対し、次のとおり災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林漁業関係融資



中金＝農林中央金庫

信連＝信用行業協同組合連合会

公庫＝日本政策金融公庫

第2 中小企業者への支援

- 市は、県、嘉麻市商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、次のとおり災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■融資制度の種類

- 県による融資（中小企業融資制度【緊急経済対策資金】）
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（国民生活事業）による融資
- 株式会社商工組合中央金庫による融資

第3 風評被害等への対応

- 市は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。
- 広報・啓発を行う際には、次の方法を検討しすみやかに実施する。

■風評被害等への対応例

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用リーフレットの作成
- 車内吊り広告
- テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- 市広報誌への掲載
- 講演会等の開催

第4節 災害復興計画

項目	担当
第1 復興本部の設置	総合政策課、防災対策課、関係各課
第2 復興事前準備	総合政策課、防災対策課、関係各課
第3 復興に対する合意形成	総合政策課、防災対策課、関係各課
第4 復興計画の推進	総合政策課、防災対策課、関係各課

- 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。
- 総合政策課、防災対策課及び関係各課は、必要に応じ大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し同計画に基づき事業を実施することにより、大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第1 復興本部の設置

- 著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。
- 復興本部には、部署等を置くが、その構成及び分掌事務については、設置の際に定める。復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し決定する。復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

第2 復興事前準備

- 総合政策課、防災対策課及び関係各課は、平時から大規模災害が発生した際のことを想定し総合計画等との整合性を図りつつ、被災後、早期に適切な復興まちづくりに着手できるような既往大規模災害等の過去の大災害からの復興まちづくりにおける課題等を踏まえて復興に資する対策の考え方等を事前に検討する。

第3 復興に対する合意形成

- 総合政策課、防災対策課及び関係各課は、復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災のまちづくりの方向についてできるだけすみやかに住民の合意が得られるように努める。

第4 復興計画の推進

- 復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮のうえ、可及的すみやかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整し、計画的に復興を進める。

嘉麻市地域防災計画

—本 編—

(令和 3 年 8 月)

(令和 7 年 6 月改定)

編集・発行 嘉麻市防災会議
事務局 嘉麻市防災対策課
〒820-0292
福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1
TEL 0948-42-7417
FAX 0948-42-7098